

令和4年第231回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和4年3月7日(月)

午前 9時00分 開会

午後 3時26分 延会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定について

出席委員(12名)

1番	宮	島	一	夫	委員	2番	高	坂	清	二	委員
3番	松	本	幾	雄	委員	5番	上	野	葉	月	委員
6番	井	上	奈	保子	委員	7番	紫	藤		明	委員
9番	北	堀	一	廣	委員	10番	上	野		廣	委員
11番	菅	間	孝	夫	委員	12番	内	田	敏	雄	委員
13番	吉	野	正	浩	委員	14番	阿	部	弘	明	委員

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長 瀬 上 邦 久

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	島	田	昌	徳
書	記	田	島	百 華
録	音	松	本	由 紀 夫

説明のため出席した人

町 長 吉 田 昇

副町長	柳	克	実
教育長	馬場	敏	男
総務政策課長	小柳	博	司
税務課長	篠崎	仁	志
会計管理者兼 会計課長	木村	俊	彦
町民保険課長	岩附	利	昭
健康福祉課長	木村	晴	彦
健康づくり課長	武井	宏	見
環境課長	関口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部	進	也
建設課長	稲村	茂	之
教育委員会事務局長	澄川		淳
議会事務局長	島田	昌	徳
総務政策課副課長	大林	具	視
総務政策課副主幹・ 人権・自治振興担当	齋藤	訓	行
総務政策課主査・ 企画調整担当	久保島		賢
総務政策課主任・ 秘書広報担当	鎌田	武	志
総務政策課主任・ 総務担当	武内	章	泰
総務政策課主任・ 財政担当	清水	敬	史
総務政策課主事・ 総務担当	強瀬	利	賀
税務課副課長兼 首席主幹・ 管理担当	高坂	克	美
税務課主幹・ 資産税担当	大熊	緩	子
税務課主任・ 町民税担当	岸	恵	子
会計課副主幹・ 会計用度担当	金井	淳	子
町民保険課副主幹・ 町民担当	高坂	真理	子

産業振興課 副課長兼主席主幹・ 土地改良担当	福	島	吉	朗
産業振興課主幹・ 農林商工担当	吉	野	和	弘
農業委員会事務局 主任・農地担当	鯨	井	丈	晴
建設課副課長兼 主席主幹・ 開発指導担当	神	田		等
建設課副主幹・ 管理担当	松	葉	良	次
建設課主査・ 道路整備担当	江	森		徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典	生
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百	華
健康福祉課副課長兼 主席主幹・福祉担当	宮	島	栄	一
健康福祉課副主幹・ 福祉担当	奥	野		忠
健康福祉課主任・ 福祉担当	富	永	茉	莉
健康福祉課主任・ 高齢者福祉担当	武	内		睦
町民保険課副課長兼 主席主幹・ 年金国保担当	松	本	由紀	夫
健康づくり課 副課長兼主席主幹・ 保健予防担当	篠	崎	美	幸
健康づくり課 副主幹・ 保健予防担当	西	浦	俊	行
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘	明
環境課副課長兼 主席主幹・ 生活環境担当	権	田	尚	司
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬	己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	市	川	明	浩

教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	岩	田	信	之
教育委員会事務局 主幹・生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 主任・教育総務担当	贄	田		誠
教育委員会事務局 主任 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成
教育委員会事務局 主任・図書館担当	矢	島		歩

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

○議長（瀬上邦久議員） 本定例会の初日に議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案について、議長を除く12名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。滑川町議会としては17回目の予算審査特別委員会の設置であり、今回も前年度に続いて議場を使用して開催しますので、十分なる審査をお願いいたします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に、「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長委員は井上奈保子委員であります。井上奈保子委員に臨時委員長をお願いいたします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 井上奈保子委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（井上奈保子委員） 皆さん、おはようございます。井上奈保子です。年長のゆえをもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

欠席届はありません。ただいまの出席委員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（井上奈保子委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行います。

ご指名をお願いします。

北堀委員。

○9番（北堀一廣委員） 吉野正浩委員を推選したいと思います。

○臨時委員長（井上奈保子委員） ただいま吉野正浩委員を委員長にとのご指名がありました。これ

に異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認めます。

よって、吉野正浩委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

吉野正浩委員長、委員長席にお着き願います。

それでは、ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○委員長（吉野正浩委員） おはようございます。ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました吉野正浩でございます。

令和4年度の当初予算の審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会の運営が円滑にできますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長（吉野正浩委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 異議なしと認め、副委員長に内田敏雄委員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 異議なしと認め、よって内田敏雄委員が副委員長に当選されました。

内田敏雄副委員長、副委員長席にお着きをお願いします。

ここで、内田敏雄副委員長にご挨拶をお願いします。

○副委員長（内田敏雄委員） ただいま吉野委員長よりご指名を賜り、副委員長に当選しました内田敏雄でございます。

微力ではございますが、吉野正浩委員長を補佐し、令和4年度の当初予算の審査に当たり、特別委員会の運営が円滑にできますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（吉野正浩委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名します。

10番 上野 廣 委員

11番 菅間 孝夫 委員

14番 阿部 弘明 委員

以上、3名の方をお願いします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑

○委員長（吉野正浩委員） 予算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会において付託された議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの各会計予算8議案の審査であります。

当委員会における審査日程は2日間とします。

審議は議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会所管事項の審査から始め、文教厚生常任委員会の所管事項と続き、そして令和4年度の各特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査を行います。

質問者は質問を質問席で行い、答弁者は答弁を自席でお願いします。質問者、答弁者は委員長権限で着座のまま質問、答弁を行って結構です。質疑は一問一答方式、時間は40分間とします。回数制限は設けませんが、一般会計の総務経済建設常任委員会の所管事項で1回、文教厚生常任委員会の所管事項で1回、特別会計・事業会計でそれぞれ1回ずつということです。なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合には、自ら指名をお願いします。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） では、そのように進めさせていただきます。

議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についての審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管事項の審査を行います。

各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

最初に、小柳総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長の小柳でございます。総務政策課所管の令和4年度予算につきまして、お許しをいただいておりますので、着座にてご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、議案説明も含め既にご説明をさせていただきますので、この場においては主な歳出についてのご説明をさせていただきます。

予算書の31ページをお開きください。款2 総務費、項1 総務管理費でございます。目1 一般管理

費では、本年度予算額 2 億2,457万8,000円で、前年度比1,285万円の増額予算でございます。特別職給料や一般職給料等の人件費のほか、行政バス運行委託料や内部管理のためのシステム関連委託料等を計上させていただきました。

1 ページおめくりいただきまして、33ページの中段を御覧ください。目12委託料においては、新たに法令等整備・支援業務委託料374万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、改正が予定されております個人情報保護の関係で専門業者等にご相談をさせていただくための委託料でございます。

次に、目2文書広報費でございます。本年度予算額1,499万3,000円、前年度比6万9,000円の減額でございます。主な内容でございますが、34ページをお開きください。節10需用費の印刷製本費に「広報なめがわ」を発行するための予算といたしまして782万円の予算を計上しております。また、節12委託料においては、町プロモーションビデオ制作委託料131万5,000円、節13使用料及び賃借料に町の公文書の適正管理のための文書管理システム等使用料として316万8,000円などの予算を計上しております。

次に、35ページ、目5財産管理費でございます。本年度予算額4,562万5,000円、前年度比39万9,000円の増額でございます。こちらでは役場庁舎等の施設管理費や公用車の維持管理経費の予算が計上されております。主なものといたしましては、節10需用費に役場庁舎の光熱水費624万8,000円や節12委託料には役場の閉庁時間に係ります警備委託料として530万2,000円、また庁舎清掃委託料390万5,000円などの予算でございます。

36ページに移りまして、節13使用料及び賃借料のうち、公用車の借りに伴う公用車リース料に1,189万6,000円を計上しております。

続いて、目6企画費を御覧ください。本年度予算額1億1,966万2,000円、前年度比669万1,000円の減額予算でございます。主な内容でございますが、節7報償費にふるさと納税の返礼品に係る寄附者謝礼として150万円、また37ページに移りまして、節12委託料に総合振興計画推進業務委託99万円、総合行政ネットワーク保守委託料780万3,000円などを計上しております。その下段になりますが、節13使用料及び賃借料では、電算システムの使用料関係、合わせまして5,703万1,000円を計上しております。

1 ページおめくりいただき、38ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に比企市町村圏組合管理費等負担金として673万8,000円、電算に係る経費節減のための埼玉県町村会で組織する情報システム共同化推進協議会負担金に153万円などを計上しております。また、大河ドラマ比企市町村推進協議会関係の予算といたしましては、協議会への町負担金として、大河ドラマ比企市町村推進協議会負担金50万円、また38ページから39ページにかけては、協議会への事業費補助金として大河ドラマ比企市町村推進協議会補助金に236万5,000円を計上しております。

次に、39ページ、目9人権政策費についてご説明をいたします。本年度予算額93万3,000円、前

年度比601万8,000円の減額でございます。こちらでは人権フェスティバル協力者謝礼や比企郡市人権政策協議会負担金などの人権政策に係る予算をそれぞれ計上させていただいております。なお、減額が多くなりました理由につきましては、本年度作成している計画の委託業務が終了するためでございます。

次に、目10コミュニティセンター費をお開きください。本年度予算額1,885万円、前年度比17万5,000円の増額でございます。コミュニティセンターの運営のための経費といたしまして、コミュニティセンター運営管理委託料に1,885万円の予算を計上しております。

総務管理費の最後になりますが、目15諸費でございます。本年度予算額2,944万6,000円、前年度比6,000円の減額でございます。主なものといたしましては、節7報償費に交通指導員報償463万5,000円、区長等報償1,494万円、こちらの予算を計上しております。

また、40ページの中段を御覧いただきますと、節18負担金、補助及び交付金に自治振興団体活動費補助金、令和4年度につきましても各行政区へ補助するための金額といたしまして354万8,000円の予算を計上させていただきました。

次に、ページを飛びます。45ページの中段を御覧ください。項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございます。本年度予算額833万6,000円、前年度比11万3,000円の増額予算でございます。選挙管理委員会委員の報酬や人件費等が主なものでございますが、計上内容につきましては、前年度から大きな差異はございません。

次に、46ページをお開きください。項2選挙啓発費でございますが、本年度予算額7万8,000円、前年度比9,000円の増額でございます。こちらも前年度と大きな差異はございません。

次に、目5参議院議員選挙費から目8、48ページでございます、町議会議員補欠選挙費までは各選挙に係る経費でございますので、ご確認いただきまして、内容については省略をさせていただきます。

次に、49ページをお開きください。項5統計調査費でございます。目2指定統計調査費では、本年度予算額33万3,000円、前年度比36万6,000円の減額予算でございます。節1報酬に就業構造基本調査調査員等報酬7万7,000円、住宅土地統計調査員等報酬9万2,000円のほか、旅費や需用費、役員費等の予算をそれぞれ計上させていただいております。

続いて、またページが飛びます。83ページ、款9消防費をお開きください。目1常備消防費に比企市町村圏組合常備消防費負担金として3億1,425万8,000円、目2非常備消防費に比企広域消防組合非常備消防費負担金として1,978万1,000円の予算を計上させていただいたほか、目4防災費では節12委託料に防災行政無線保守点検委託料538万3,000円を、また令和4年度に改定を予定しております地域防災計画策定委託料550万円等を計上させていただきました。

以上、誠に雑駁ではございますが、総務政策課所管の令和4年度当初予算の説明とさせていただきます。慎重審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、木村会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） おはようございます。会計課長の木村でございます。会計課所管の主な予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入について説明いたします。予算書の27ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入を御覧ください。27ページの下から2行目、節15雑入に会計課窓口における県証紙の売りさばき収入として170万円を計上させていただきました。同じページの中ほどを御覧ください。節2県証紙売りさばき手数料の5万6,000円は先ほどの170万円分の県証紙の売りさばきに伴い、埼玉県から交付される手数料で、売りさばき収入の3.3%となっております。

次に、歳出について説明をいたします。予算書の34、35ページをお願いします。見開きの中ほど、款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費を御覧ください。令和4年度の歳出総額は2,971万4,000円で、前年度より839万9,000円の減額となっております。

それでは、歳出予算の具体的な内容についてご説明いたします。最初に35ページの上段、節10需用費について上から順に説明いたします。消耗品費178万7,000円は、庁舎内で使用する紙や筆記具など各課共通で使用する事務用品の調達に係るものでございます。経費節減のため、現在会計課で一元管理をさせていただいております。続く印刷製本費31万9,000円も役場で使用する封筒の印刷などの経費でございます。その下の県証紙170万円は、先ほど歳入のところで触れましたが、会計課の窓口で売りさばく県証紙の仕入れに係る経費でございます。

続いて、節11役務費です。クラウド口座振替取りまとめサービス利用料の94万円は各金融機関と通信によってデータの受渡しを行うための経費でございます。4月に予定されている機構改革の関係で、前年度より若干の増額となっております。

次に、手数料272万1,000円ですが、このうち55万円については町の指定金融機関である埼玉りそな銀行が役場の1階に設置しております派出所に関する経費16万3,000円が再振込などの手数料で例年どおりの予算でございます。残る200万8,000円につきましては、令和4年度初めて計上させていただきました予算であります。指定金融機関の公金取扱いに係る手数料の有料化に伴う経費でございます。現在埼玉りそな銀行は滑川町をはじめ県内9割以上の自治体の指定金融機関となっておりますが、皆様ご承知のとおり金融機関を取り巻く昨今の厳しい環境の中、今後も指定金融機関としての業務を維持していくために、これまで無料であった公金の取扱いに係る経費について、有料化への協力要請があったものでございます。予算額につきましては、令和2年度における取引件数をベースに算定をさせていただきました。新たに導入が予定されておるこの手数料につきましては、令和5年度より埼玉県内一斉に適用開始される計画となっておりますが、1年前倒しの令和4年度から協力することで、令和7年度までの向こう4年間手数料の一部が半額になる優遇措置が設けられております。このため周辺地域と足並みをそろえ、これに対応するべく予算化をお願いするものでございます。

会計課については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長の篠崎です。それでは、税務課の所管する予算について、着座にて説明させていただきます。

令和4年度一般会計予算の11ページをお開きください。歳入、款1町税でございますが、本年度予算額は29億5,939万円で、前年度比2億8,466万5,000円の増額でございます。歳入全体の45.2%を占めております。

それでは、町税の内訳について説明いたします。13ページをお開きください。款1町税、項1町民税、目1個人、本年度予算額10億3,329万4,000円で、前年度比2億3,342万5,000円の増額でございます。納税義務者数の増加によるものと、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収を見込んだ予算でしたが、令和4年度は個人の所得について予想したよりも影響を受けていないと見込み、個人町民税の所得割を9億9,482万3,000円といたしました。

目2法人、本年度予算額1億7,975万9,000円で、前年度比904万8,000円の増額でございます。法人数の増加及び景気の若干の回復を見込み、法人税割を1億1,617万4,000円といたしました。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税、本年度予算額15億2,200万円で、前年度比3,150万円の増額でございます。土地については、新型コロナウイルスの影響により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別措置を取っていましたが、令和4年度はその特別措置がなくなるため、5億4,300万円といたしました。家屋については、新築家屋の増加や住宅軽減終了増額分、また大規模家屋の建設、そして令和3年度に限り、収入が対前年と比較して30%以上減少した中小企業に限り、家屋の税額を2分の1またはゼロとするコロナ特例分が令和4年度はなくなることにより6億1,400万円といたしました。償却資産についても家屋と同様、令和3年度に限り収入が対前年と比較して30%以上減少した中小企業に限り、償却資産の税額を2分の1またはゼロとするコロナ特例分が令和4年度はなくなることにより、3億5,700万円といたしました。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額197万9,000円で、前年度比18万6,000円の減額でございます。

続きまして、項3軽自動車税、目1種別割、本年度予算額5,430万円で、前年度比305万円の増額でございます。登録台数の増加により増額させていただきました。

続きまして、14ページをお開きください。同じく項3軽自動車税、目2環境性能割、本年度予算額150万円でございます。令和4年2月分から令和5年1月分の12か月分を見込み計上しました。

続きまして、項4町たばこ税、目1町たばこ税、本年度予算額1億6,655万8,000円で、前年度比752万8,000円の増額でございます。近年の禁煙傾向により納税者の減少を見込む一方で、令和3年10月からの増税による増額を見込みました。

続きまして、41ページをお開きください。歳出でございますが、款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、本年度予算額1億798万5,000円で、前年度比69万5,000円の増額でございます。主な内容ですが、節12委託料で、今年度は土地鑑定評価委託料として1,499万3,000円を計上いたしました。令和6年度評価替えに向けて評価替えの前年、令和5年1月1日の標準宅地と路線の鑑定価格を基に令和6年度価格を算定するものでございます。

42ページ中段を御覧ください。目2賦課徴収費、本年度予算額2,306万7,000円で、前年度比280万4,000円の増額でございます。主に43ページの節12委託料の電算処理委託料の増額でございます。

以上で税務課の所管する予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の戸籍住民基本台帳関連予算を着座のままご説明をさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目からご説明をさせていただきます。予算書の18ページをお願いいたします。中段にあります款14使用料及び手数料、項の2手数料、目1総務手数料のうち節の3戸籍住民基本台帳手数料として494万4,000円を予算計上いたしました。内容は住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの証明書発行手数料と印鑑登録等の事務手数料となります。本年度とほぼ同額を見込んでおります。

続いて、20ページをお願いいたします。款の15国庫支出金、項の2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、節の9戸籍住民基本台帳費国庫補助金として1,321万8,000円を計上いたしました。主なものとして社会保障・税番号制度番号・通知カード事務等交付金1,282万2,000円となります。

続いて、21ページの中段、項の3国庫委託金、目1総務費国庫委託金のうち、節の3戸籍住民基本台帳費国庫委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金に37万5,000円を計上いたしました。

また、その下段、款の16県支出金、項1県負担金、目の1総務費県負担金のうち、節3戸籍住民基本台帳費県負担金に63万8,000円を計上しております。こちらは旅券、パスポート事務交付金でございます。なお、こちらの交付金はパスポートセンター事務を委託する東松山市へ全額委託料として支出をいたします。

続いて、歳出についてご説明いたします。予算書の43ページをお願いいたします。中段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費として、本年度予算額6,131万7,000円を計上いたしました。前年度比460万6,000円の減額となります。減額の理由といたしましては、職員人件費等に関わる経費の減額となります。主な歳出といたしましては、令和4年度の新たな事業といたしまして、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの導入を図ります。これに要する経費といたしまして、44ページ、節の11役務費のうち、コンビニ交付システム手

数料に23万4,000円、節の12委託料のうち、一番下になりますが、コンビニ交付システム委託料に165万3,000円、また節の18負担金、補助及び交付金のうち、45ページ、コンビニ交付システム負担金に17万4,000円を計上させていただきました。予算措置の理由といたしましては、国では令和4年度末をめどに全国民のほとんどがマイナンバーカードを取得することを進めております。滑川町においても個人番号カード、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付サービスを利用したいという町民の声をいただいております。この要望に応えたものとなります。そのほかの予算につきましては、個人番号カード関連事務の委任に関わる経費や証明書発行のための自動交付機及び各種電算機の借上料、保守料及び電算システム使用料等につきましては、前年度と同様に予算計上をさせていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、戸籍住民基本台帳関連の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 皆さん、おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。農業委員会、産業振興課所管の令和4年度予算につきまして、着座にて説明させていただきます。

予算書の20ページをお開きください。20ページ中段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金ですが、農村地域防災減災事業等補助金といたしまして3,000万円計上しております。こちらにつきましては、ため池の劣化状況調査を実施するための補助金であり、補助率100%により11か所のため池を調査する予定となっております。

23ページをお開きください。下段にある款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金ですが、本年度1,895万6,000円、345万6,000円の増となっております。内訳ですが、節1農業委員会費県補助金としまして253万4,000円、前年度比5万7,000円の減となっております。補助金の内訳になりますが、農業委員会交付金118万1,000円、農地利用最適化交付金110万4,000円、農業委員会補助金24万9,000円となっております。節2の農業振興費県補助金といたしまして415万5,000円、前年度比316万円の増となっております。内訳になりますが、経営所得安定対策推進事業費補助金としまして265万5,000円となっております。そして166万1,000円の増額となっております。昨年度の補正予算で新規に計上されました農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金150万円等となっております。節3農地費県補助金1,226万7,000円、前年度比35万3,000円の増となっております。10地区を対象とした多面的機能支援事業補助金でございます。

25ページ下段になります。款16県支出金、項3県委託金、目3農林水産業費県委託金ですが、アライグマ個体分析調査県委託金としまして39万2,000円、前年度比3万8,000円の減となっております。

26ページをお開きください。下段の款21諸収入、項4受託事業収入、目5農業水産業費受託事業

収入としまして、農業者年金業務委託金としまして9万5,000円で、前年同額となっております。

以上が収入の項目となっております。

続きまして、支出についてご説明をさせていただきます。69ページをお開きください。69ページ下段の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費16万4,000円、前年同額の予算計上となっております。

70ページを御覧ください。款6農林水産業費、項1農業費、目1の農業委員会費ですが、1,820万1,000円、271万2,000円の減でございます。主な減額の要因ですが、人件費等の見直しによるものとなっております。

71ページ下段を御覧ください。項1農業費、目2農業総務費ですが、4,162万5,000円、前年度比294万1,000円の減となっております。

続きまして、72ページ中段、項2農業費、目3の農業振興費ですが、1,766万2,000円、前年度比として299万2,000円の増額となっております。主な増額要因は経営所得安定対策推進事業費県交付金及び農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金の増額によるものです。節12委託料589万5,000円、前年度と同額計上となっております。節18負担金、補助及び交付金になります。748万5,000円、294万円の増となっており、経営所得安定対策推進事業費県交付金及び農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金の増額が主な要因でございます。

続きまして、73ページを御覧ください。項1農業費、目5農地費5,808万9,000円、前年度比2,018万2,000円の増となっております。節12の委託料におきまして、昨年度に引き続き国庫100%による農村地域防災減災事業を計画しております。委託内容は、ため池の劣化状況評価を11か所予定しており、合わせて3,100万円となっております。

続きまして、74ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金2,380万2,000円、334万5,000円の増となっております。主なものを説明いたしますと、土地改良施設維持管理適正化事業負担金383万5,000円、多面的機能支払交付金1,635万7,000円、県営ため池整備事業負担金337万5,000円、県営事業で実施する神戸沼地区調査費負担金及び事務費の負担でございます。

次に、項1農業費、目7農業集落排水費でございます。農業集落排水事業特別会計への繰出金7,220万円となっております。

続きまして、75ページを御覧ください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費ですが、本年度1,382万4,000円、前年度比176万4,000円の減となっております。主な減額要因は企業誘致奨励金の対象となる会社がなくなったことによるものでございます。節18の負担金、補助及び交付金ですが、主なものとして、商工振興資金利子補給事業補助金90万円、商工会補助金621万9,000円、耐震住宅リフォーム補助金30万円となっております。

続いて、項1商工費、目3観光費ですが、271万1,000円、6万7,000円の増となっております。節18負担金、補助及び交付金として、主なものとして、森林公園年間パスポート券購入補

助金として62万1,000円、滑川まつり事業補助金としまして124万円、観光協会補助金としまして75万円というのでございます。

次に、項1商工費、目4の消費者行政推進費ですが、本年度95万1,000円、前年度比1万6,000円の増となっております。東松山市で行っている1市4町の東松山市消費生活センターへの運営に関する負担金94万4,000円が主なものとなっております。

最後になりますが、飛びますが、108ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費でございますが、項目設定での計上となっております。

以上、雑駁ではございますが、農業委員会、産業振興課所管の予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、稲村建設課長、お願いします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村です。建設課が所管する令和4年度一般会計予算の概要を着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算書17ページ下段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料の予算額は1,934万8,000円で、前年度比5万3,000円の増額となります。主な内容は節1道路橋梁総務使用料1,566万3,000円で、町道や水路等の占用使用料、その他の施設の使用料となっております。

次に、18ページ、上段の節2都市計画総務使用料368万5,000円は、駅前広場等の使用料が主なものとなっております。

次に、19ページ上段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目5土木手数料の予算額は57万9,000円で、前年度比26万円の減額となっております。主な内訳は法令や条例等に基づく各種申請の手数料となっております。

20ページ中段を御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金825万円で、前年度比770万円の減額となっております。主な内容は節7橋梁維持費国庫補助金で、道路メンテナンス事業補助金となります。

次に、25ページを御覧ください。款16県支出金、項3県委託金、目2土木費県委託金は7,000円で、前年度比90万円の減額となっております。内容は節2都市計画総務費県委託金で、建築確認開発事務委託金となります。昨年度はここで都市計画基礎調査を行っていた関係で、今年度は減額となっております。

次に歳出の説明をさせていただきます。76ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は195万4,000円で、前年度より3万3,000円の減額となっております。主な内容は公用車の燃料費、また土木積算システムの委託料及び機器の借上料、各種団体等への負担金でございます。

次に、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の予算額は3,684万円で、前年度比675万9,000円の

減額となっております。主な内容は職員の人件費及び各団体等への負担金となります。

次に、77ページ下段を御覧ください。目2道路維持費の予算額は1億2,999万7,000円で、前年度比3,011万1,000円の増額となっております。主な内容といたしましては、節10需用費679万2,000円で、防犯灯等の電気料及び月輪地下道の排水ポンプ、みなみ野の除じん機の修繕料となっております。節11役務費1,630万円で、町道の補修及び雑草刈り払いの作業員の手数料となっております。節12委託料2,188万7,000円で、町道街路樹の管理及び滑川高校西通線、東武東上線地下道の排水ポンプの維持管理委託料となっております。

次に、78ページの上段でございます。路面性状調査等業務委託料として1,450万円を新規で計上させていただきます。これは5年に1度の個別施設計画策定のための基礎調査となっております。節13使用料及び賃借料1,370万5,000円で、主なものは重機の借上料及びLED街路灯賃貸借の料金となっております。節14工事請負費6,665万1,000円の内容は、交通安全施設の維持工事、新設工事と公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事として、町道108号線、町道8344号線の一部の舗装修繕の工事費となっております。

次に、同じページが目3道路新設改良費は6,222万1,000円で、前年度比6,150万円の増額となっております。その主な要因は節12委託料として、町道102号線ほか（月輪大堀）測量設計等委託料として、また節14工事請負費として、町道4026号線（和泉船川）と町道1047号線（福田両表）の改良工事費を計上させていただきます。

79ページを御覧ください。目4橋梁維持費ですが、予算額2,000万円で、前年度比900万円の減額となっております。節12委託料では、昨年の道路橋定期点検に基づく5橋の道路橋補修設計等委託料となります。こちらが国庫補助事業として実施をいたします。

次に、同じページ中段から、さらに次のページを御覧ください。項2河川費、目1河川総務費は825万7,000円で、前年度比5万7,000円の増額となっております。職員の人件費及び各団体への負担金が主なものとなります。

80ページ下段から81ページを御覧ください。項5都市計画費、目1都市計画総務費は3,591万7,000円で、前年度比781万4,000円の増額となります。主な内容は職員の人件費、団体等への負担金となります。

次に、81ページ下段を御覧ください。目2土地区画整理費及び目3街路事業費は各種団体への負担金となります。

目4公共下水道費は1億1,810万円で、前年度比350万円の減額となります。内容は下水道事業特別会計への繰出金となります。

次に、目6公園費ですが、予算額1,422万2,000円で、前年度比32万円の増額となっております。主な内容は例年実施しております都市公園、街区公園等の植栽管理、清掃委託、遊具点検等の維持管理の費用となっております。

最後に、109ページ中段を御覧ください。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、台風をはじめとした災害時の対応のための科目設定とさせていただきます。

以上、建設課所管の令和4年度予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、島田議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） おはようございます。議会事務局長の島田でございます。議会事務局所管の予算につきまして、着座にて説明させていただきます。

議会事務局の所管する歳入予算科目につきましてはございません。歳出予算科目につきましては、議会費と監査委員費の2項目でございます。

最初に、予算書の30ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。本年度総額8,911万1,000円で、前年度比93万2,000円の減額の予算を計上させていただきました。

主に減額があった予算につきましてご説明いたします。初めに、職員の人事異動の関係で、節3職員手当等のうち期末手当と勤勉手当につきまして、合わせて13万5,000円の減額となります。さらに議員さんの期末手当につきましても、支給率の改定により56万8,000円の減額となります。次に、節9交際費の議長交際費につきまして、コロナ禍により視察等の減少から10万円の減額となります。次に、節18負担金、補助及び交付金の県町村議会議長会負担金につきまして2万2,000円の減額と、比企郡町村議会議長会負担金につきまして2万4,000円の減額となります。こちらにつきましては、各議長会から示された負担額でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、予算書の49ページをお開き願います。款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費でございます。前年度比1万円の減額の予算を計上させていただきました。

減額があった主な予算につきましてご説明いたします。50ページをお開き願います。節18負担金、補助及び交付金の比企都市監査事務研究協議会負担金につきまして7,000円の減額となります。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。

以上が議会事務局が所管する予算でございます。雑駁な説明で申し訳ございませんが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（吉野正浩委員） 所管事項ごとの説明、大変ありがとうございました。

暫時休憩とします。再開は午前10時15分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 （午前10時15分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開いたします。

ここで各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課長、局長から紹介をお願いします。

最初に、小柳総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長の小柳でございます。よろしくお願いをいたします。

総務政策課説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長の大林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） おはようございます。総務政策課人権・自治振興担当、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。総務政策課財政担当主任の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） おはようございます。総務政策課総務担当の強瀬と申します。よろしくお願いをいたします。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当の武内と申します。本日はよろしくお願いをいたします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） おはようございます。総務政策課秘書広報担当、鎌田と申します。よろしくお願いをいたします。

○総務政策課長（小柳博司） 以上の8名でご説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、木村会計課長、お願いします。

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） 会計課長の木村でございます。本日は、私と説明員の2名で説明をさせていただきます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○会計課副主幹・会計用度担当（金井淳子） おはようございます。会計課会計用度担当、金井でございます。よろしくお願いをいたします。

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長の篠崎です。よろしくお願いをいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） おはようございます。税務課管理担当の高坂と申します。よろしくお願いをいたします。

○税務課主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課資産税担当の大熊と申します。よろしくお願いをいた

します。

○税務課主任・町民税担当（岸 恵子） 税務課町民税担当の岸と申します。よろしく申し上げます。

○税務課長（篠崎仁志） 以上、4名で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、岩附町民保険課長、申し上げます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしく願いいたします。

町民保険課説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） おはようございます。町民保険課町民担当の高坂と申します。本日はよろしく願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、申し上げます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。本日はよろしく願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） 産業振興課副課長土地改良担当、福島です。よろしく申し上げます。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当、吉野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会事務局主任・農地担当（鯨井丈晴） 農業委員会事務局農地担当、鯨井と申します。よろしく申し上げます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上、4名で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、稲村建設課長、申し上げます。

○建設課長（稲村茂之） 建設課長の稲村です。

建設課の本日の説明員につきましては、各自自己紹介とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○建設課副課長兼主席主幹・開発指導担当（神田 等） おはようございます。建設課副課長開発指導担当の神田です。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○建設課副主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課管理担当、松葉と申します。よろしく申し上げます。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当副主幹の江森です。本日はよろしく願いいたします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当の福田でございます。

います。よろしくお願いいたします。

○建設課長（稲村茂之） 建設課、以上5名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、島田議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） 議会事務局長の島田でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○議会事務局主事・庶務担当（田島百華） おはようございます。議会事務局庶務担当、田島と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（島田昌徳） 以上、2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

井上委員、質問席へお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 6番、井上です。

○委員長（吉野正浩委員） 着座で結構です。

○6番（井上奈保子委員） それでは、着座にて失礼させていただきます。それでは、総務経済建設委員会のほうの質問をさせていただきます。

今年度の予算編成におかれましては、今もなお世界的に猛威を振るって感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症の下、また気候変動による自然災害での未曾有の被害など、過去にない想定外のいろいろな影響が私たちの生活の中に入ってきています。これらにより個人の所得はあまり影響はしていないと見込んだとのことと、それからあと中小企業におかれましては自営業の人たちにも大きな打撃を被っているところも多く出ております。しかし、町はこのような先が見通せない中で、歳入の多くを占める町税を企業債や、経済の回復を見込んで前年度より増額の予算を立てるなどしているところは大変難しい作業だったのだらうと思っております。しかし、国だとか県から等の交付金も受けられますし、このようなものを利用してのいろいろな重点施策を盛り込んで、果敢に取り組を進めていくというこの姿勢は町民へのサービスの向上につながることで評価したいと思います。

それでは、1点だけ質問させていただきますが、一般会計のところの83ページをお願いいたします。町では新規として地域防災計画策定実施の予算が計上されていますが、この策定計画の内容でございますが、現在分かっている範囲でどのような策定を行い、どのようにそれを進めていくのか説明をお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、よろしくお願いいたします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が井上委員さんの質問に対してご答弁申し上げます。

こちらの地域防災計画につきましては、大幅な改定が平成28年の3月に前回は行われております。そこからおよそ6年ほどたちまして、県や国、こういったところの基本計画等も改定する中で、また委員おっしゃられたとおり、最近の想定外の災害、こういったものも起きております。この地域防災計画の中にはそういった災害を新たに見直し、また新型コロナの感染の状況とかの感染症対策ですとか、また来年度は町のほうも機構改革がございますので、各課の改めてその役割、こういったものを表せればというふうに今考えております。こちらについては業者のほうに委託をいたしまして、1年間かけて策定をしていきますが、当然地域防災計画については防災会議を開催しながら、委員さんの意見を取り込んで策定をしていくということになりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

その中で、今委員会をつくるというお話がありました。それで、策定の中に新たな委員会をつくるというわけだと思うのですが、今まで町内の防災に関して女性の参画が国だとか県と比べると大変低いというデータが出ております。女性の参画というのは先ほど説明、齋藤さんがおっしゃったような防災会議とか、今防災会議というお言葉が出ましたけれども、その防災会議における女性の参画がとても少ないということで、今国とか県だとか、大体平均16.1%の参画率であるのに、滑川町は今4.2%ということで、市区町村の平均だと9.3%というデータが載っております、それに比べますと、大変滑川町の女性の参画が低いと思うのです。この低いことに対して、どうしてこう低いのか、今現在それはどうしてでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

滑川町における防災会議の委員さんなのですが、こちらにつきましては、充て職で充てられている委員さんがほとんどになっておりまして、その方が男性という側面がございます、今現状、委員おっしゃられたとおり女性の委員さんの率が低くなっているというふうに考えております。ただ、こちらにつきましては、委員おっしゃられるとおり、女性の視点から見た防災計画というものも当然必要というふうには考えておりますので、それも含めて、今後女性委員の登用ですとか、そういったものを検討できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 今充て職でというお話がありましたけれども、やっぱりその選出方法につきましては、まずやり方が私まずいのかなというふうに思います。なぜ充て職でやらせるのか。

公募とかいろんな方法があると思うのです。今国とか県において女性の視点ですね、女性の視点の大切さ、これを広げていくという、そういう動きが進んでおりまして、町における防災に対する女性の声、これが大変必要だと思うのです。今気候変動等の自然災害が多い中、いつ災害が起こるか分からない毎日でございます、そんな中、男性の多い防災会議の中で、やっぱりもちろん足りない部分もあるのだと思うのです。そんなときにやはり女性の声、これを出してもらったことがもっといい会議になるのではないかなと思うのですけれども、女性の声をどのように捉えておりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

本年度策定しているパートナーシッププラン等の中でも町の防災に対しての女性からの意見、こういったものをどんどん取り入れていったほうがよいという、そういったものが今年度のパートナーシッププランの計画にも載っているように、委員言われるように、そちら大変重要なことと町としては考えております。ですが、委員につきましては法定で決まっている部分もございまして、どうしてもそこは変えられない部分がございます。ですので、どうやって女性の意見を取り入れていくか、こういったことも含めて来年度の策定に向けて検討してまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 国レベルですと、2030年までに女性の参画率を30%に上げるという目標が多分出ていると思うのです。ですから、滑川町も今のご説明がありましたけれども、やはり女性の声の大切さということを重要視していただければ、そのパーセンテージ、それをもう少し上げるように努力をしていただきたいと思っておりますので、これはお願いいたします。

次に、ある新聞で目にしたのですけれども、災害が起きたときに避難所へ避難しなければならない状態になった人たちが、いざというときに見落としがちな衣類の備蓄ということで載っていたのですけれども、食べ物とか水とか、あと電灯とか、懐中電気とか、そういうのは持っていくと思うのですけれども、意外に見落としがちなものというか、衣類ということが今クローズアップしてきているという問題で、ある会社が昨年、全国2,400人の成人を対象に行った調査で、災害に備えて服を用意している人は15%、衣類を備蓄している市区町村は18%だったとのこと。また、400人の避難経験者の4人に1人が避難時に不足していたものに衣服を挙げたとの調査でございます。それは下着、靴下、ジャージやスウェットなどで、災害時に、避難のときに1日ですぐに帰ればいいのですけれども、長期化ということも想定し、衣類も防災グッズとして用意しておくという、そういう内容のことが載っておりました。私もこれやっぱりふだんは災害なんかあっても避難はしなくても大丈夫なのだという、そういう安易な気持ちがあるのですけれども、これはいつそういう立場になるか分からないということで、やっぱりこれは心にとめておくことだなというふう

に思ったのですけれども、滑川町の備蓄が、町で備蓄しているのがありますよね。そのところに、衣類についてはどの程度の備蓄があるのですか、お聞きいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

衣類の備蓄については、さほどございません。ですので、委員おっしゃられるような長期化等が生じたときには、衣類の不足が生じる事態は当然起こるかと思えます。ただ、それを全部町のほうで用意というのなかなか難しいことも事実としてございますので、こちらはふだんからの自助というところの啓発で、町民の皆様にもご自分で備蓄をしていただきたいという啓発をしながら、そこで不足が生じたときのために町としても今後衣類等も含めて備蓄品については検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 今のこの衣類ですか、その類いについて少しとおっしゃいましたけれども、どの程度のものがありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

正確な数字は、すみません、今手持ちでないのですが、パジャマみたいな簡単なものが20着とか、その程度しか備蓄としては持っていなかったかというふうに、今思い出しておりますが、すみません、正確な数字については後ほどお示しさせていただければと思います。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 備蓄はいざという、必要なものなので、やっぱりある程度、常にどういうものがどの程度あるだろうという、そういうものの調べというか、それだけは一応は知っておいていただければ、では不足したものは何だろうとか、あるいは古くなったものは何だろうとか、そういうものも見出せるかと思えますので、常にこれは調べて頭に置いていただければいいかなと思います。

それでは、衣類については備蓄はしていないと言うのですけれども、もちろんこれは個人であるのが一番いいわけでございますよね、人に頼るのではなくて。やっぱり自分のことなので、衣類については自分が持っているもの、そういうもので足りれば、それを常に防災グッズとして持っていれば一番いいわけでございますので、こういうことを想定いたしまして、今後町のほうで、先ほどちょっと齋藤さんもおっしゃいましたけれども、町民にこういうことも必要なのだよということもぜひPRしていただければと思いますけれども、どんな考えがありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

委員おっしゃられるとおり、PR、町からの啓発ということで、広報ですとかホームページを使いまして、いざ災害のときに必要なものとか、そういったものをPRできるように今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

こういう下着とか、こういう生理用品とか、こういうものを備蓄するというそのこと、この根拠というか、これに対してもやはり女性の視点が大切かと思っておりますので、これからの防災計画の策定につきましては、ぜひこの女性の視点がここで役に立つようにパーセンテージを、女性の登用、そういう女性の委員を増やして活躍できる場を与えていただけるような、そういうことをこれからはもう少し進めていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席へお願いします。

○5番（上野葉月委員） 5番、上野葉月です。よろしくお願いします。

まず、25ページをお願いします。財産収入のところでは土地貸付収入についてお伺いします。1,371万5,000円とあるのですけれども、内訳と、それから前年度変化があった項目についてはその変化の額、変化の理由を教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水よりお答え申し上げます。

土地貸付収入でございますが、令和4年度につきましては、合計で20件の貸付けを予定しております。内訳といたしましては、法人の事業者さんに対しましての貸付けを13件、そして個人の方につきましては7件でございます。金額につきましては、普通財産の貸付けにつきましては3年に1度の貸付けをさせていただいておりますが、金額の変更につきましては、すみません、ちょっと資料のほうがございませぬが、1,371万5,000円ということで、来年度につきましては収入のほうは見込ませていただいております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） この貸付けに関してはこの項目でまとまっていて、ほかに項目はないということでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

普通財産の貸付けに関する収入につきましては、本項目のみとなっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 今まで1,400万円を超していたような記憶があるのですが、どこか大きく減ったところがあったのかなと思ってお聞きしましたが、そのような大きく変化したものについては特には分からないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

大きく減額した一つの要因といたしましては、令和2年度まで旧タナゴ館が現在文化財整理室として使われておりますけれども、そちらのほうにNPO法人が入っております、建物の貸付収入というものが計上がなされておりました。ただ、本年度よりそちらの建物の貸付けのほうがなくなったということで、令和4年度につきましてはそちらの金額につきまして減額をさせていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。では、例えばコロナの影響とかで、それぞれのところを一律に減額していったとかではなくて、1件貸付けの件数が減ったために総額が減ったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

おっしゃるとおりです。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。金額は小さいのですが、33ページ、総務費委託料のところ、ストレスチェック委託料15万3,000円とあるのですが、このストレスチェックというのは、どのような人に対して、どのようなときに行っているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） 総務政策課総務担当、強瀬よりご答弁申し上げます。

こちらのストレスチェック委託料については、職員、会計年度任用職員、再任用職員に対してのストレスチェックでございます。こちらは労働安全衛生法に基づいて行うものでございまして、全職員を対象にチェックをしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 役場、公務員さんだけに限らず、今会社で働いている方のストレスによる鬱であるとか、欠勤、長期休暇であるとか、そういうことは社会的な問題になっているかと思えます。その中でこのストレスチェックというのが入ってきているのだと思うのですけれども、そのストレスチェックを行った結果、フォローする必要があるようなケースというのが滑川町では発生しているのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） ストレスチェックについては、チェックをした後に高ストレス者に該当する人に面接を勧奨する通知を出しております。その中で面接の希望があった人については産業医と面接をして、後で人事のほうで聴取を行いまして適切な対応をするように心がけております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 産業医との面接まで至ったような方はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） 産業医との面接に至った方については、令和3年度については1名ございました。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。37ページなのですが、37ページ以外にもいろんなところにあるのですが、37ページの委託料、情報系ネットワークシステム等保守委託料398万円や、その上にある総合行政ネットワーク保守委託料780万円、それから34ページ等にもシステムという言葉に関して費用はあります。町で使っているシステム、複数のシステムがあると思うのですが、市町村合同でのシステムを利用していくことに改編していくというようなお話も前年度あったと思います。その中で、今年度の予算においてこのシステム関連の総額というのは去年の予算に対して、まとめて考えて増加傾向にあるのか、それとも同じぐらいで推移しているのかということが分かれば、お答え願いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁申し上げます。

電算経費に係る総額につきましては、様々なところにシステムに係る経費という項目がありますが、例年どおりの金額となっております。若干新規にシステムを導入したところとかもありますので、そういったところで若干の増額が発生している状況にあります。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 新規に導入した部分もあるけれども、総額としては変化はないというところで承知しました。システムに関して改編というか統合していくような話、市町村共通のものにしていくような話があったかと思うのですけれども、その進捗というか状況について教えていただいていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） お答えいたします。

基幹系システムについては、令和7年度までに国が作成するプラットフォーム上に乗せ替えていくということが標準化法という法律の下で決まっております。なので、当町といたしましても埼玉県情報システム共同化推進協議会の中で、共同で住基システムといったシステムを運用しておりますので、そちらの推進協議会のほうで、今参加する全21団体が令和7年度までに国の運用する標準化システムのほうに機器等、システム等を入れ替えていくという流れになっております。実際費用等が発生するのは令和5年度から費用が発生し、令和6年度の多分後半になってくると思うのですけれども、その辺には標準化システムへの切り替えが発生することとなると思います。

以上になります。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、その流れの中で、システムとしては共通化され、部分的には統合していくのだと思うのですが、コスト、予算としてはその流れの中で全体的には削減に向かうのか、それとも現状維持ぐらいのコストが予想されるのか、その辺の費用に関する見込みについても教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） お答えいたします。

費用については、例年市町村ごとですと、法改正があるたびに、その法改正に合わせたシステム改修等を実施しております。その費用については標準化システムにシステムが切り替わるタイミングで、全て法改正に合わせたシステムを各ベンダー、その構築する業者さんのほうが法改正があるたびにシステムを更改していきますので、そういった一時的なシステム改修費については削減が見込まれると予想しております。

以上になります。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。そういう一時的なものには削減が見込まれるのですが、全体を構築していくことに関してそれなりの作業が今なされていると思うのですけれども、そういうところはやはり必要経費として増えていくということなのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 基幹系システムの標準化に向けた取組の中で、例えば文字同定ですとか、今標準で外字の文字とかを使っておりますので、そういった文字が標準化システムに行ったときに使えるものかどうかというところの調査とか、そういった細かい事務的な作業については今後発生してくる見込みです。それについては、国の補助金を活用しながら、10分の10補助ということを知っておりますので、そういった補助金を活用しながらやっていきたいと思っておりますので、経常経費については今後据置きと見込んでおる状態です。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。73ページをお願いします。73ページ、農地費、下の方にある農村地域防災減災事業等委託料というところで、ため池に関することだと思っておりますけれども、ここに関する事で、ため池等劣化調査11か所なさっているということなのですが、これに関しても調査して、その結果どういう進み方をするのかという、計画も含めて進捗を教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） 産業振興課土地改良担当、福島のほうでお答えいたします。

以前より何回かご説明しているのですが、滑川町の場合、防災で危ないため池、決壊した場合、下に人家があったり、重要な道路を塞ぐような防災重点農業用ため池というのが50個指定になっております。今まで耐震診断、雨の豪雨点検調査をしてきました。今回劣化状況調査のほうを来年度11か所やることで調査ができるため池、全て完了します。その中で町単独で今後事業を設計業務、それから補助金をもらうに当たって国への法手続、それから工事と入っていくのですが、町単独でやるもの、県営事業のほうでやるもの、その辺のすみ分けをしていながら事業のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

調査して進めていくということなのですが、沼の保水量を保つため、それからちょっとこれは管轄が違いますが、ミヤコタナゴの自然繁殖を目指すためにということで沼の調査をしたときに落ち葉等がたまると、酸素が不足してタナゴの繁殖にはあまりよくないのではないかと。その辺は沼の保水量と関係してくると、どれくらい水がためられるかということと関係してくるところだと思っておりますけれども、地元の方や、長年使ってきている経緯等、その環境を保持するということからも、水を使うということからも考えて必要な作業ってもう見えてきていて、それは沼さらいなのではないかなと思うのです。ため池にこれだけ大きなお金をかけていて、これを直接

沼さらいに使えばもう幾つかの沼ができてしまうであろうと思いながら、いつもこの金額を見ています。この農村地域防災減災事業等によって調査が進み、その結果、沼さらいのような事業というのは展開していけるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） 今回今年度、来年度で行う劣化状況調査の中で深浅測量、ため池の深さを測る測量を入れております。その深さを測る測量で、元来の深さが幾つで、堆積物がどのくらい堆積しているという調査を行っております。事業、防災工事を行うときに、今おっしゃっています沼さらいをそこに組み込む段取りをしております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） すみません、もう一度説明をしてもらおうことになるかもしれないのですが、その沼さらいができるのは何年度で、その対象になるのは、沼は幾つぐらいになりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） 劣化状況調査の結果等来ていませんので、確実に何個かというのは申し上げられませんが、今回防災重点農業用ため池になっています50ため池のうちの市野川以北にある47のため池、こちらのほうで事業展開しておりますので、マックスで47ため池と考えています。あと、その時期ですが、こちらについては今の計画で最短で令和6年から7年度ぐらいの実施が一番早い実施かと思われまます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。75ページの観光費、森林公園年間パスポート券購入補助金62万円についてお伺いします。これの補助をした具体的な人数と、それから分かりましたら年齢層について教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野よりご答弁申し上げます。

今ご質問いただきました森林公園年間パスポート券購入補助金の内訳でございますが、令和2年度の実績といたしまして、大人が182名、シルバーのほうは99名の実績となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

シルバーが99名、大人が182名というところです。森林公園は子どもは無料なのですけれども、

大人は1回450円必要になってきます。プラス駐車場代がかかります。滑川町は、公園が比較的少ないと思っています。そして、以前議員の一般質問でも滑川町の公園の面積の質問がされたかと思うのですが、そのときの回答には森林公園の面積も考慮した形でのご回答が以前あったかと思えます。滑川町の子ども世帯が増える中で、少し規模の大きい公園に、例えば土曜日、日曜日等に行きたいという要望というか、皆さんそういう動きはされています。その中で、どこに行くかという、町外、川島であるとか、熊谷、江南のほうとか、そういうところにある少し大きめの費用のかからない大型遊具があるようなところに行っているというのが実情です。そして、子育て支援センター等でも何年か前に生じた問題だと思うのですが、滑川町が用意できないものに関して、特に子どもに関連することに関して東松山市であるとか、嵐山であるとか、町外の施設を利用しに行く。子育て支援センターなどに関しては、嵐山町が主催しているものに関して、明らかに滑川の方が多数行っている様子が見受けられて、嵐山町から話が入ったというようなことも聞いております。そのようなことを同じ公園ということで考えると、やはり滑川町、子ども、親子で行けるような少し大きめの公園が少ないというふうに思います。管理や整備等も含めて新規に滑川町が造るというのはなかなか難しいと思います。その中で、やはり森林公園をもっと活用していくということは真剣に考えてもいいのではないかと考えています。

年間パスポートの購入補助は確かにあるのですが、4,500円の年間パスポートを購入した場合に、役場で手続をして半額が戻ってくるという仕組みです。5回ぐらい行かないと、元を取るといふ言い方はあれなのですが、払った費用に対する効果があるかというのは分からないところ。購入するところで、では今年1年で5回行くかなという、ちょっとちゅうちょするところもあります。なので、子育て世代がもう少し森林公園、町内のすばらしい公園で、やはり遊具等もよく考えられていますし、各年代ごとに遊べる遊具がそろっているというところでは国立公園だけあってすばらしいところだと思います。ここに対する利用の補助、町民がもっと利用がしやすいようにというところを考えてもいいのではないかなと思っています。なので、具体的にはパスポートではなくて、1回ごとの利用を何回か無料にするであるとか、そういうようなもう少し、パスポートもいいのですが、利用しやすくなるような無料券の配布を考えてほしいなと思っているのですが、そのようなやり方についてのご検討はいかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野よりご答弁申し上げます。

委員よりいただきましたお話につきましては、今後森林公園、関係機関等と協議を重ね、検討をさせていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

町長にお伺いしたいのですけれども、公園についてどのようにお考えになっていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 町長、よろしくお願いします。

○町長（吉田 昇） 上野委員さんの質問に答弁を申し上げます。

今質問をいただきました件につきまして、私もやっぱり子育て支援という立場からも、子どもとお母さんで公園に行って、いろいろ遊ぶということは非常にいいことだというふうに思いますので、その辺につきましては、公園と話し合いをしたいというふうに思っております。ある程度もちろん町が負担をして、公園の中にそうした皆さんを入れてもらうというようなことで、ぜひ公園と話を今後進めてまいりたい。結果がどうなるか分かりませんが、町としてはそうした要望をきちんと、いわゆる所在市町村ということで、ぜひそうした協力も願いたいということを公園と話し合いを今後してみたいというふうに思っています。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

公園との話し合いについては、以前固定資産税はなかなかもらうのが厳しいのだというようなお話を伺ったことがあります。いろいろ交渉したけれども、やはり難しいという。そういうところが厳しいのであれば、せめてというか、こういう形で町に還元というような方向でお話をぜひしていただければと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。77ページの道路維持費についてお伺いします。委託料のところに町道街路樹管理委託料200万円とあるのですけれども、町道街路樹に関してかけている費用というのはこれだけになりますか。ほかにもあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから上野委員さんのご質問に答弁いたします。

街路樹で当初予算でついでいますのが200万円でございます。その200万円の内訳なのですが、みなみ野、月輪、大字都地内の低木、中木の剪定を行っております。下半期で、また9月補正で予算が取れば、森林公園の駅の南口から工業団地に向けてのケヤキの木がありますが、その木の高木剪定をやりたいというふうに担当では思っております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

街路樹を見ていて、最近ちょっと手入れが行き届いていないのかなというような木も見受けられています。特に背の高い木については、いわゆる強剪定のような強い刈り込みが最近増えているなと思って見えています。そこでお聞きするのですけれども、中低木及び高木について一本の木単体で考えた場合に何年に1度ぐらい剪定を入れているのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） お答えします。

基本的には、低中木につきましてはシルバー人材センターで毎年1回以上は行っております。高木の、森林公園の駅から工業団地に向かうあのケヤキの木なのですが、おおよそ3年から5年に1回のペースで高木の強剪定という形で行わせていただいております。あとは、近隣住民の方から葉っぱが雨どいに入るといって結構お叱りも受けますので、そういった方の前は随時行ったりしております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。費用の関係でなかなか難しいところもあると思うのですが、強剪定って丸坊主のようになってしまって、木によっては枯れる木というのも出てきてしまう確率も高くなるのかなと思います。なので、なるべく剪定期間を短くして、あまり強い刈り込みをしない方法が見た目にもいいのかなと思います。

それから、町民の方からのクレームというか注文についてなのですが、やはりその辺は受け取る方によっても気持ちの程度が違ってくると思いますので、緑、木があることをよしとしている方ももちろんいらっしゃると思うのです。でも、そういう方は、町にわざわざそれを言うてはこないの、1つのクレーム、あるいは1つの強い注文だけで木を切るだとか、刈り込みを強くするだとか、そういう対応をしないようにクレームが全てではないので、なかなか難しいところだとは思いますが、全体を考えながら動いていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。似たようなところなのですが、雑草の管理、78ページ、町道路肩雑草刈り払い委託料292万円についてなのですが、道路に関してはやはりこの金額だけという認識でいいのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから上野委員さんのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりで、町道路肩雑草刈り払い委託料につきましては、基本的には道路に面したところの草刈り作業をシルバー人材センターと契約しまして行う予定でございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ご担当の感覚として、これで足りているという感覚ですか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） お答えします。

これ以外にもシルバーさんの場合、幹線道路とか通行量が多い道路についてはなかなかできな

いという部分がありますので、そういった部分につきましては、上段の節11の役務費の町道保守作業員手数料の中から滑川町の土木業者のほうにお願いして草を刈ってもらっております。基本的にはシルバーで対応できるようなところにつきましては、今の町道路肩雑草刈り払い委託料にて実施しているところでございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

ほかに草刈りというと、公園に関するところがあると思うのですが、管轄等いろいろ分かれているかと思うのですが、公園に関するこの草刈り払い委託料の項目というのはありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当の福田が上野委員さんの質問に答弁申し上げます。

公園等の草刈り、樹木の剪定等の予算につきましては予算措置がございまして、ページ数が、少々お待ちください。大変お待たせしました。82ページにございまして、節の12公園等植栽管理委託料304万5,000円の予算措置がございまして、

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 公園もなかなか草が生えていて遊べないというような話もちらちらと聞くのですけれども、この金額で公園の草に関しては計画的にできているとお考えですか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） こちらの予算内には、草刈りの代金の費用に加えまして、中低木の剪定費用も含まれております。そちらの中で合算した予算の中におきまして、特に低中木におきましては毎年やるものではない木もございまして、そちらの残額を使いながら草刈りの剪定に当たっているところでございます。上野委員さんのおっしゃるとおり、草刈りの繁茂時期、天候等にもよりますが、こちらのほうなのですけれども、作業自体をシルバー人材センターさんのほうに道路整備担当と同じく委託しておりまして、担当といたしましても極力早めという形で作業依頼はしているところでございますが、天候もしくは、あとは今年になりますが、コロナ対策等で手が入らなかったというのが正直なところございまして、来年度以降に関しましては、早め早めの注文を心がけますのと、あとは計画的に早い段階で刈り込めば伸びるのも遅くなりますので、そういった計画的な作業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

公園などシルバーの方が刈払いしていただくところも見かけるのですけれども、やはり高齢者で熱中症等の危険度も高い方々でもありますし、草が繁茂する時期というのはなかなか気候的には厳しい時期でもあります。なので、シルバー人材頼みというのも、もちろんいいのですけれども、厳しい側面というのも出てくるのかなとも思っています。公園の草の管理が行き届いているとはいえないと思いますので、どのように、誰に頼んでいつやってというところをもう少し改善が必要なのかなと思っております。それが今答えていただいたことでもあると思うのですけれども、その点についてもう少し何かあればお答えください。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 上野委員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほどの草刈りの予算のほうなのですけれども、同じく82ページ、節の11番役務費の中で、雑草刈り払い等作業員手数料という予算がございます。100万7,000円計上しているところでございますが、こちらの予算でも執行しておりまして、こちらはすみません、等という形で書き上げておりますが、こちらには各種公園の維持管理作業というのも含まれておりまして、全額が草刈りのほうに適用できるわけではございませんが、実際今年、昨年もそうなのですけれども、例年やはりシルバーさんが入れないという時期もございますので、民間事業者の方へ草刈り等もこの予算で執行させていただいているところもございます。こちらの予算が限られた予算になりますので、ほかの維持管理のほうに係る費用割合を残しながら、計画的にシルバー人材さんの予算と抱き合わせながら、公園の使用が不便にならないよう心がけた計画を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

では、私の質問は以上です。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。質疑があるようですが、休憩後とさせていただきます。

暫時休憩とします。再開は午前11時35分とします。

休 憩 （午前11時19分）

再 開 （午前11時33分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

先ほど井上委員の質問に対して、総務政策課担当職より発言を求められていますので、これを許可します。

総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当が先ほどの

井上委員さんの質問の中で衣類の備蓄の数、調べてまいりましたので、報告させていただければと思います。

先ほどパジャマのようなものということでちょっとお話ししてしまったのですが、正式には半袖とパンツのセットです。男女兼用の半袖とパンツのセット、こちらが400セット用意されています。ただ、簡易的なものになりますので、やはりこれからも町民の方には自助の部分も周知が必要と考えておりますので、そちらにも努めてまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、着座で結構です。

○14番（阿部弘明委員） はい。予算についてなのですが、今回のこの予算をいろいろ検討させていただいたのですが、まず住民の皆さんの、この間コロナもありますけれども、重税感というか負担が非常に強いというようなご意見があります。それで、この間私たちがアンケート調査なども行わせていただきました。そういう中で、約半数以上の方々がやはり暮らしが大変厳しくなっているというようなご回答です。具体的にいろいろ声が上がってきているのですが、幾つかご紹介させていただきますと、ひとり親家族で、正社員でも低賃金長時間労働ですと。そして、やっと暮らしています。給与明細や源泉徴収票を見ると、税金や社会保険料の高さがびっくりします。また、ほかの方は共働きしなければ生活していくことができないと。賃金が安いのか、物価が高いのか分からないが不満を感じていると。また、仕事では収入が減り、妻が失業し、収入が半分となり、生活が厳しい。10万円給付はとてもありがたかった。ただ、ひとり親だけが苦しいわけではないから、ひとり親だけの特別給付はやめてほしいというような方。また、農家の方からは、米価の下落や機械代の高騰で農家をやっていく意欲が湧きません。やる気が出るような政策をお願いしますというような方。また、中小企業の支援を考えてほしい。コロナで中小企業勤めの社員の給料補償をしてほしいと。また、この方も農家ですが、昨年の売上げは米価の下落とともに肥料や農薬の値上がり、また原油の値上がりに伴い燃料費が大幅にアップしました。これでは継続できませんというような方。また、各種手当見直し削減、使途の明確化、消費税の廃止もしくは減税。高い税金を払っているのだから、老後は貯蓄に頼らずとも生活できるようにしてほしいというような声が上がってきていました。このコロナの状況もあるのですが、この間の消費税の増税などで大変な状況になっているというのが分かります。ですから、地方消費税交付金が入ってくるというようなことで、町としてはこの消費税の交付金が必要だというふうに考えていらっしゃると思いますが、消費税そもそも住民から取っているわけですから、それがどのような形になって

いるかということ是非常に重要だと思うのです。

この間決算ベースで調べさせていただきましたけれども、2013年、消費税がまだ5%だった頃、それで一般財源に占める割合が約3%だったのです。それが2014年に消費税が8%に上げられて、約2倍、6から7%に一般財源に占める割合が増えたのです。今回の予算で見ますけれども、10%に引き上げられて、これがまたやっぱり一般財源に占める割合が2桁に乗る、10%を超えるという状況だというふうに思います。一方で、法人町民税が占める割合なのですが、これは2013年度までは6から7%、それが今や、今回の予算ベースでいくと4から5%程度にまで引き下がってしまっているということなのです。要するに消費税の割合のほうが高くなってしまった、一般財源に占める割合がですね。こんなことが私たち住民の負担が非常に大変だというような気持ちにつながっているのではないかというふうに思うのです。こういったようなことを考えないと、この町の財政を考える上でも消費税というのはもうなくてはならないような形にだんだんなくなってしまっているわけなのです。それでは、では消費税を上げなければ、要するに財政確保することができなくなってしまおうというふうな議論になってしまうのです。ここを見直さない限りは、住民の皆さんの負担感というのは物すごく高くなってしまおうというふうに思います。財務省の調査で税と社会保障の負担、これが1970年では24%程度だったのです、国民が負担する負担というのが。それが今や6割近い国民の負担率になってしまっていると。税金と社会保障の負担です。こういったことが、もはや昔江戸時代の農民が四公六民というふうに言われていて、それよりももっとひどいような状況に、今なってしまっているということだと思います。この辺を改善しなければいけないというふうに思いますし、町は消費税はみんな社会保障に使われているのだというふうにおっしゃいますけれども、決してそういうふうになっていないわけです。そういったようなことを、町はどのように考えていらっしゃるのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁させていただきます。

先ほど阿部委員さんがおっしゃっていただきました様々な町民からのお声があるということは、町としても真摯に受け止めさせていただきたいと思います。そして、消費税の問題ですけれども、現在10%ということで、消費税のほうに課税がなされておりますが、そのうち地方消費税の交付金の割合につきましては、そのうちの2.2%については、その10%のうちに入っているということで考えております。そして、従来分ということで2.2%のうち1%につきましては一般財源分と、そして残りの1.2%につきましては、社会保障財源分ということで、一旦これは県が課税をして県のほうで市町村に分配されるということでございます。県のほうで収入された地方消費税につきましては、2分の1については県の税収ということで、残りの2分の1につきましては、県内の自治体のほうに案分がされます。一般財源分につきましては、国勢調査の人口及び経済センサスによる従業者数の案分率に応じて交付がなされる、そして社会保障財源分につきましては国勢調査の人口に

基づきまして各自治体のほうに案分がなされております。この地方消費税の関係でございますけれども、委員ご指摘のとおり社会保障財源分として現在充当のほうはさせていただいております。特に社会保障4経費と呼ばれる年金、医療、介護、少子化対策、またその他の社会保障政策といたしまして、障害者対策ですとか、そのような形で本町としても財源のほうの充当はさせていただいております。令和2年度決算ベースで申し上げますと、その社会保障経費につきましては、令和2年度でおおむね44億から45億円の社会保障費の経費がございました。したがって、本町といたしまして地方消費税交付金を財源として、その社会保障財源分に充当させていただいているということで、この地方消費税交付金につきましては非常に重要な財源という考えでおりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） そのとおりなのですが、この財源がそういうふうにどんどん変わってきてしまっているのです。これは、税務課で計算されても同じだと思いますけれども。要するに入れ替わってしまっているこの財源、消費税にどんどん入れ替わってしまっているのです。国税もそうです。今や消費税が一番の財源になってしまっているのです。そういったようなことでいいのかと。今の住民の皆さんの感覚から言っても、これはやっぱり直すべきことではないかなというふうに思うのです。ここで議論しても仕方ないのですけれども。そういったような視点が皆さんの中にも必要ではないかなというふうに思っているのです。ですから、よく皆さんと懇談するときに消費税というのは必要なのだと。そうやって還元されるから、それを使って社会保障など、要するに町の財源として使えるということです。それが必要だというふうに、それはそのとおりなのだけでも、それではまずいのではないということなのです。そこを先ほども言いましたけれども、非常に負担が大変だというふうに思っている住民がたくさんいると。だから、暮らしが大変だというふうになっている。それで、こういったような状況の中で、各種これまで続けてきた固定資産税などの軽減が打ち切られるわけですけれども、この辺については国の様々な交付金がなくなってしまうというようなことからそういうふうになるのだろうと思いますけれども、それについてはどのようにお考えですか。

○委員長（吉野正浩委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課資産税担当、大熊が答弁いたします。

阿部委員さんがおっしゃっているとおり、令和3年度につきましては新型コロナウイルスの影響により減少した中小企業に対して、減収額に応じて税額を2分の1、またはゼロとする特例を確かに講じておりました。こちらの金額については、建物に、家屋につきましては46件、2,898万円程度の処置を講じておりました。償却資産に対しても同じ特例がありましたので、償却資産に対しても29件、こちらで1,585万円、こういったものを減額する処置を講じておりました。ただし、これは令和3年度に限るということで国のほうが決まっておりましたので、大変こちらとしてもこの分を、

また令和4年度についてはこの制度が終わるということで、予算を今回計上させております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） そういったようにいろいろ軽減措置がなくなる中で、ますます大変になるのだろうというふうに思います。そういったような中で今回の予算なのですけれども、そういったことがますます大変になるなということを想定して立てなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。先ほどの声にも出ていますけれども、現時点で今大変なのです。そこをどうやったら町が救えるのかというか、本当に一人も取り残さないような政策ができるのかということをも根本的に考えていかなければいけないというふうに思います。そこは今回ぎりぎりの予算で大変だったというふうに思いますけれども、しかしその視点をもう一度確認していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、いただいたものにつきましては真摯に受け止めまして検討させていただきたいというふうに考えております。確かに私個人的にも今は taxation、税目はいろいろ分かれておりますけれども、これ合算になったら果たして年間どのくらいなのだろうという非常に単純な疑問も持ち合わせております。そういった意味では、町民の方への負担というのは町民のみならず全ての国民の方の負担というのは非常に大きくなっていると思いますし、最近では実際に年収が下がっているというような報告もされているようですので、その分余計かというふうに感じております。ただ1点、幸福度ランキングというのが世界各国でランキングづけがあるのでございますけれども、それを見た際に私が思ったのは、税率の高い国のほうが実は国民は幸福度を持っているというようなランキングが発表されておりました。これについては、社会保障の関係が主に重要な点でないかというふうに感じております。引き続き町の財政は厳しい状況ではございます。関係するところと協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） おっしゃるように消費税が丸ごと全て社会保障に使われれば本当にいいわけなのです。そういうふうになっていない今の税制の問題だというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、14ページの森林環境譲与税についてお聞きします。これここでのいいのですよね。この使い道についてはどのように今検討されているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より阿部委員のご質

問に対して答弁申し上げます。

今お話をいただきました森林環境譲与税の使途でございますが、ある一程度の金額になるまで積立てという形でさせていただいて、金額のほうが多まりましたら公共施設の整備だとかというような形で使途のほうは予定をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 定められた使い道というのはあるだろうというふうに思うのですけれども、どんな感じで予想されるというか、こんなふうにするのだというのがあれば教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

使い道につきましては、先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、公共施設の木質化だとか、あとは沼の周りの木の整備だとかというようなことで現段階では予定のほうをさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 額がちょっと少ないというのはあるのです。これが森林の面積で引いてくればいいのですけれども、そういうふうな形でなくて人口割で来るみたいなのも皆さん非常に不満を持っていらっしゃる自治体がたくさんあるというふうに聞いていますけれども、この町でもそういったような使い道について、やはりそろそろ検討されていく必要があるのではないかなと。農業遺産の、今目指しているわけですが、これが登録後に、これから町の農業や、農業もそうですけれども、自然が育む農業になっているわけです。里山、ため池、田んぼと畑というような形で。それを自然の循環をどういうふうにするのかというようなことをやっぱり考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、この間言われていますけれども、里山再生とかいうようなことをどのようにしてやっていかなければいけないかなというふうに、お考えをお聞かせください。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁させていただきます。

今お話をいただきましたように、昨日の全協でもご説明させていただきましたが、農業遺産認定申請ということで、隔年で行われている農業遺産の認定申請、令和4年度予定のほうをさせていただいてございます。その申請と併せて里山の再生だとか補填だとか、あとため池だとか農業の保全、振興に対しましては、いろんな角度から検討をさせていただき、今お話をいただいた森林環境譲与税の使途につきましても併せて検討のほう進めて取組をさせていただきたいと思っております。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 要するに里山を、今大分荒廃しているところが多いというような感じですが、どのようにして再生させていこうかというお考えがあるのかということをお聞きしたいのです。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

現在農業遺産の関係で基本的には協議会の中で行っておりますので、そんな中でも考えている話なのですけれども、今里山のことに関しては遊休農地もかなり出てきています。そうした中で、各自治体が今独自にいろんなことをやっています。例えば滑川町の方策で話しさせていただければ、遊休農地解消で果樹を植えたりとかしています。そして、さらに嵐山であれば、例えば皆さんご存じだと思っておりますけれども、ラベンダー園にしたりとか、いろいろな方策をしております。そういった中を協議会の中でいろいろと考えながら、そしてさらにいろいろと遊休農地化する中というのは、基本的には手が入らなくなったということもありますので、その辺あたりをどうしようかというのが今手をこまねいているところの部分も実際はございます。現在は今ちょっと協議中という形でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 質疑の途中なのですが、ここで暫時休憩としたいと思います。

午後でよろしくお願ひしたいと思います。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） もう一つ消費税に関連するのですけれども、来年の10月からインボイス制度導入されるということになっています。これによって今まで多くの非課税業者が課税業者にならざるを得ないというようなことが心配されているのです。今まで売上げ1,000万円以下の事業者は課税義務がなかったわけですが、それがそうならなくなるということで、多くの倒産も含めた大変な事態になるのではないかなということを言われているのですが、町ではそのインボイス制度の導入によってどのぐらいの課税者が増えるというふうに見込んでいらっしゃいますか。

○委員長（吉野正浩委員） 税務課、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部委員のご質問に答弁いたします。

そのインボイス制度につきましては、我々もまだ勉強不足なところがありまして、町でどの程度課税者が増えるかという件につきましては今のところ調べておりません。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 早急にそういう調査は必要だと思うのです。来年の10月から始まるわけですから、来年度予算にはそれどうなるのかという話になるだろうというふうには思いますので、来年というか、令和5年度予算ですか、そういうふうには思います。いわゆる全く個人と個人との商売しかやっていないところはまだいいのですけれども、業者間の付き合いがあるところは、そういう適格請求書が発行できなければ商売から外されてしまうということなのです。ですから、農業をやっている方ももちろんそうですし、フリーランスの方もそうですけれども、相当の数の方がいらっしゃるのではないかなというふうには思うのです。その辺、今申告時期ですけれども、そうやって事業所所得で申告をなさっている方はどのくらいいらっしゃるのかなというふうには思うのですけれども、現在そういった消費税課税業者ではなくて、事業所、所得税を申告なさっている方はどのくらいいらっしゃるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 税務課、答弁願います。

○税務課長（篠崎仁志） 答弁いたします。

現在確定申告を行っておりますけれども、3月15日までの期限でございます。その中でどのくらいそういった方々が申告するかという件につきましては、税務課のほうとしてもなかなか把握することが難しいことでございます。

以上、答弁とならないかもしれませんが、お答えといたします。以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 後でどのくらいの方が今の現状の中で、今の申告ではなくて、これまでのやつで分かる範囲で教えていただければというふうには思います。

○委員長（吉野正浩委員） 税務課、答弁願います。

○税務課長（篠崎仁志） その数につきまして、後で調べてお答えしたいと思います。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 続いて、31ページの総務費関係なのですけれども、今デジタル化とかいろいろ言われていますけれども、この庁舎とかいろんな町の施設の中でWi-Fiが利用できる施設がどのくらいあるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がお答えいたします。

Wi-Fi自体、役場本庁舎についてもWi-Fiの導入はしておりません。また、出先機関について、幼稚園、図書館等についてもWi-Fiの設置はしておりません。また、小学校については、GIGAスクール構想のほうでWi-Fiのアクセスポイントを各教室等に設置しておりますので、小

中学校等についてはWi-Fiを設置しておる状況でございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） そういった装置を入れない理由って何かあるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課、答弁いたします。

現状Wi-Fiの活用について、こういった費用対効果が出るかどうかというところが検討段階でありまして、今後住民サービスの一環として、庁舎、観光と防災を目的としたWi-Fiの導入等を検討していければと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 庁舎とか学校は入っているということですがけれども、いろんな場面が想像できるので、ぜひ何か理由があって入れないのかなと思ったのですがけれども、もしそういったことがなければ、入れていただきたいのですが、どうでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課、答弁いたします。

一応Wi-Fiの導入については、NTTドコモさんですとか、NTT東日本さんのほうに庁舎内のこういった場所に設置するべきがいいのかとかという検討はしている状況なので、今後住民サービスの一環として、あとSaitama City Free Wi-Fiのような防災時においてはフリーで開放できるようなWi-Fiスポット等も考慮しながら、設置に向けて検討していければと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 本当に災害時などについてはどうしても必要だというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、44ページのコンビニ納付システムに関連する費用が記載されています。これによって今後この金額で済むということなのですか、それともこれからどんどん広がって、どんどん手数料というものは上がるものなのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 町民保険課町民担当、高坂が阿部委員の質問に答弁申し上げます。

まず、令和4年度で計上させていただいておりますマイナンバーカード関係のコンビニ交付システム手数料、委託料、それから負担金の3項目を計上させていただいております。こちらにつきま

しては、委託料の中に初期導入委託料と、あと経常経費の2本立てで計上してございます。そのうち初期導入費用についてご説明申し上げます。まず、委託料についてなのですが、導入委託料といたしまして123万7,000円の計上となっております。こちらにつきましては、システムの導入支援費ですとか、中継サーバーの導入調整費、それからテストの費用となっております。また、それとは別にスケジュールといたしまして、令和5年の2月からコンビニ交付の開始をしたいという今計画を立てているところでございます。

それで、予算計上時につきましては、2月というまだ具体的な設定がされておりましたので、経常経費として3か月分を計上してあります。それで、3か月分の経常経費といたしまして、委託料の内訳としまして、月額12万円掛ける3か月分、それから消費税となっております。また、コンビニ交付のサービス、ハードウェア保守料といたしまして、月額6,000円掛ける3か月掛ける消費税となっております。また、手数料のほうにつきましては、コンビニ交付につきまして、発行手数料1件117円がかかります。それで、大体3か月分の自動交付機などの発行手数料、発行件数を勘案いたしまして、今回117円掛ける2,000通として計上しております、23万4,000円となっております。このコンビニ交付システム手数料につきましては、コンビニ交付としまして、コンビニ事業者各社に支払われる手数料となっております。

また、最後に負担金、補助及び交付金の項にコンビニ交付システム負担金が計上してございます。こちらにつきましては、月額5万8,000円を地方公共団体情報システム機構、J-LISというところにコンビニ交付システムの参加負担金として3か月分支払うように計上してございます。

以上となります。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 詳細については、またいろいろ教えてもらいたいのですが、取りあえず3か月分でこれだけということですね。これ掛ける年間で言えば4倍ということですね。初期の発生する費用は別として、それが安いのか高いのかについてはまた後で教えてもらいたいというふうに思います。

あと、先ほども質問があったのですが、75ページの森林公園のパスポートについてなのですが、駐車場代というのはこの前もお話ししたことがあるのですが、補助対象にはならないかなというふうに思うのですが、何とかしていただけないでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より阿部委員の質問に答弁申し上げます。

森林公園のパスポートの補助につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、運用上の料金の半額ということで駐車料金のほうは含まれていないというのが現状でございます。今のお話をいただきまして、関係機関と協議検討をさせていただきたいということで回答とさせていただきます。

ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） 検討していただけるということですね。はい、分かりました。

もう一つ、選挙のところなのですけども、総務費の選挙のところ、いろいろ今年は選挙がたくさんあるということですが、選挙の投票日にデマンドを使えないかというお話が来ているのです。これそこで検討していただけないでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

従来から選挙の投票日の関係とデマンド交通の関係というお話のほうも伺っております。しかしながら、ご存じのとおり期日前投票日というのは期間を長く取ってございます。町といたしましては、そちらをご利用いただくというご案内をさせていただいておりますので、現在のところ、そちらのほうを継続してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） そういう言い訳というか、あるのですけれども、やはり投票日に行きたいと。しかし、足がなかなかないからどうしようかという話が結構あるのです。そこはその1日だけの、期日前投票を全部やったらデマンド交通も大変ですから、やはり投票日1日については予約受付等について検討するというふうに、特に今年は選挙がいっぱいあるということですから、検討をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

宮島委員、質問席へお願いします。

○1番（宮島一夫委員） 1番、宮島一夫です。質問させていただきます。

それでは、38ページ、総務管理費の中の東上線東松山寄居間複線化促進期成同盟会負担金について質問させていただきます。町や地域が発展するためには鉄道並びに道路の整備が極めて大事なことであります。以前滑川には森林公園駅ができるまでは駅も国道もありませんでした。現在では駅も2つあります。254のバイパスも滑川の中にできましたので、両方とも整備ができているおかげで目覚ましく発展することができました。これは地域にとっては複線についてはどこも待ち望んでいると思います。私も昔を思い出しまして、私は機械をつくって買ってもらう仕事をなりわいにして30年もしておりますけれども、あめ、菓子を売るのと違って高いものですから、お客さんがどこへ住んでいるのだという話がよく出まして、埼玉県に住んでいて、駅もない、国道もないということになると、秩父の奥のほうでもいるのかというようなことを言われたのを思い出しますが、これで滑川は非常に地域に恵まれて、これからも大いに期待できる地域であります。そこで、

具体的に質問をいたします。この期成同盟の活動について、具体的にどのような活動をしているか教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、宮島委員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

宮島委員おっしゃるとおり、地域の活性化のためには道路網、鉄道網というのはやはり欠かすことのできないルールというか、必要最小限のものだというふうに感じております。ご質問いただきました東上線東松山寄居間複線化促進期成同盟会でございますが、現在滑川町も含めまして2市6町1村で構成をしております。参考までに構成市町村を申し上げますと、市では東松山市、深谷市、町では滑川町のほか嵐山町、小川町、ときがわ町、鳩山町、寄居町。1村は東秩父村でございます。本期成同盟会の活動でございますが、毎年度東武東上線に対しまして要望、陳情行動を行っております。これにつきましては、幹事長でございます小川町の方に主に集約、調整等を行っていただき、構成する市町村全て会合した中で、本年度の要望の内容について検討し、東武東上線に対して行っていくというものでございます。

参考までに、本年度につきましては令和3年12月10日に東武東上線に送付をしております。ご承知のとおり、本来でしたらば、この陳情書あるいは要望書につきましては直接東武鉄道さんにお渡しするのがルールではございますが、新型コロナウイルス感染症の影響下により、ここ2年間についてはいずれも書面でお送りしているという状況でございます。こちらの内容につきましては、期成同盟会の名称にもございますように、東上線の複線化、地域の活性化のためにこれを進めたいという要望が主なものでございます。また、各構成市町村それぞれ東武鉄道に対する要望のほうも合わせて記載をさせていただいております。直近で滑川町の関係で申し上げますと、大河ドラマが始まった関係がございまして、こちらの誘客というところで、大河ドラマに関する宣伝を東武東上線のほうにしっかりお願いしたいというようなお願いもしてございます。本期成同盟会については設立が昭和44年ということになっております。以来長い間を続けてこちらの活動しております。令和4年度につきましても引き続き活動を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 宮島委員、質問をお願いします。

○1番（宮島一夫委員） 丁寧な説明、ありがとうございます。大事な活動でございますので、今後とも活発に活動していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

北堀委員、質問席へお願いします。

○9番（北堀一廣委員） 9番、北堀です。幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

関東地方では一昨日春一番が吹いたようですが、今日は打って変わって北風が吹いて寒くなっておりますが、そこで幾つかお尋ねします。では、すみません、着座で。

まず、吉田町長にお尋ねをしたいというふうに思います。P109ですが、幾つか科目設定が大分されているようですが、関連質問ということで質問させていただきたいというふうに思います。災害関係ですので、ひとつよろしくお願ひいたします。災害関係で1つ関連質問ということでお願ひいたします。ほどなく東日本大震災発災より11年目を迎えるわけですが、そんな中で今なお多くの方がまだ避難を余儀なくされているというふうなお話も聞いております。一日も早く元の生活に戻れるようご祈念を申し上げたいというふうに思います。それからまた、不幸にも亡くなられた方が大勢おります。改めてご冥福をお祈り申し上げたいというふうに考えております。そんな中で、滑川町は宮城県松島町と災害時支援協定を締結し、滑川町と松島町でいろいろやりとりがありました。大震災発災以降、まず松島町のほうから大橋町長さん以下関係各位の方に滑川町のあるところに来ていただき、いろんな意見交換、そしてまた式典などを催し、そして親交を深める中で、今度は滑川町から吉田町長以下関係各位の方がバス2台を連ねて、今度は松島町のほうへ出向いていろいろ式典、そしてまた意見の交換等々を行ってまいりました。そんな中で私も個人的にもありますが、いろんな各種団体が松島町のほうへ復興の支援という形で出向いていただきました。私もプライベートを含めて7回ほど松島町へ出向きました。その中で1度だけは日帰りで、これは買物ツアーという形で日帰りで行った記憶がございます。そして、なお絶対に忘れてはいけないということは、滑川町から復興あるいは復旧に向けての支援ということで、滑川町の職員さんを派遣する。そのまた職員さんが非常に積極的に我先にと言わんばかりの自ら手を挙げて松島町へ行っていただいたというお話を聞いております。本当に大勢の方が長い間復興支援に携わっていただき、本当にこの場をお借りいたしまして改めて感謝と敬意を申し上げたいというふうに思います。

そして、今茨城県沖あるいはまた宮城県沖のほうで頻りに震度3あるいは震度4程度の地震等、これは東日本の大震災の余震かもしれませんけれども、そういったことがまだまだあります。そうしたことを勘案しながらも滑川町からもいろいろ支援をしていった感じで松島町のほうも大変喜んでおられるのかなというふうに思いますが、先般櫻井町長が一昨年頃でしたか、去年でしたか、来町して、吉田町長といろいろお話のやり取りがあったかなというふうに思いますが、まだまだ予断を許さない地震等もありますので、そうした中で、コロナ禍でもありますから、今あまりそういった交流はされていないかなというふうにも危惧しておりますけれども、何か本町のほうから近況報告、あるいはそういった形での何かお話があったかどうか、ひとつ町長にお尋ねしたいとは思いますが、よろしくお願ひします。

○委員長（吉野正浩委員） 町長、答弁よろしくお願ひします。

○町長（吉田 昇） 町長、北堀委員さんの質問に答弁を申し上げます。

概要につきましては、北堀委員が今話をしたとおり、東日本大震災で大変な被害を被った松島町、

この支援につきましては県の仲介をいただきまして、滑川町は松島町を支援してほしいということで、滑川町も松島町の支援に取り組んでまいりました。委員さん申し上げるとおり、もういろんな面での町としてはご協力を申し上げたいというふうに思っておるわけでございまして、そうした中で、人的な支援、そうしたものをお願いをしたいということでございましたので、職員を何年にもわたって派遣をいたしまして、松島町復興のために努力をしてきました。本当に行っていたいただいた職員、松島町からも素晴らしい職員を送っていただいたと、大変評価をしていただいたところがございます。そして、そのほか委員申し上げたとおり、そればかりでなく、滑川町でできるものは何だろうということで、それでは買物ツアーということで、大勢の町民の皆さんで松島へ出かけて、松島の特産等を買上げをしようということで、買物ツアーということで何回もそうしたツアーを企画して、支援をしてきたわけでございます。そうした中で、ある程度復興も進んできたという中で、今後はそうした、いわゆる災害支援協定に基づいて今までやってきたわけでございますが、今後も引き続きいろんな面で交流しましょうということで、文化、産業いろんな面での今後交流をしましょうということで、相互交流協定というものを結びまして両町からお互いにいろんな団体ですとか、皆さんに相互に呼びかけをいただいて交流を深めてきたというのが実績でございます。

そして、特にその中で、滑川町は海がないということでございまして、滑川まつり等におきましては、松島のほうから海産物等を持ってきていただいて、いろいろ販売をいただいた、滑川町からも松島の祭りには出向いていろいろなものを売らせてもらったり、交流を図ってきたわけでございます。最初始めたときの大橋町長さんはもう亡くなってしまいました。後を継いだ櫻井町長さんが非常にまたそうしたことに熱心な方でございます。櫻井町長さんは現在全国町村会の副会長という立場で今頑張ってもらっております。私もこの前東京へ出かけたとき、櫻井町長さんとお会いをいたしまして、副会長就任のおめでたということで挨拶もさせてもらいました。引き続きいろいろな面で交流を続けてまいりましょうということになっておるわけでございますが、今ご存じのとおり、新型コロナウイルスの蔓延ということでそうしたいろんな事業が中止になっておるわけでございますが、いわゆるコロナの押さえ込みができた暁にはまた松島町とそうした相互交流協定に基づく交流、こうしたものも大いに今後取り組んでまいりたいと、今そう考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） 町長、どうもありがとうございました。

東北地方で、特に宮城県松島町が今町長のほうからお話がありましたように、相互支援を災害協定を結んでおりますので、今後ともそういった災害が起こらないように、そしてまた宮城県松島町の方が本当に平穏な生活を送れるように私も日々心配をしております。ぜひそういったことがなく、平穏な生活を送れるようにご祈念を申し上げたいというふうに思います。町長、ありがとうございました。

続きまして、予算書の40ページをお願いします。交通安全関係のことでちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。昨年ですか、千葉県の八街市でしたか、そこで悲惨な交通事故等もございましたが、それとはまた違うのですが、現在県道ときがわ一熊谷線、そしてまたそれに交差する町道の122だか125だか、伊古から宮前小学校のほうへ行く町道があります。その交差する、実はあそこに駒形という十字路がございます。その信号機のことなのですが、現在あの道路は花見台工業団地が始まって、今会社が大変増えております。そして、また嵐山小川インターの開通によりまして、朝の通勤あるいはまた通学等の時間帯、今信号待ちで非常に難儀をしております。私も地域の方から町道側の信号の時間をいまして少し何とか緩和できないものかなということを私どもよく言われるのですが、実はこの席で平成23年だか24年だったか、たしか同じような質問を1回させてもらっています。そうしたら、総務政策課のほうの働きかけによりまして、たしか私の記憶ですと、10秒間、青信号の時間を長くしていただいたというような記憶がございます。それでも、なお今現在約10年近くたちますと、交通事情も全然変わってきましたから、朝は非常に今多いです。そういったことで、車がずっとつながってしまうという状態もあるのですが、それは総務政策課の担当者はご存じですか。どうかひとつお尋ねしたいのですが。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、過去に駒形十字路の信号機については10秒ほど、こちらは交通規制になりますので、町独自でどうこうできるものではございません。やはり警察所管の公安委員会さんに諮って規制を変えてもらう必要があるということで、要望が出た時点で警察署のほうに要望等を出させていただき、変更していただいたという経緯がございます。今後もそういった駒形の十字路だけでなく、町内の交通規制に関わるようなものにつきましては、地域からの要望等を聞き、またそれに対して町の職員としても交通量の調査ですとか、そういったものを実施しながら、必要に応じて交通規制について警察等に要請をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

あの道路は幅員が足りませんので、本来であれば右折帯が設けられれば交通量の渋滞、緩和されますけれども、あの幅ではちょっと無理ですね。そういったことでひとつ齋藤君のほうから今話がありましたので、ぜひいま一度、なかなか公安委員会というところは融通がきくような、きかないようなところですか。ひとつしっかりと働きかけをしていただきたいと思いますというふうに思います。これはお願いたします。

続きまして、P83をお願いします。予算書の83ページ、節12の地域防災計画策定委託料というの

があるのですが、これは関連の質問になりますが、実はフランサという地域があるのですが、あそここの2丁目のところに、あれは遊水池、あるいは災害時のときの避難所にもなっているのかどうか、まずお尋ねします。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

月の輪2丁目の線路脇と関越のところにあるあちらについては、遊水池というような形で活用がされているというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） それは遊水池だけですか、あそこは。ほかの用途はないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

あそこは調整池になりますので、水がそこに入ってきて、そこからの排水というような形の調整池というような形のものになっているかと思えます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） 実はあそこはかなり広い場所です。あの辺の住民の方から、ここは災害のときにも避難できる場所となっているという話も聞いたこともあるのです。そして、もしそうだとすれば、ご存じかと思えますけれども、雑木が大分あそこは繁茂しているのです。遊水池としても一番東側のほうに小さいけれども、今沼になっている場所がありますけれども、それからずっと西のほうにかけてほとんど雑木が生えてしまっています。あの辺の景観、あるいはまた大雨等による、そうしたときに果たしてあれが本当に役目を果たすのかなと、2丁目の方々が結構心配しています。その辺についてはどのように考えているか、ひとつ。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当の福田が北堀委員さんの質問に答弁させていただきます。

北堀さんのおっしゃるとおり、月の輪の調整池に関しましては現在雑木といいますが、草木が繁茂しておりまして、かなり維持管理に苦慮しておるところでございます。担当といたしましては、毎年度近隣住民の方に使われる歩道等に草が繁茂しないよう、そういった定期的な維持管理は実施しておるところでございますが、中に繁茂しております高木と言われる類いになる樹木に関しては、ちょっと手がつきかねている状態でございます。おっしゃるとおり、あちらに関しては調整池機能

というのが一番のメインでございますが、以前の経緯でございますと、近隣の方の意見なんかもございまして、緑を大切にという意見も聞かれた時代がございました。そういった時代もありましたが、最近激甚頻発化する自然災害、特に豪雨災害に対してはかなり手を入れないと心配をされる懸念もございまして、今後そういった条件も踏まえまして、維持管理の計画について検討させていただければと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

私も地域の住民から連絡もらって、昨年実は現場を見させてもらいました。かなり広い場所ですけども。今話があったように草はともかく雑木です。雑木がかなり生えて、何本か切ったような跡がありましたけれども、大部今伸びています。本数も結構あります。いろんな諸事情もあるかと思えますけれども、景観あるいは遊水池、そういった観点からも、フランスでも2丁目は一番人口が多いところですし、ぜひ何とかうまくやっていただければというふうに思うわけですけども、もう一度ちょっとお尋ねします。その辺はどう考えているか。いま一度答弁願えますか。今かなり繁茂していますから木も伸びているし、そういった景観あるいは大雨が降ったときの災害、遊水池とはいえ木が生えるということはそこにいろんなものが、泥とかそういったものがいろいろ停留をして木が生えてくるわけですから、実際本当に調整池の役目を果たすかどうか、その辺についていま一度答弁をお願いします。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課、答弁申し上げます。

北堀さんのおっしゃるとおり、あちらの調整池のほう、木が覆いかぶさって見えない状態ではございますが、区画整理事業が完成後10年以上たっておりまして、20年ぐらいたっていますか、そちらの段階で土砂等がかなり区画整理地内からも流れ込んできておりまして、事実堆積しておる状態でございます。土砂が堆積したことによって草木の種苗ですか、そちらが堆積しやすい状況になっておりますので、草木が繁茂しやすい状況というのが現実出てきておりますので、現在担当のほうでも敷地内調査なんかも簡単には人力で実施はしたのですけれども、やはり数十センチ堆積しておるというのが現状でございます。調整池の西側に関しましては、目視して御覧いただけるとおり、常時水がたまっておる地域になっておりますので、そちらよりも西側ですか、西側の開けている地域に関しては対策を検討して、樹木の伐採、あとはどのぐらい費用がかかるかを算出しながら対策を検討させていただきまして、自然災害に備えられるかというのを検討させてもらえればと思います。あとは景観という話もありましたけれども、そこら辺なんかも鑑みながら計画を総合的に考えて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

それからもう一点、前のページのP82ですけれども、節12の委託料、これについては先ほど午前中に上野葉月委員から公園についての何かお尋ねがあったようですが、私のほうは建設課が所管をする公園ということで答弁をいただければというふうに思います。公園あるいは広場、広場の方は健康福祉課の担当になるかと思いますが、主に公園は市野川以南になるのですか、市野川以北にもありますか、まずそれをお願いします。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当、福田が答弁申し上げます。

市野川以南にございます公園の数なのですけれども、まず大きいものとしたしまして、都市公園といたしまして、2公園ございます。面積といたしましては1.3ヘクタール弱で、みなみ野地区にございます区画整理事業におきまして施設を設置いたしました公園につきまして4公園ございます。7ヘクタール弱の設置でございます。続きまして、月輪地区区画整理事業に伴いまして設置しました公園につきまして7公園ございまして、およそ2.5ヘクタール弱の設置でございます。あとは市野川以南にございまして、町主導で造った公園ではないのですけれども、大規模開発に伴いまして、埼玉県の開発許可、また滑川町の開発許可に伴って築造した公園というものが20公園ございまして、総面積といたしまして5ヘクタール弱が設置されております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） 福田君のほうから今説明がありましたが、結構な面積と数があるんですね。私はそんなにはないかなと思ったのですが、思ったよりあります。現在フランサ、あるいは十三塚地区、あるいはまた都地区、こういったところに今非常に開発が進んで、人口も張りついています。もちろん世帯数も増えています。そういったところの面積に対して、その公園の面積というのは、パーセンテージはどのくらい占めるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 都市計画担当の福田が答弁申し上げます。

現在開発事業に関して、開発許可申請が上がってきた場合に設置する公園につきましては、7,000平方メートルを超えた事業につきましては、その中の4%を公園の面積に充てるよう指導しているところでございます。ですから、7,000平米に対して、約300ヘクタール弱の公園を設置いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） そうすると、今の説明ですと、一応面積率というのをクリアしているとい

うことでよろしいのですか、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 建設課、答弁を願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 答弁申し上げます。

開発許可申請に伴ってのあの設置でございますので、面積ではクリアしてはございますが、北堀さんのおっしゃるとおり、過去の開発を見ますと、埼玉県で開発を許可していた時期がございまして、その時代につきましては、3,000平米のうち3%を設置要件といたしておりましたので、比較的小さい公園が見受けられるのが事実でございます。町に平成30年度から権限移譲されまして、開発許可を行っているところでございますが、それ以降につきましては7,000平米の4%という形で指導しておりますので、比較的大きな公園を設置する基準を設けて今運用しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

公園というのは本当に憩いの場でもあります。しかしながら、今コロナ禍ということでなかなか小さいお子さんを連れて保護者の方がそういうところへ行ってひとときを過ごすというような今環境下ではないのかなというふうに思いますが、しかしながら今滑川町はご案内のように、非常に人口も増加をしており、そしてまた新しい家がどんどん建って、特に市野川以南についてはそういった新しい都市、顔をしています、今滑川町は。ですから、やはりそういった公園というのは、私は非常にこれから住民の安らぎの場でもある、そしてまたコミュニティー、お互いにコミュニケーション、あるいはそういったやり取りをする場でもありますので、ぜひ建設課にもひとつそういったところにこれから尽力をぜひお願いをしていただきたいなというふうにも考えております。そうすることによって滑川町がさらにそういった人の輪がうまく回って行って、さらにさらに滑川町がこれから発展をしていくという、その礎にもなるかと思っておりますので、ぜひひとつお願いをしたいというふうに思います。

ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） ないようなので、質疑なしと認めます。

これをもちまして令和4年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会の所管事項の質疑を終了します。

説明員各位には大変お疲れさまでした。説明員の交代をお願いします。

暫時休憩します。再開は2時15分とします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 (午後 1時54分)

再 開 (午後 2時15分)

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

ただいまから令和4年度滑川町一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項の審査を行います。

最初に、各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

最初に、木村健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長の木村でございます。それでは、着座にて失礼させていただきます。

健康福祉課所管、令和4年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。初めに、歳入からご説明いたします。予算書の17ページをお開きください。中ほどにございます款13分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金でございますが、節2児童福祉総務費負担金といたしまして、保育無償化の対象外の保護者負担金といたしまして、保育所入所児童保護者負担金を現年度、過年度合わせて4,652万7,000円を計上させていただきました。

次に、19ページをお開き願います。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。合計で8億19万7,000円を計上しております。前年度比6,720万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、節2障害福祉費国庫負担金につきまして、前年度比約2,200万円増額の予算、1億7,217万2,000円となっております。増額の理由につきましては、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金の増額によるものでございます。また、節3児童福祉総務費国庫負担金では、前年度比約4,500万円の増額で6億872万9,000円を計上しております。子どものための教育・保育給付費負担金が、前年度比約3,400万円増額の3億2,474万1,000円の予算となっております。また、児童手当負担金2億6,299万1,000円につきましては、令和3年度の実績に基づきまして、前年度比約130万円の減額予算となっております。

続きまして、20ページをお開き願います。目2民生費国庫補助金でございますが、前年度比2,406万2,000円の増額、8,298万円を計上してございます。節2障害福祉費国庫補助金につきましては、前年度とほぼ同額でございますが、節3児童福祉総務費国庫補助金につきましては、前年度比約2,400万円増額の8,009万1,000円を見込んでございます。子育てのための施設等利用費交付金

1,004万4,000円、子ども・子育て支援事業費補助金6,804万7,000円を計上させていただきました。

続いて、21ページ下段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございますが、前年度比3,414万4,000円増額の3億5,750万9,000円の予算を計上してございます。内訳といたしまして、節2障害福祉費県負担金につきましては、前年度比約1,000万円増額の8,608万6,000円を計上させていただきました。障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金の増額が主なものでございます。節3児童福祉総務費県負担金につきましては、前年度比約1,900万円の増額で2億749万円の予算となっております。内訳といたしましては、子どものための教育・保育給付交付金で、約2,200万円の増額で1億4,063万7,000円となっております。一方で、障害児通所支援給付費負担金で約500万円減額の1,049万8,000円となっております。また、児童手当負担金につきましては、令和3年度の実績を基に約28万円減額の5,635万5,000円となっております。

続いて、22ページ中段から23ページにかけてですが、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、前年度比2,842万2,000円増額の1億3,040万8,000円の予算を計上してございます。節1社会福祉総務費県補助金といたしまして、民生委員及び児童委員活動費補助金264万円計上いたしました。また、節2障害福祉費県補助金といたしまして、地域生活支援事業費補助金144万4,000円、障害者生活支援事業補助金475万円、重度心身障害者医療費支給事業補助金1,593万6,000円計上させていただきました。次に、節3児童福祉総務費県補助金につきましては、前年度比約3,000万円増額の1億423万9,000円の予算を計上させていただきました。放課後児童対策事業費補助金は、前年度比約1,150万円増の4,176万6,000円、乳幼児医療費支給事業補助金に825万円、23ページ2行目、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金に1,684万2,000円計上させていただきました。

以上が歳入の主な説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算書50ページをお開き願います。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、前年度比982万4,000円減額の1億712万9,000円の予算を計上させていただきました。減額の主なものは人件費に係るものでございますが、それ以外で節13材料及び賃借料に車両リース料といたしまして、デマンド交通車両3台のリース料130万6,000円、節18負担金、補助及び交付金のうち、社会福祉協議会並びに民生児童委員協議会への補助金を計上させていただきました。

続きまして、51ページ下段からの目3障害福祉費でございますが、前年度比3,895万1,000円増額の4億2,018万5,000円の予算を計上いたしました。増額の主な理由につきましては、次のページ、節18負担金、補助及び交付金のうち、1番目の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費が前年度比約4,250万円増の3億687万4,000円になります。こちらにつきましては、障害者等に対する給付費を支給いたしまして日常生活や自立を支援するもので、令和3年度の実績により算出したものでございます。自立支援医療費負担金といたしまして3,428万円、補装具給付費につきましては約

50万円増の319万円を計上させていただきました。相談支援事業負担金につきましては28万円増額の807万6,000円を計上いたしました。相談数の増加による予算増となります。

次に、53ページをお願いします。節19扶助費につきましては5,449万7,000円計上させていただきました。主なものは、日常生活用具給付等事業給付費に361万7,000円、在宅重度心身障害者手当に750万円、重度心身障害者医療費助成に3,588万円を計上させていただきました。

続きまして、54ページをお開きください。中段の款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、前年度比1億5,834万5,000円増額の14億9,222万2,000円の予算を計上いたしました。人件費に係る部分を除きまして、増減の大きな事業についてご説明申し上げます。

初めに55ページ、節12委託料のうち放課後児童対策事業委託料につきましては約3,400万円増額の1億2,530万円を計上いたしました。利用者の増加に伴いまして、4月開所予定の新しい学童クラブ分と第4学童の再開の増額分となっておりまして、次に、その下の保育所保育実施委託料では、約4,600万円増額の6億8,895万円の予算計上をさせていただきました。こちらも令和3年度の実績により算出をさせていただきました。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金に合計1億7,077万6,000円計上させていただきました。主なものといたしまして、民間保育所運営改善費補助金に288万円、家庭保育室事業補助金に561万円、地域子育て支援拠点事業費補助金に5,052万7,000円、保育所等給食費補助金では、児童数の増加に伴い、約570万円増額の2,013万7,000円、障害児通所支援事業給付費負担金では、利用者の増加により約510万円の増額の4,199万4,000円の予算計上といたしました。

続きまして、56ページの節19扶助費のうち、こども医療費に7,857万8,000円、ひとり親家庭等医療費では、令和3年度の実績により約100万円の増額、410万4,000円、児童手当費3億7,570万2,000円、子育てのための教育・保育給付費に2,009万円の予算計上となります。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、前年度比219万4,000円減額の412万9,000円の予算計上となります。主なものといたしましては、子育て支援センターの管理等に関する経費となっております。

続きまして、56ページ下段の項3老人福祉費、目1老人福祉総務費につきましては、前年度比509万7,000円増額の5,499万4,000円を計上いたしました。増額の主な内容でございますが、人件費に係る部分を除きますと、57ページ、節7報償費でございます敬老年金では、対象者の増加に伴い、75万円増額の1,075万円、一世紀長寿祝金につきましては、こちらも対象者の方の増加に伴うもので、約42万円増額の64万6,000円の計上となります。令和4年度、100歳を迎える方が7名となっております。

次に、節12委託料では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料につきまして、令和4年度の業務内容につきましてはアンケートを予定してございます。159万7,000円を計上させていただきます。

次に、58ページの節18負担金、補助及び交付金では、老人クラブ、シルバー人材センターへの補助金のほか、埼玉県地域密着型サービス等整備補助金につきましては、新規といたしまして、町内の介護施設でのみとり環境の整備に対し補助をするもので、60万円を計上させていただいております。

目2老人福祉施設費では、前年度比12万6,000円増額の101万4,000円の計上となります。主にマレットゴルフ場の管理に係る予算として計上させていただいております。その他の事業については、ほぼ例年並みで計上いたしております。

以上、簡単ではございましたが、健康福祉課所管、令和4年度当初予算のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。予算書の19ページをお開きいただきたいと存じます。歳入の主な項目ですけれども、19ページの下段、款の15国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2民生費国庫負担金、節の7国民健康保険費国庫負担金として1,367万7,000円を予算計上しております。内容といたしましては、保険基盤安定負担金、保険者負担分として、国から低所得者に対して保険料負担の軽減を図るための国庫負担分でございます。負担金総額の2分の1を国が負担をいたします。

続いて、節の8介護保険費国庫負担金ですが、561万9,000円を計上しております。こちらは低所得者保険料軽減負担金として、保険料の第1段階から第3段階の被保険者に対する国からの公費負担分でございます。こちらも負担割合、国が2分の1を負担いたします。

続いて、21ページをお願いたします。ページ中段、項の3国庫委託金、目2民生費国庫委託金のうち、節の3国民年金費国庫委託金として328万7,000円の歳入を見込んでおります。こちらは町が行う年金事務に関連して発生する人件費、物件費等に充てるための国からの事務交付金でございます。

続いて、22ページをお願いたします。上段の款16県支出金、項1県負担金、目の2民生費県負担金のうち、節の7国民健康保険費県負担金に3,580万6,000円、次の節の8後期高齢者医療保険費県負担金に2,531万8,000円を計上いたしました。これらは保険基盤安定負担金として、被保険者の保険料負担の軽減、医療保険者の財政基盤の安定を図るための県負担金でございます。続いて、節の9介護保険費県負担金に280万9,000円を計上いたしました。こちらも低所得者への保険料軽減のための県負担金となります。

次に、26ページをお開きいただきたいと存じます。ページ下段の款21諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入、節の8後期高齢者医療保険費受託事業収入407万7,000円を計上いたしま

した。こちらは、町が行う長寿健康診査の健診費に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの受託金の収入見込額となっております。

続いて、歳出についてご説明をいたします。ページが飛びまして、53ページをお願いいたします。53ページ下段の款3民生費、項1社会福祉費、目4国民年金費でございますが、本年度予算額490万1,000円を計上いたしました。こちらは、国民年金事務を行う上で必要な人件費及び消耗品費、通信運搬費となります。財源といたしまして、国からの事務費交付金を充てることとなります。

次に、59ページをお願いいたします。59ページ中段の項の5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、総額で本年度予算額9,515万2,000円を計上しております。前年度対比1,377万8,000円の増となります。内訳は人件費等に係る経費の計上と、節の27繰出金7,448万円を国保特別会計へ繰り出します。こちらは法定の負担割合の金額を国、県、町が負担するものです。前年度比1,008万4,000円の増となります。こちらの繰出金には昨年同様、法定外の繰入れは含んでおりません。

続いて、次のページ、60ページ中段になりますけれども、項の7介護保険費、目1介護保険費でございますが、合計で本年度予算額2億31万8,000円を計上いたしました。前年度対比1,888万8,000円の増となります。こちらには人件費等に係る経費の計上と、61ページ、節の19扶助費、介護保険利用者負担額支給費に449万7,000円を計上しました。こちらは町独自の事業といたしまして、介護保険利用者負担の負担を軽減する目的で、負担額の一部を助成する事業を行っております。

続いて、その下、節の27繰出金、介護保険特別会計繰出金は町からの保険給付費の12.5%を法定負担分として一般会計から1億7,052万5,000円を介護保険特別会計へ繰り出します。

最後に、その下段、項の8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費ですが、合計で本年度予算額1億7,989万2,000円を計上いたしました。前年度比467万5,000円の増となります。人件費等に係る経費の計上のほか、節の12委託料のうち、健診委託料として618万9,000円、節の18負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合市町村負担金に1億2,979万7,000円、そして節の27繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金3,507万3,000円を特別会計へ繰り出したいたします。

以上、簡単ではございますが、町民保険課所管の予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。

健康づくり課所管の令和4年度当初予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、歳入、歳出の順にご説明申し上げます。まず、歳入からご説明いたしますので、予算書19ページ下段を御覧ください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、節2予防費国庫負担金4,638万9,000円です。内容は未熟児養育医療国庫負担金244万円、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金4,395万8,000円です。新型コロナワクチン接種は、令和4年度9月

未までも継続いたしますので、この予算となっております。前年比は32万6,000円の増となっております。

次に、おめくりいただきまして20ページ中段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2予防費国庫補助金3,689万9,000円です。内容は乳児家庭全戸訪問事業等補助金38万1,000円、子育て世代包括支援センター事業補助金137万円、感染症予防費補助金191万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制構築事業補助金2,128万9,000円です。

〔何事か言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） 失礼いたしました。3,352万3,000円でございます。

訂正させていただきます。節2予防費国庫補助金、乳児家庭全戸訪問事業等補助金28万5,000円、子育て世代包括支援センター事業補助金148万9,000円、感染症予防費補助金160万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制構築事業補助金3,352万3,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制構築事業補助金が増額となり、前年比は1,194万2,000円となっております。

次に、22ページ中段になります。款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金122万円です。先ほど19ページの国庫負担金にあった未熟児養育医療国庫負担金と連動するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となる事業となっております。前年比は69万5,000円増となっております。

続いて、下の23ページ中段、目3衛生費県補助金、節1保健衛生総務費補助金、市町村計画献血者促進事業費補助金2万8,000円は前年と同額、節2予防費県補助金254万円のうち主なものは埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金74万4,000円などになります。利用実績等に基づいて、前年比は82万3,000……

〔「二百五十何万と言ったけれども、171万7,000円の内訳じゃないの」と言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） すみません、大変失礼いたしました。節2予防費県補助金171万7,000円のうち、主なものといたしまして、失礼いたしました、乳児家庭全戸訪問事業等補助金28万5,000円、それから埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金74万4,000円などとなっております。

以上が歳入となります。

歳入における健康づくり課所管予算につきましては8,626万2,000円、令和3年度当初7,532万7,000円に比較しまして1,093万5,000円の増となります。増額の主な理由につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業における国庫補助金、負担金が増額したことによります。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るこの補助金、負担金の合計額は7,748万1,000円となっております。

次に、62ページを御覧ください。歳出についてご説明させていただきます。中段になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費8,359万円です。主に職員人件費並びに保健センター施設の維持管理費等の経常経費となりますが、前年度当初6,773万3,000円に対し、1,585万

7,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、異動による人件費の増額によるものです。

また、その他歳出の主なものとしたしまして、63ページの中段になります。節12委託料の機械警備委託料は通常の戸締まり等の警報のほか、コロナワクチン保冷庫の監視警備のための増額、こちらは令和3年度から補正をいただいて始めております。

次、おめくりいただいて、64ページの節13使用料及び賃借料の福祉相談支援システム132万円は、相談業務記録等を管理できるソフトウェアの借上料です。節18負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院事業負担金347万4,000円は比企管内の休日当番医の比企医師会への負担金などがあります。

続いて、64ページ中段から66ページまでは目2予防費2億2,933万3,000円です。前年度当初予算に比較しまして3,994万1,000円の増額となっております。主な増額の理由は新型コロナワクチン接種推進事業、また子宮頸がん予防接種の再開などによるものです。

なお、新型コロナワクチン接種推進事業については、先ほど歳入でご説明した国庫負担金、国庫補助金等を充当し、ほぼ町の持ち出しがない予定となっております。

お戻りいただいて、64ページ中段から予防費の内容についてご説明申し上げます。節1報酬から節4共済費、また次の65ページの節8の旅費ですが、主に新型コロナワクチン接種に係る会計年度職員の人件費、諸手当となります。

また、64ページに戻って、節7報償費の保健事業（母子保健型）講師等報償665万1,000円は、平均月4回開催されています乳幼児健診に係る、外部からお招きしている医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師などにお支払いする報償となります。

次に、65ページ中段、上から2行目になります。集団予防接種医療従事者報償1,560万円は新型コロナワクチン接種に係る医師、看護師などにお支払いする報償です。その下、予防接種健康被害調査委員会報償2万9,000円は新設でございますが、予防接種で健康被害が発生した際に、医師等に調査をお願いするための報償費です。

次に、節12の委託料でございますが、妊婦健診等委託料1,783万2,000円は、前年比90万円の増額、新生児聴覚検査等の検査項目の増額によるものです。また、すぐ下の予防接種委託料1億2,227万4,000円は、前年度当初8,907万6,000円に対し3,319万8,000円の増額です。この中に新型コロナワクチン接種に係る費用約2,843万3,000円が含まれております。もう一つの増額の理由として、先日の上野議員の一般質問でございましたが、令和4年度から子宮頸がんワクチンの接種勧奨が再開され、特別措置として、今まで勧奨が停止されていた期間の対象者、来年度時点で17歳から25歳までの女性についても無償の対象となるため、この9年分の費用が試算で約3,000万円ございますが、その一部を計上させていただいております。

続いて、このページ下から4行目、接種システム保守料からおめくりいただいて、次の66ページ

の上段ですが、新型コロナワクチン接種に係る接種券、予診票の作成等に係る委託料でございます。節14工事請負費、接種会場電源等工事5万円、節17備品購入費、ワクチン接種体制整備備品79万4,000円につきましては、前年度当初には計上がありませんでしたが、令和3年度中に補正等で新たに計上させていただいた項目でございます。集団接種準備のための保健センターの電源工事、また接種に使用する備品の購入費として計上させていただいております。

節18の負担金、補助及び交付金の2行目、小児初期救急医療運営事業補助金266万7,000円は、医師会病院に開設されている夜間、休日の小児救急体制に対する市町村負担金でございます。前年度比237万7,000円に比較し、29万円の増額となっておりますが、これは郡内の小児人口の案分となっており、滑川町の案分率が上がったため増額となっております。また、すぐ下の健康づくり団体補助金ですが、町内の地区や有志で構成された団体が健康づくりを目的とする活動を行う場合に、その費用の一部を補助するもので、令和3年度の実績は新型コロナ関係で活動できなかった団体もあったため、47団体中35団体に交付という結果でしたが、令和4年度は活動の再開を想定して、前年度と同額とさせていただきます。

その下、この節最後の埼玉県早期不妊検査、不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金70万円は、1件当たり10万円を上限に、不妊治療に係る費用の自己負担分の一部を助成するものです。令和4年度から不妊治療費が保険適用となりますが、町の制度は自己負担分の助成をするものであり、事業継続を予定し、そのまま計上させていただいております。また、その下、タクシー運行費負担金57万6,000円は新型コロナワクチン接種の交通費補助としてタクシー利用補助券を発行するため、タクシー運行业者へ支払うものとなります。

節19扶助費、養育医療費は、未熟児医療に該当する乳児の増加に伴い、当初予算においてこの額を計上いたしました。歳入でもご説明させていただきましたが、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担の割合の事業になっております。一時的に町が立て替える形になりますので、当初予算で550万円の計上をいたしました。

最後になりますが、新型コロナワクチン接種事業としましては7,832万5,000円を計上してございます。一時的に町の立て替え払いが必要になりますが、おおむね国の補助金、負担金で賄える見込みとなっております。また、既に追加接種の前倒しにより、3月補正の切り替えも必要となっているものもございます。今後も新型コロナワクチン接種事業に関しましては、その都度議会の皆様にご報告させていただきますので、ご理解とご協力のほど賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、健康づくり課所管の令和4年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

令和4年度滑川町一般会計当初予算、環境課所管の衛生費について歳入歳出予算のご説明を申し上げます。初めに、主な歳入についてご説明いたします。18ページをお開きください。下段を御覧ください。初めに、主な歳入でございますけれども、下段中央、款14使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料119万7,000円を計上いたしました。主な手数料は、節2環境衛生手数料の犬登録料等手数料63万7,000円、次の節3塵芥処理手数料の粗大ごみ収集運搬手数料52万円でございます。

次に、23ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金のうち、節3環境衛生費県補助金5万2,000円を計上いたしました。彩の国環境保全交付金でございます。

次に、27ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入ですが、節3くみ取券売りさばき手数料14万3,000円を計上いたしました。小川地区衛生組合より納入される手数料でございます。

次に、同じく27ページ最下段の節15雑入、資源物売却代金として252万7,000円を計上いたしました。資源回収した新聞、段ボール等の紙類、衣類、アルミ缶の売却代金でございます。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。66ページをお開きください。最下段を御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費ですが、3,856万1,000円を計上いたしました。前年度比794万2,000円の増となります。増額の主な理由は、節12委託料、地球温暖化対策実行計画改訂業務委託料320万円及び節18負担金、補助及び交付金、比企広域市町村圏組合負担金、斎場及び霊柩車事業1,200万2,000円によるものでございます。

主な内容については、67ページをお開きください。中段の節7報償費、環境委員等報償82万8,000円、次に節12委託料のうち、比企河川合同水質調査委託料70万3,000円、農業用水路水質調査委託料36万5,000円、次に68ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金のうち、比企広域市町村圏組合負担金1,200万2,000円、続いて住宅用太陽光発電システム設置事業補助金150万円ですが、補助金の内容は1キロワット以上10キロワット未満のシステムに対し、一律5万円を補助するもので、30基分となります。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費ですが、960万1,000円を計上いたしました。前年度比52万円の増となっております。増額の理由は昇給及び職員手当によるものでございます。

続いて、款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費ですが、3億5,401万5,000円を計上いたしました。前年度比9,545万7,000円の増となっております。増額の主な理由ですが、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金の増額によるものでございます。人口増加及び持込み可燃ごみ、民間施設よりの搬入によるものでございます。内容といたしましては、節12委託料1,440万2,000円のうち一般廃棄物収集運搬業務委託料1億103万4,000円は、滑川町内の一般家庭から出されたごみと資源の収集運搬を委託するものでございます。その他、清掃作業委託料143万3,000円、生活パトロール町内美化

推進事業委託料147万8,000円については、どちらも通常の収集では対応できないごみの回収でございます。

続いて、69ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金では、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金2億4,726万円を計上いたしました。滑川町の家から出される一般ごみ、粗大ごみ、事業系ごみを処理するための負担金でございます。

次の目3し尿処理費ですが、3,415万4,000円を計上いたしました。主な内容は節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金3,401万1,000円でございます。滑川町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理するための負担金でございます。

次の目4浄化槽事業費ですが、1,200万円を計上いたしました。主な内容は節27繰出金、浄化槽事業特別会計繰出金1,190万円でございます。

以上、雑駁ではございますが、環境課所管の当初予算についてのご説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、教育委員会所管の令和4年度当初予算の概要について予算書に基づき説明をさせていただきます。それでは、歳入予算から説明いたします。予算書17ページ中段をお願いいたします。款13分担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金の節2幼稚園費負担金ですが、69万3,000円を計上させていただいています。令和2年度から滑川幼稚園で実施しています一時預かり保育の保護者負担分となります。負担金の予算額ですが、令和3年度から子ども・子育て支援制度の無償化事業の対象となる預かり保育の体制へ移行していますので、保護者からの保育料としては歳入は減額となっています。ただし、補助対象となったことから国から民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金の一部、県から民生費県補助金の埼玉県一時預かり事業補助金の一部にそれぞれ補助金として町に歳入をされています。

次に、18ページ上段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料、節2体育施設使用料ですが、78万6,000円を計上させていただいております。これは、各体育施設等の町外利用者の使用料及び総合グラウンドの夜間照明使用料となります。

19ページ下段をお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目10教育費国庫負担金の節4教育振興費国庫負担金については、昨年度比で1,780万7,000円の全額を減額し、廃目とさせていただいております。子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園に対する国庫負担金でしたが、令和4年度に実施されます機構改革に伴い福祉課へ業務が移行しますので、予算につきましても民生費国庫負担金へ移行をしています。

次に、20ページ下段をお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補

助金151万1,000円を計上させていただいております。昨年度と比較し、大きく減額しているのは、先ほどの国庫負担金のところでご説明した内容と同様で、子ども・子育て支援制度に係る実費徴収分に係る補足給付費国庫補助金、一時預かり事業国庫補助金、施設等利用給付費国庫補助金が民生費国庫補助金へ移行したためでございます。また、文化財保護費国庫補助金の100万円は、町内の住宅建設や開発行為に伴う試掘及び羽尾地内の寺谷廃寺の継続調査に対する国庫補助金でございます。

次に、22ページ中段をお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、目4教育費県負担金は前年度に比べて全額が減額し、廃目となっております。理由につきましては、国庫負担金と同様でございます。

次に、24ページ上段をお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金に231万円を計上させていただいております。1,089万2,000円の減額となっているのは国庫補助金と同様に子ども・子育て支援制度及び幼児教育無償化に係る予算が移行しているためでございます。また、令和4年度からの新たな補助金として埼玉県放課後子供教室推進事業補助金として19万円を計上しています。令和4年度から社会教育事業の一環として、福田小学校でスタートする放課後子供教室に係る補助金でございます。

27ページ上段をお願いいたします。款21諸収入、項5給食費、目1学校給食費、節1の現年度給食費として793万7,000円を計上させていただいております。町では、子どもたちの給食費無償化事業を令和4年度も継続して実施いたしますので、ここに計上されているのは教職員及び教育実習生等の給食費の徴収予定分でございます。

次に、28ページ中段をお願いいたします。項6雑入、目2預かり保育事業収入、節1預かり保育事業収入の現年度おやつ代徴収金として17万円を計上させていただいております。これは、滑川町幼稚園で実施する一時預かり保育において、園児へ提供するおやつに対する保護者負担分となります。

以上、概要でございますが、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。84ページの中段から教育費になります。84ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございます。本年度予算額133万2,000円で、前年度と比較して1万7,000円の減額の予算計上とさせていただいております。教育委員の報酬など、教育委員会の運営に関する経費でございます。

次に、85ページをお願いいたします。目2事務局費でございます。本年度予算額1億367万7,000円で、前年度と比較して348万4,000円の減額の予算計上とさせていただいております。教育委員会事務局の職員に係る人件費が主なものでございます。

続きまして、86ページの中段をお願いいたします。目3教育振興費として、本年度予算額1億2,021万9,000円で、前年度と比較して3,184万1,000円の大幅な減額の予算計上とさせていただいております。主な減額理由といたしましては、歳入予算のところでご説明させていただいたとおり、

子ども・子育て支援制度に係る認定こども園等施設等利用給付費負担金、私学助成幼稚園等施設等利用給付費負担金、一時預かり事業補助金、実費徴収に係る補足給付費補助金の各予算が民生費へ移行したためです。また、会計年度任用職員の配置による経費として報酬、職員手当、共済費、費用弁償で、合計が4,480万6,000円計上されております。教育振興費で予算措置しています会計年度任用職員は、小学校非常勤講師、幼稚園、小中学校へ配置する学習生活指導支援員、中学校補助教諭等で合計26名の雇用を見込んでいます。小学校非常勤講師は、前年度から継続しての配置になります。小学校での外国語の教科化に伴い、外国語の教員資格を有する方、専門知識を有する方に授業等を支援していただくために配置するもので、各小学校での指導に尽力していただきます。

なお、中学校補助教諭ですが、令和4年度では2年生が町基準でのクラス人数で編成する見込みで1名の配置を見込み、予算計上いたしました。町基準のクラス編成となるかどうか現在の生徒数では微妙なところがございます。また、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフも引き続き雇用し、教職員の負担軽減と子どもたちへのきめ細かい支援のため配置をしています。

87ページをお願いいたします。節12委託料ですが、英語指導助手派遣委託料として1,485万円を計上させていただきました。小学校の外国語の教科化の対応や中学校の外国語指導の充実を図るため、英語指導助手3名体制を継続するものでございます。また、ICT支援員配置委託料737万円を新規で計上させていただきました。令和3年度に配置したGIGAスクールサポーターの業務を継続させ、タブレットPCの運用や教育用ICT機器、システムの運用に際し、学校教職員の負担軽減するため、支援員が各校を巡回してサポートを行うものでございます。

節13使用料及び賃借料を4,696万2,000円計上いたしました。ここには公立学校情報機器（タブレットPC等）賃借料1,769万2,000円のほか、令和3年度までは各校ごとに計上していました空調設備に係る借上料をここに集約いたしまして、2,756万9,000円計上しています。また、メール配信連携スマートフォン使用料24万円も継続して予算計上させていただきました。

節18負担金、補助及び交付金は183万3,000円で、大きく減額をしました。これは先ほど来説明させていただいております子ども・子育て支援制度に係る認定こども園施設等給付費負担金と、幼児教育無償化制度に係る私学助成幼稚園等施設等利用給付費負担金、こちらが民生費へ移行されたためです。

なお、令和3年度までは小学校費及び中学校費の教育振興費の中に学校別で詳細に計上されておりました上部団体、加盟団体への各種負担金でございますが、予算名称ごとに集約を行い、この教育総務費の教育振興費のほうに計上させていただきました。

次に、89ページ上段をお願いいたします。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。これは主に小学校3校の学校施設や設備に関する維持管理経費で、本年度予算額7,965万7,000円とし、前年度と比較して3,328万1,000円の減額の予算計上をさせていただいております。

減額の主な理由は空調設備に係る借上料を教育振興費に移行したこと、宮前小学校南校舎のリースが令和4年8月に終了すること、宮前小学校の校務用パソコン等のリースが令和3年度に終了したことによるものでございます。

92ページをお願いいたします。先ほどお話しした小学校学校管理費の減額理由の主なものがこの節13使用料及び賃借料で、この科目だけで前年度と比較して3,635万7,000円の減額となっております。

次に、94ページ中段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額828万4,000円で、前年度と比較して68万3,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に小学校3校の学習指導に対する報償費、需用費及び就学援助費でございます。なお、各種負担金については先ほどお話ししたとおり、教育総務費の教育振興費へ移行しています。

次に、95ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額5,746万8,000円で、前年度と比較して711万2,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に中学校の施設等に係る維持管理経費でございます。減額の要因は空調設備等借上料を教育総務費へ集約したことによる減額と、本校舎普通教室用授業支援ICT機器借上料の一部リースが終了したことに伴う減額でございます。

96ページ下段をお願いいたします。節13使用料及び賃借料が3,864万9,000円で、この内訳の主なものは、プレハブ校舎等借上料が2,003万4,000円、パソコン等借上料の1,459万4,000円は教育用パソコン、校務用パソコン及び東校舎のICT機器等のリース分でございます。

次に、97ページ中段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額722万2,000円で、前年度と比較して116万6,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に中学校の学習指導に対する報償費、需用費、就学援助費等でございます。各種負担金につきましては、小学校費と同様、教育総務費の教育振興費へ移行しています。

次に、98ページをお願いいたします。款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億2,250万5,000円で、前年度と比較して153万1,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主な増額の内容は人件費の増によるもので、正規職員が2名育児休暇から復職することによるものでございます。会計年度任用職員の内訳ですが、幼稚園教諭6名、学習生活支援員5名、事務職員2名で、合計13名の予算措置をしております。しかし、実際の配置人数につきましてはクラスの編成等により若干の変更を見込んでおります。なお、これには預かり保育に係る有資格者の専任職員、事務職員についても含まれております。また、預かり保育については、消耗品費10万4,000円、おやつを提供するための賄い材料費22万7,000円も予算計上させていただいております。

99ページ上段をお願いいたします。節12委託料が1,589万7,000円で、園児等施設の維持管理に係る経費を計上しています。主なものは、園児バス運転業務等委託料の1,292万2,000円となります。

次に、100ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額917万6,000円で、前年度と比較して107万9,000円の増額でございます。主に社会教育指導員に係る人件費、チャレンジキッズ、青少年の主張大会、寿学級等の社会教育活動に係る経費となっております。増額の主な理由は、令和4年度からスタートする放課後子供教室に係る経費が93万5,000円、新規で計上されているためでございます。

次に、102ページをお願いいたします。目2文化財保護費でございます。本年度予算額1,930万3,000円で、前年度と比較して88万4,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に文化財保護及び発掘調査、ミヤコタナゴ保護繁殖、エコミュージアムセンターの維持管理等に対する経費でございます。令和3年度には実施できなかった寺谷廃寺の発掘調査に係る経費も計上してございます。

次に、103ページ下段をお願いいたします。目3公民館費でございます。本年度予算額1,124万1,000円で、前年度と比較して473万4,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に職員人件費及び子どもまつり、文化祭、七つの祝い、かるた大会、公民館教室、公民館講演会など、公民館事業全般に係る経費でございます。増額の主な要因は人事異動による一般職員人件費の増で、467万7,000円の増額となっております。

次に、104ページ下段をお願いいたします。目4図書館費でございます。本年度予算額3,115万8,000円で、前年度と比較して37万3,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に図書館活動、図書館施設の維持管理経費などの図書館運営全般に係る経費でございます。令和4年度は、新規事業としてポップコンテストを開催する予定です。町内の子どもたちから、好きな本や勧めたい本をPRするためのポップを募集し、図書館で作品展示、審査を行うことで図書館への来館を促し、図書に対する関心を深めていただくのが目的のコンテストでございます。

106ページをお願いいたします。節12委託料の電算機保守委託料361万9,000円と、節13材料及び賃借料の電算機借上料251万4,000円は両方とも図書館管理システムに係る経費でございます。こちらにつきましては、令和元年度にシステムの入替えを実施しております。また、節17備品購入費の340万円は、図書購入に300万円、視聴覚、CDやDVDなどの購入に40万円の内訳となっております。

次に、106ページ下段をお願いいたします。款10教育費、項6保健体育費の目1保健体育総務費でございます。本年度予算額709万8,000円で、前年度と比較して103万4,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主な減額理由は令和3年度に開催した東京オリンピックの聖火リレーに係る経費が減額となっているためでございます。節1報酬121万6,000円及び節18負担金、補助及び交付金の419万2,000円が主なもので、内訳としてはスポーツ推進員の報酬が121万6,000円、町スポーツ協会補助金の345万3,000円及びスポーツ少年団本部補助金50万円がその主なものとなっております。

次に、107ページ中段を御覧ください。目2 体育施設費でございます。本年度予算額1,301万4,000円で、前年度と比較し44万9,000円の減額の予算計上とさせていただいております。体育施設費では、総合体育館、総合運動公園管理棟、多目的グラウンド、文化スポーツセンター等の社会体育施設に係る維持管理経費を計上しています。前年度当初と比較して、主な減額理由は節10需用費の光熱水費が103万8,000円の減額となっています。これは総合体育館の電気料について、新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種会場になっている期間につきましては、保健衛生費で措置していただいているためとなっております。

次に、108ページ上段をお願いいたします。目3 学校給食費でございます。本年度予算額1億8,560万3,000円で、前年度と比較して209万8,000円の減額の予算計上とさせていただいております。減額の主な理由ですが、令和3年度の給食費補助金は私立幼稚園、小中学校を対象とした予算計上しておりましたが、機構改革により私立幼稚園に係る給食費補助金分が民生費へ移管されたため、今回減額となっています。学校給食費の主なものとしては、節10需用費の給食用品費で1億87万6,000円を計上させていただきました。これは、給食の食材料費に対する経費でございます。節12委託料の給食委託料8,118万9,000円は、給食の加工運搬に要する経費でございます。さらに令和4年度についても給食費無償化事業を継続いたしますので、先ほどの食材料費と合わせて節18負担金、補助及び交付金に小中学校等給食費補助金174万3,000円を計上しています。こちらの対象者は、先ほどお話ししたとおり小中学生のみとなります。37人を見込んでおります。

以上、雑駁ではございましたが、歳出予算の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 所管事項ごとの説明ありがとうございました。

ここで、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、木村健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長の木村でございます。よろしくをお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介をさせていただきます。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島と申します。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野と申します。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永と申します。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 睦） 健康福祉課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしくをお願いいたします。

- 健康福祉課長（木村晴彦） 以上5名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（吉野正浩委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。
- 町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。
- 町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。
- 町民保険課長（岩附利昭） 以上の2名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（吉野正浩委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。
- 健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課でございます。説明員は私を含め4名、自己紹介とさせていただきます。私、課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。
- 健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 健康づくり課副主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課保健予防担当の西浦と申します。よろしくお願いいたします。
- 健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。よろしくお願いいたします。
- 健康づくり課長（武井宏見） 以上4名で答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（吉野正浩委員） 次に、関口環境課長、お願いします。
- 環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。私のほかに説明員が2名いますので、自己紹介とさせていただきます。
- 環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 環境課生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境課長（関口正幸） 以上3名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（吉野正浩委員） 次に、教育委員会事務局長、お願いします。
- 教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。
- 説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。
- 教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） 教育委員会事務局学校教育担当の岩田と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 同じく、教育委員会事務局教育総務担当、贄

田と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会主任・図書館担当（矢島 歩） 教育委員会事務局図書館担当の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当の強瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当の堀口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 教育委員会事務局文化財保護担当、市川と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上7名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） お諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれにて終了することに決定しました。

次回の審査は3月8日火曜日午前9時から開会します。よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○委員長（吉野正浩委員） 以上をもちまして本日の審査を終了します。

（午後 3時26分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第231回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和4年3月8日(火)

午前 9時00分 開議

午後 3時55分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

- (1) 議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定について
- (2) 議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- (3) 議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- (4) 議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- (5) 議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
- (6) 議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
- (7) 議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
- (8) 議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定について

出席委員(11名)

1番	宮 島 一 夫	委員	2番	高 坂 清 二	委員
3番	松 本 幾 雄	委員	5番	上 野 葉 月	委員
6番	井 上 奈 保 子	委員	7番	紫 藤 明	委員
9番	北 堀 一 廣	委員	10番	上 野 廣	委員
12番	内 田 敏 雄	委員	13番	吉 野 正 浩	委員
14番	阿 部 弘 明	委員			

欠席委員(1名)

11番 菅 間 孝 夫 委員

出席者

滑川町議会議長 瀬 上 邦 久

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	島	田	昌	德
書	田	島	百	華
録	神	田		等

説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇
副	町	柳		克
教	育	馬	場	敏
総	務	小	柳	博
会	計	木	村	俊
会	計	岩	附	利
町	民	木	村	晴
健	康	武	井	宏
健	康	関	口	正
環	境	澄	川	
教	育	會	澤	孝
委	員	宮	島	栄
会	事	奥	野	
務	局	富	永	茉
長		武	内	
水	道	松	本	由
課	長	篠	崎	美
兼	主	西	浦	俊
主	席	西	須	弘
主	幹	権	田	尚
幹	・			
担	担			
当				
健	康			
福	祉			
課	副			
副	主			
主	幹			
・				
担	担			
当				
健	康			
福	祉			
課	主			
主	任			
・				
担	担			
当				
町	民			
保	險			
課	副			
副	課			
長	兼			
兼	主			
主	席			
主	幹			
・				
担	担			
当				
年	金			
国	保			
保	担			
担				
当				
健	康			
づ	く			
り	課			
課	副			
副	課			
長	兼			
兼	主			
主	席			
主	幹			
・				
担	担			
当				
保	健			
予	防			
担				
担				
当				
健	康			
づ	く			
り	課			
課	主			
主	任			
・				
担	担			
当				
健	康			
づ	く			
り	担			
担				
当				
環	境			
課	副			
副	課			
長	兼			
兼	主			
主	席			
主	幹			
・				
担	担			
当				
生	活			
環	境			
担				
担				
当				

環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬	己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	市	川	明	浩
教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	岩	田	信	之
教育委員会事務局 主幹・生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 主任・教育総務担当	贄	田		誠
教育委員会事務局 主任 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成
教育委員会事務局 主任・図書館担当	矢	島		歩
町民保険課副主幹・ 介護保険担当	山	岸	美奈	子
町民保険課主任・ 年金国保担当	厚	目	峻	佑
町民保険課主任・ 年金国保担当	波	多	江	美
町民保険課主任・ 介護保険担当	鷲	峰		怜
環境課副主幹・ 下水道担当	上		武	史
環境課主任・ 下水道担当	長	野	純	一
環境課主事・ 下水道担当	中	村		豪
水道課副課長兼 主席主幹・ 施設担当	上	野		聡
水道課主任・ 水務担当	野	口	あかり	
水道課主任・ 水管理担当	岩	田		怜

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○委員長（吉野正浩委員） 皆さん、おはようございます。委員各位には予算審査特別委員会第2日目にご参集いただき、誠にありがとうございます。

欠席届が11番、菅間孝夫委員よりありました。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎追加答弁の許可

○委員長（吉野正浩委員） ここで、昨日3月7日の総務経済建設常任委員会所管の阿部委員の質問に対して、篠崎税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長、委員長のお許しをいただきましたので、昨日の阿部委員のご質問に答弁いたします。

インボイス制度で登録となる1,000万円以上と免税事業者である1,000万円以下の事業者は、それぞれのくらいいるかというご質問ですが、営業等事業所得者で申し上げますと、1,000万円以上の事業者は令和元年度で6人、令和2年度で7人、令和3年度で3人でございます。また、1,000万円以下の事業者は、令和元年度で250人、令和2年度で270人、令和3年度で259人でございます。

なお、現在行っている確定申告において、令和4年度の人数も出るわけでございますが、近年の人数とほぼ同じと見込んでおります。

以上、答弁といたします。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 昨日に引き続き一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項について審査を行います。

既に予算説明をいただいておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

井上委員、質問席へお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 6番、井上です。何点か質問させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、着座でお願いいたします。

まず最初に、予算書の52ページの社会福祉費、障害福祉費の医療的ケア児等支援連絡会議について質問いたします。令和2年6月に成立した医療的ケア児支援法で、医療的ケア児も地域の学校で学べるような環境整備が自治体に求められるようになってきて、子どもやその保護者への支援と看護職員の配置による就学支援が進められてきています。自治体によっては既に平成15年頃からこれを実施しているところもあるとのこと。今年度、このケア児等の支援連絡会議がここで行われるようにございますけれども、今年度に計画されている内容はどのようなことか伺います。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野より井上委員の質問に対してお答えいたします。

令和4年度につきましては、会議のほうは2回予定をしております。委員につきましては、医療的ケア児のコーディネーターを令和3年度に1名、町内の障害者の相談支援事業所なめがわさんのほうに受けていただきまして、医師と医療ケアコーディネーター……

○6番（井上奈保子委員） ちょっとすみません。ちょっとよろしいですか。

○委員長（吉野正浩委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時06分）

再 開 （午前 9時06分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開いたします。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野より井上委員の質問に対してお答えいたします。

令和4年度につきましては、初回になりますけれども、医療的ケア児の協議の場を2回開催予定をしております。委員に関しましては、令和3年度に医療的コーディネーターの研修を受けていただきました町内にあります相談支援事業所なめがわのコーディネーターさんを含め、医師、訪問看護、役場のほうから教育部局の職員、保健センター等参加していただきまして、町内の医療的ケア児の支援に関して今後どのような支援方法で進めていくかを協議するというのを会議の中で検討していきたいと考えております。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） ただいま2回行われたということで、その際、そこに参加したコーディネーター、それから医師、訪問看護センターの職員さん等が参加して行われて、どのようにそれをやっていったらいいかという、そういう内容について会議を開いたということですが、比企郡のこの周辺の小学校、中学校で医療的ケアを既に看護職員においてやっているところはあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 東松山市のほうで協議の場があるというのは、お話は伺っております。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） ちょっとすみません、東松山市で協議の場があるということですか。もう少し具体的にお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 私のほうからですと、障害福祉の分野になるのですが、障害福祉分野で東松山市のほうに自立支援協議会というのがありまして、その中で医療的ケア児の協議の場があると伺っております。また、教育部門につきましては、ちょっと私のほうでは不明というところになります。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） これはやはり医療的ケアを受ける子どもが学校に所属するわけですので、さっき私が述べたように、今学校に看護職職員を置けるような措置ができたということで、この環境整備を自治体に求めているという、そういうことが、これはもちろん強制ではございませんけれども、やはり医療的ケア児がいた場合には、この子たちを普通の学校へ就学できるような、そういう支援、これがまずできるためのものだと思いますので、それでは教育関係のほうで、教育現場についてこのことについて質問いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より今のご質問に答弁させていただきます。

現在滑川町町内では医療的なケアが必要な児童生徒はいないのが現状でございます。また、今後あった場合は、そういった看護師等の配置が可能かどうか検討してまいりたいと思っております。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 現在は滑川町にはこのような状態というか、該当するお子さんはいらっしゃらないということで、ではこれから検討というお話でございますけれども。

○委員長（吉野正浩委員） 教育長、答弁願います。

○教育長（馬場敏男） 医療的行為なのですけれども、医療的行為って都道府県によってある程度定めが違いまして、今滑川町のほうでも県立の特別支援学校を基準にさせていただいて、その行為が医療行為かどうかというのを判断させていただいています。実際に例えば酸素吸入、酸素が必要な子どもがいたときの、酸素吸入というのは都道府県によると医療行為ではない場合と医療行為である場合があるのですが、埼玉県の場合は特別支援学校等でも医療的行為としてされているので、今それを必要としている子もいらっしゃいますので、それについては保護者等や、保護者が来られない場合は保護者のほうからそういう支援をする施設さんに頼んでやっているというのが実情で

す。ただそれほど、酸素ボンベを持ってという子がいる程度で、以前は腎臓とかというので、少し途中段階で処置しなくてはいけない子もいたのですけれども、現在はそのぐらいで、今後もしそういう医療的行為が出てくる子どもがいた場合には、その都度、その症状も含めて検討していく必要があるかなというふうには思っています。ただ、それをもって全て学校、どちらが、特別支援学校みたいなところのほうが望ましい子と、そうでない子ということもありますので、その辺については十分協議をしながら今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 今酸素吸入、そのことをご説明いただきましたけれども、例えば学校でできる簡単な看護職員さんのお仕事として、たんの吸引ですか、たん、そういうお子さんもいらっしゃるといことを聞いたこともありますけれども、ここ町内ではそういうお子さん、該当者はいらっしゃいませんか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育長、答弁願います。

○教育長（馬場敏男） 井上委員さんの質問に教育長、答弁させていただきます。

井上委員さん言われるように、たんの処理とかというのも含めて医療的行為に当たりますので、今そのように該当するお子さんは町内にはいらっしゃいません。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） それでは、このことでは現在は町内に酸素吸入の必要というお子さんがいらっしゃらないということで、それでは看護職員を配置するという、そういうお考えは今はないということですか。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） それでは、今教育長さんがうなずいてくださいましたので、職員を配置しないという、そういうことでこの連絡会議につきましては質問は終わります。ありがとうございます。

次に、56ページの児童福祉費のところの保育士宿舍借り上げ支援事業補助金が計上されておりますけれども、多分この内容について、初めて私見たのかなと思うのですけれども、この内容について伺います。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野より井上委員さんの質問にお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、滑川町では令和3年10月に要綱を制定いたしまして、町内の保育園が町内に保育士が住めるようなアパートを借り上げた場合に、保育士お一人につき1か月6万

円を保育園に対して支給する補助金となっております。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） それでは、令和2年の10月にですか、この要綱が定められたということですが、現在は何かアパートを借りてあるわけですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 令和3年度1件予定をしていたところなのですが、たまたま保育園さんが借りたアパートが東松山市内ということで、今回の補助金対象には当たらなかったということになります。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） それでは、今回のこの計上されている予算はただ計上したというだけで、今後4年度に新たに宿舎を利用する保育士さんが出た場合には、またそのときに対応するという、そういうことでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 保育士不足が今結構増えているところでありまして、令和4年度、もし町内の保育園が町内のアパートを借り上げて、そこに保育士が住むようなことがあれば、こちらの補助金を使うという形になります。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。101ページの社会教育費の新規のものでございますけれども、放課後子供教室推進事業について質問いたします。この新規事業につきまして、昨日の多分説明のところまでどこへということに対しては、福田小学校ということで多分私聞いたのですが、福田小学校の中へどのように教室としてこれを設置するのか、あるいはここでやる目的、あるいは趣旨、どうしてここでやるのか。例えばいろんな学校で利用されている学童保育がございますね。学童保育も保育所あるいは学童保育としてやっているところが、わくわくとかわくわく太郎とか、そういう名前で行っていますが、このたびの放課後子供教室のやる内容についてはどんな違いがあるのでしょうか伺います。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当、堀口です。井上委員さんの質問に答弁させていただきます。

放課後子供教室のほうでございますけれども、子どもたちが放課後、安全安心に過ごし、多様な体験、活動ができるよう地域住民での参画を得て、放課後などで全ての児童を対象として学習や体験、交流活動などを行う事業です。こちらのほうを今回福田小学校の横にあります、近くに馬場集会所がありますので、そちらのほうの一角をわくわく太郎さんがお使いになっているところではありますけ

れども、同じ日付の火曜日の1時間になりますけれども、1時間ほどお借りしまして行う予定となっております。放課後子供教室のほうでは、地域の方と交流するという目的もありますので、そちらのところが学童のほうとはちょっと違うところがあるかと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 福田小学校というか、そうしますと馬場集会所ですか、今の場所は。はい。そうしますと、馬場集会所はちょっと以前、今年度ですか、午前中に子どもたちを遊ばせるというか、そこの場所にも多分1週間に3回ぐらい午前中に遊ばせるということでここを利用して、もう一回、週1回子どもさんたちが何かここでいろいろ遊んだり学習したりする場所にもするのだと、そういうことで、そうしますと、放課後子供教室をするに当たって、ここを3か所が使うことになるのでしょうか。ただいまの質問ですと、この放課後子供教室は1週間のうちの火曜日1回という、そういうことでございますが、そうしますと、ここのところはいろいろなことに利用されますけれども、支障はないのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 今地区の方に問合せをさせていただきまして、3か所と申しますのは地区の方、学童さんというか、わくわく太郎のほうと、今お願いしています放課後子供教室のほうでお願いする形ということだと思っておりますけれども、まずそちらのほうの集会所をお使いになる地区の方にご迷惑をかけないような形で使わせていただけますように配慮して進めていきたいと思っております。お願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） ここへ設置した根拠はどんなことなのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁お願いします。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 今回滑川町北部地域の地域力を支えること、子育ての充実を図るために福田小学校敷地内というか、わくわく太郎さんと同じように馬場集会所のほうを使わせていただきまして、子育て拠点といたしまして、今回新1年生と2年生を対象とする形になるのですけれども、交流、連携を図って学習や体験プログラムを実施して行っていきたいと思っております。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 今の答弁ですと、対象が1年生、2年生ということなのですが、もし1年と2年生でしたらば、学童保育にも適用というか、そこへも低学年ですから入れると思うのですが、ではそこへ行かない子どもさんの1、2年生がこの教室へ集まるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 学童に入るお子さんも対象としております。全部の1年生、2年生を対象として募集をかけまして、学童に入っているお子さんは、こちらのほ

うは今回時間を短く区切りまして1時間の予定なので、3時半に終わる予定になっております。そちらが終わりましたら学童に入っているお子さんは学童のほうに帰っていただいて、ほかのお子さんは恐らくそのあたりに高学年の授業が終わりますので、ほかの子と同じように下校班で帰っていただくという形で今のところ考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） そうしますと、ここへ集うお子さんの範疇というか範囲ですけれども、福田小学校の馬場集会所となりますと、やはり1か所、一つの事業としてわくわく太郎もありますし、それから午前中の子育て支援の事業もやっております。それに加えてここで放課後子供教室をやるということだと、やっぱり来る子どもが少なくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、ここへ集うというか、利用できるお子さんのいろんな来る範囲ですね、町の中で範囲はどの程度を予想しているのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

教育長、答弁願います。

○教育長（馬場敏男） では、井上委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

これを始めるきっかけは、本格的には放課後の子どもたちの居場所づくりを今考えています。実際には子どもといっても本当に小さい子どもから小学校ぐらいの子どもたちがいます。それぞれの子どもたちの今生活スタイルというのが様々です。ただ、その中でできる限り教育行政として子どもたちの居場所がつかれないかということで、昨年度末までに福祉課と協力させていただいて、各小学校区に子ども・子育て支援事業ということで、わくわく太郎、わくわく花子、それから幼稚園でやっているぴよぴよということで学校区につくらせていただきました。学童保育さんが今充実をしているところではあるのですけれども、学童に行っていないお子さんもいらっしゃいます。そういったときで、学童に行っている子、行っていない子にかかわらず、本来であると、学年だとか学校も隔たりなく放課後子供教室みたいなのができればいいのですけれども、なかなか場所等もない関係で、まず来年度については福田小学校区の低学年の子たちを少し集めさせていただいて、放課後子供教室ということで地域の方々にもご協力いただきながら、子どもの居場所づくりのモデル的に少し検証させていただきたいなというふうに思っています。いずれは月の輪小、宮前小ということもあるのですが、これには場所ですとか、いろんな関係もありますので、それから保護者のニーズ、今働いている方が大変多いですので、そのニーズにも合うかということも含めて検証させていただきたいと思ひまして、来年度、この放課後子供教室のほうをある程度限定的ではありますけれども、それを始めさせていただいて、検証させていただくという事業でございます。ですので、少し総合的に放課後の子どもの居場所づくりの一環ということで始めさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） そうしますと、今回のこの推進事業につきましての主な目的というの、趣旨は子どもの居場所づくりということで理解してよろしいですか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育長、答弁願います。

○教育長（馬場敏男） はい、そのとおりでございます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、直接この予算書のページとは関係ないのですが、質問させていただきます。ヤングケアラーについてでございますが、今国レベルにおいても大きく取り上げられているヤングケアラーについては、埼玉県内全ての高校2年生の実態調査では、約25人に1人に当たるヤングケアラー存在が明らかになっています。埼玉県は中学生、高校生向けに続くものとして、このたび小学生向けにヤングケアラーについて啓発する小冊子を作成し、県内の国公私立の小学校へ配布することです。この冊子の中には、切離し式の「伝えたいことカード」が添えられてあり、ケアの相手だとか内容などを記すことができるものだそうです。このカード利用につきましてちょっと聞きたいのですが、小学校にはこの小冊子を配ったか配る、まだちょっと分かりませんが、配ったとしても配るだけで終わるのではなくて、子どもさんたちがその後どのようにこれ活用できるかを指導されると思いますけれども、町内の小学校においてどのようなアフターケアというか指導なさるか伺います。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁。

○教育長（馬場敏男） 井上委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

冊子を配布したかどうかというのはちょっとこの後確認をさせていただきますけれども、いずれにしても、子どもたちの今の現状の中で、幾つかこちらで把握しているのは、例えば家庭内に弟、妹がまだ生まれたばかりで、お兄ちゃん、お姉ちゃんが中学生の子が結構面倒見てくれていたりとか、家庭内に障害のある方がいらっしゃるという方もいらっしゃいます。今井上委員さんが言ったように、埼玉県非常に先進的に調査をしたり、全国的にもその後調査をされましたけれども、積極的に高校生。高校生の中のアンケート結果を見ると、「そういえば私もそれに当たるかもしれない」という答えが多かったのです。ということは、ヤングケアラーというよりも、家庭内の家族の一員として自分が頑張っているというような意識ではいるというところもあります。保護者のほうも家族の一員なのだから、お姉ちゃんなのだから、お兄ちゃんなのだからというところもあるというふうに思います。この冊子、今回県がつくった大きな目的は今のよう意識、その理解というところの啓発の段階かと思っています。町としましても、このヤングケアラーについて教育委員会だよりも1回載せさせていただきましたけれども、このヤングケアラーの理解というのを促進する必要があるかなというふうに思っています。もしそのように該当した場合にはいろんな

支援とかもできますので、こちらの言葉がけもできますので、そういったことで今後についてもその理解、周知には努めていきたいというふうに思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） その冊子の中にケアラーの相手だとか内容などを記すところがあるというのと、あと内容について電話だとかSNSで相談できる窓口も紹介してあるということですが、小学生自らがこのことについて電話だとかSNSを使つての利用というのは可能だと思いますか、どうでしょう。

○委員長（吉野正浩委員） 教育長、答弁願います。

○教育長（馬場敏男） 井上委員さんの質問に教育長、答弁させていただきます。

やはりもし子どもたちが自分そうかなと思っても、なかなかSNSや電話というのは難しい部分もあるかなというふうに思っています。それから、冊子でもそうなのですけども、誰が対象で、どうにという書くこともプライバシーですとか、その辺も子どもの理解度にもよりますので、それを全てに係って統一的につてやるつもりは今のところありません。ただ、こういう今ヤングケアラーという言葉自体、ではどういうものなのだろうという理解と周知はさせていながら、少し学校で丁寧に相談に乗らせていただきたいなというふうには思っています。今までも実際にそのような該当の子がいたときにも少し福祉のほうとも相談させていただいて、支援とか受けさせていただいた子のケースもあります。ですので、当然そういうSNSだとか電話という方法も、今の子どもたちにとっては非常に身近なものにはなっておりますけれども、それに頼ることなく学校としてやるべきことをしっかりやっていきたいなというふうには思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 私も確かにそう思います。電話だとかSNSですと、やはり子どもさんの力だと、ある程度のやる方法は知っていると思いますけれども、その中でいろいろな誤りとか、かえってそれがマイナスの面が出てくるという、そういうことが私、リスクが出るのではないかなというふうに思いますので、こういうことにつきまして正しい活用ができますように、ぜひ学校で指導していただきたいと思います。ということは、小学生のときからヤングケアラーということについて関心を持ったり、あるいは認識、理解できるということで、将来自分たちの生活の中で発生した場合に、その取るべき解決に向けての選択方法にも多少子どもさんたちにとってプラスの要素も出てくるのではないかなというふうに私もそう個人的には思っておりますので、ぜひ小学生のうちからヤングケアラーについての、そんなにディープというか、深くではなくてもいいと思うのですけれども、ある程度こういうものだという理解ができていけばいいかなというふうに思いますので、ぜひそれはお願いいたします。

それでは、すみません、もう一つお願いいたします。先日の阿部議員の一般質問で生理用品について質問がありましたけれども、私もこのことで質問させていただきたい。一般質問でもさせていただきましたけれども、今回は阿部議員の質問の答弁の中で設置は役場庁舎内の女子トイレへ設置するというので、それも備品がなくなるまでと、それからコロナ禍がある程度終わるまでという、そういうこと、多分その間にこれを設置するという、そのような……

○委員長（吉野正浩委員） 失礼します。井上委員、今の質問は場合によったら庁舎管理の関係になってしまうのかなと私思うのですが、そうすると、総務政策という委員会がちょっと……

○6番（井上奈保子委員） それからもう一つ、学校関係のもあるのです。

○委員長（吉野正浩委員） そうですか。はい。

○6番（井上奈保子委員） そういうことなのですけども、実は私もこれを意思表示だとか、そういう身ぶり手ぶりというか、こういうことで生理用品が必要なのだよという、以前そういう質問で答弁受けたのですけれども、今度は学校のことなのですけども、やっぱり小学生、中学生に対しての性教育という、そういうことの中の一環として私はこの生理用品を小学校、中学校へも、女子トイレへ設置していただきたいなというふうに思っております。ということは、生理用品というのは小学校の高学年になりますれば必要になると思います。そういうことで、小学校に置いた場合に低学年の子どもさんたちはこれを見て置いてあると何だろうなという、そういうちょっと、何でこういうのがあるのだろうなという不思議なふうに思うと思うのですよ、低学年のお子さん。そうした場合に、何でこれを置くのか、どうしてなのか、女の子の体はこういうふうな変化があるのだよというような、そういうことの性教育ですね、そういうことも含めて小学校の低学年あるいは高学年のお子さんに対してもこのようなことを理解させたというか、していただいた上で生理用品を置けば何の問題もないと思いますので、子どもさんたちがスムーズに学校生活を安心して生活が送れるような、そういうデリケートというか、気づきというか、そういうのも行政としても必要ではないかなというふうに思いますので、学校における生理用品の設置、必要、そういうことに対してはどのようなお考えがあるでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁させていただきます。

阿部議員の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、井上委員のおっしゃるとおり、まずは子どもたちに対する性教育というのは大事だと思います。女の子の体、男の子の体についての違いですとか仕組みについて、またそれについてそれがどういう形で成長していくにつれて変化していくのか、そういうのを子どもがまず知ることということが大事だと思います。その上で生理について知識、理解を深める中で、生理用品についての提供を考える段階になるのかなというふうに思っています。阿部議員のご質問に答弁させていただいたとおり、今現在は学校のほうでは生理用品を

備えるということではなくて、保健室のほうで申出があった場合に提供するという形を取らせていただいています。それについては答弁の中でもお答えしたとおり、貧困ということに関してですけれども、それについてどういった形の背景で生理用品が持参できていないのか、使えていないのかということをもとに把握をして、そこからの解決を図るという意味で今現在はそういった対応を取っています。それについては今後も引き続きやっていくつもりでもございますが、答弁の中でもお話ししたとおり、例えばカードの提供ですとか、備えるということも生理用品の提供の選択の一つではあるかと思っておりますので、その辺についても検討していきながら対応を考えていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

子どもさんたちが急な場合、そのときに保健室へ行って、こうだよということでそれを用意していただくという、それもいいと思うのですけれども、もしトイレにあればそこへ行ってすぐに利用できるという、そういう即戦というか、すぐにそれが利用できるという、保健室へ行って、相対で言うよりはあるものがすぐ利用できる、そういうのほうやっぱり子どもさんたちにとっても安心なのかなということをお私に思っておりますので、ぜひ重要な検討の一つとして、これは今後なるべく実施できるような方向でやっていただきたいことをお願いいたしまして、以上で私質問終わりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 5番、上野葉月です。よろしくお願いたします。質問いたします。

まず、19ページをお願いします。一番下、教育費国庫負担金というところが廃目整理になっています。ここだけではなくて、ほかのページにも関することなのですから、子ども・子育て支援制度等に関することが教育委員会から福祉課へ業務が移行されるということになっています。かなり多くの項目がこの処理の対象になっていて、金額的にも大きな金額が移っているのですけれども、これに付随しての人員費というところの処理はどうなっていますでしょうか。仕事に移るに伴って、恐らく仕事をする人というのも福祉課のほうで必要になってくると思うのですけれども、そのところをどう考えておられるかについて教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島がただいまの上野委員さんの質問に答弁をさせていただきます。

令和4年度の福祉課の人員費の計上でございますが、人員費につきましては今いる現状の人数の人員費で計上しておりますので、特に増減等はございません。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） これだけの金額に伴う業務ということで、業務量としてもそんなに少しというところではないのかなと思うのですけれども、では教育委員会にお聞きします。この移行する業務、大体どれぐらいの人件費というか、業務量として捉えておられますか。

○委員長（吉野正浩委員） 副町長、答弁よろしいですか、お願いします。

○副町長（柳 克実） 副町長、上野葉月委員の質問に答弁をさせていただきます。

令和4年度から機構改革によりまして、新たに福祉課、それから高齢介護課等になるわけでございます。当然のことながらその中で福祉課のほうは子どもの担当もできるわけございまして、人的な部分につきましても健康福祉課長等と相談をさせていただく中で、配慮した中で対応をさせていただき、事務事業の移動に伴う対応も図らせていただきたいというふうに思っています。また、現在のこの当初予算につきましては、先ほど答弁がありました、現状の中での予算づけをしておりますが、これで来年度の人事異動に伴って当然予算の関係も動きがあるわけございまして、それらについては6月補正等で対応をさせていただくというふうになっていくと今後思いますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。機構改革、それから業務の移行に伴うことはこの予算書に表れているのですけれども、当然それ業務負担する人というのにも必要になったり、動いたりするわけで、そのところの人の人件費の計上というのは見つけれなかったもので、このところはどう考えておられるのかなと。あと、また業務の移行に伴って一緒に人をどうするかというところもこの予算書の時点で組み込まれていたほうがそれは理想であるのかなと思ってお聞きしました。

では、次の質問に移ります。55ページです。55ページの民生費、節の18のところなのですが、家庭保育室事業補助金561万円とあります。具体的にこの家庭保育室というのはどこの事業者になりますでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永が上野委員の質問に答弁させていただきます。

家庭保育室は今のところ今年度と引き続き、お願いするとすればいちご保育室さんをお願いをする予定となっております。令和4年度に関しまして、今待機となっているお子さんの人数が3年度に比べまして非常に少ないこともあり、今後実際に4年度に委託するかについては今現在話し合いをしているところになります。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） いちご保育室の運営状況なのですがすけれども、利用者も少ない日が多かったりだとか、利用者がいない日があったりだとか、それから問合せをしても電話が全くつながらない日があるというような声が聞こえております。そして、認可保育園の中でもどんぐり保育園が一時保育室というものを持ってスタートさせたということも聞いております。その中で、今年度のいちご保育室の利用状況などを推測するに、果たして来年もここを置く必要があるのかなというのは非常に強く思うのですが、今年度のいちご保育室の利用者数や運営状況のようなものを把握していらっしゃると思うので、そこを教えてくださいませんか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永がお答えします。

今年度のいちご保育室さんの利用状況は毎月2名で、今現在は3月に1人増えまして3名の利用となっております。そのほかに一時預かりとして、たまに使うというお子さんもいらっしゃるようではあるのですが、そちらについては契約をしていないので、こちらでは人数を把握していない状況です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） いちご保育室の定員というのは何名ですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） いちご保育室さんの定員は15名で設定しておりました。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 15名の定員ということは、町のほうでもそれくらいの需要があるかなというところでお考えになったと思うのですが、このくらいの利用者で、この毎月2名の方々というのが本当に毎日行っている実績があったのかなというのも少し疑問に思うところです。そして、一時預かりというのも先ほど申し上げたように、ほかの認可園でも引き受けるところが出てきたと思います。待機が少なくなってきたというところで、2名程度であれば恐らくほかの園でも吸収できるのかなと思うので、今年度の運営状況を見て行政としても妥当な委託先であるかどうか、また本当に必要な、560万円もかけますので、もし560万円をほかの今運営している認可園に配分していくことが可能であれば、ほかの認可園にとっていろいろ難しいお子さん等もいらっしゃると思うので、そこはそちらのほうが効率というか、効果としては高いのかなというふうにお金の使い方とも思います。なので、この家庭保育室をもともと子ども向けでない文化スポーツセンターで開設しているわけで、それが妥当かどうかというのは、私はこの項目については強く疑問に思うというか、慎重に考えていただきたいと思いますので、来年ここを開設するかは運用状況を考えて再度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） ただいま申込みを日付を区切って来年度使用したい方に

ついてはさせていただいております、その人数によっては来年度委託をしないということを考えておりますので、利用者数が極端に少ない場合には来年度開設されないという可能性がございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

仮に利用希望者がいたとしても費用対効果というところを考えて、福祉課のほうで利用者の整理をしていく、どちらか違う保育園を案内していくというようなこともできると思いますので、検討をお願いします。

次の質問に移ります。69ページお願いします。衛生費のところでは負担金、補助及び交付金、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金2億4,726万円についてお伺いします。この金額は前年度と比較してこの項目だけを見れば金額は増えていると思います。その金額の説明としてされていたのが、それでも以前よりは負担が軽くなったというような説明の仕方もされていたのですけれども、その去年と今年の費用の比較についての説明をもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月委員のご質問に答弁いたします。

小川地区衛生組合塵芥処理費につきましては、昨年度と比較いたしますと8,460万2,000円増加しております。約52%増加しております、この負担金が増加したということの主な理由なのですが、これからは民間のオリックスにメタン発酵ということで運搬するのですけれども、それに併せて今まで衛生組合に自己搬入されていたものはあそこで燃やしたのですけれども、今後は自己搬入されていたものはそこで一度集めて、衛生組合から寄居町にありますオリックスのほうへ運搬するというところで、費用が増加しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） では、去年度の燃えるごみの、炉で燃やす分の処理費のみ、そして今年度メタン発酵の炉で燃えるごみを処理する場合の処理費のみというところを単体で比べることができますか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、答弁いたします。

ごみのじんかい処理についてなのですが、塵芥処理費につきましては、この負担金を出すに当たって、平等割が20%、人口割が10%、そのあと利用度割が70%ということで、一番この利用度割ということで考えますと、昨年度については、滑川町については1億1,310万6,000円、でも今年が1億7,352万9,000円ということになっております。約6,000万円ほど上昇しているということでございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） メタン発酵の炉になって、ではコスト自体は下がっていないという認識でいいでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、答弁。

コストは以前から比較しておりますのが可燃ごみのあり方委員会ということで、10年間、今のままの可燃施設の炉を10年間継続した場合と、それと民間委託をした場合の比較ということで、その当時計算した中で、民間委託をしたほうが約10億円経費のほうがコストかからないということで、という計算を、今回委託をしているという中で、これからたまたまというわけではないのですけれども、4年度の予算については先ほど申したように、負担金でいえば8,400万円増加しておりますけれども、トータルで10年間の中で考えますと、延命して工事の修理とかを行ったよりも安くなると考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 民間会社に委託したわけなのですけれども、やはり10年間という長い単位での契約になります。その契約金が妥当かどうかというところ、選択肢として町がごみ焼却に関するどのような方法を取っていくかというところでコスト比較というのは物すごく大事な点になると思います。また、民間委託を継続する場合であったとしても幾らで契約していくのか、そこを考える上でそれぞれの手段の費用というのを的確に把握しておくというのは物すごく大事なことになると思います。そして、今おっしゃったように10年間のコストを比較してという話が出るのですけれども、固定資産というものは初めにつくったところから終わりのところまで耐用年数というものがあるわけで、耐用年数後期の10年というのは修繕費用がかさんで、運用に関するコストではなく、資産を補強するということでのコストが最後の10年間を取れば物すごくというか上がってくるわけですね。運用初期や運用中期であまり修繕が要らなかった時期の10年間を比べるのか、それとも資産の最後10年間の修繕が一番必要な時期の10年を取って比べるのかというところで、では10年間と言ったとしてもかなり比較対象というのは変わってくると思います。なので、古い資産の最後の10年間を比べてコストが民間委託のほうが安くなって、それは当然であろうと私は思うのです。なので、比べるにしても妥当な期間を比べて、妥当な部分をきちんと取り分けて比較するというをやっていただきたいと思います。なので、少なくとも今年の予算書を見る限りでは、民間委託にしてコストは思ったより下がっていないのではないかとというのが私の印象です。

次の質問に移ります。89ページをお願いします。一番下、需用費、消耗品費、宮小22万9,000円、それから次のページで消耗品費、福小16万7,000円、消耗品費、月小28万5,000円、これらの項目について聞きたいのですけれども、これらの項目にトイレットペーパーというのは入っているのですし

ようか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問に対しまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

ご質問のありましたトイレトーパーにつきましては、各学校の消耗品費の中に需用費の中に含まれております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） では、ここに生理用ナプキンというのは入っておりますでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 生理用ナプキンにつきましては、積算の段階で消耗品費としては計上はされておられません。もし学校のほうで購入するとなりましたら医薬材料費、主に保健室で扱う医薬品関係の科目になるのですけれども、そちらで計上していただくことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） では、トイレに生理用ナプキン専用のごみ箱というのは設置しているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問につきまして、生理用品用のごみ箱につきましては、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後ほど確認して回答させていただきたいと思えますが、恐らく設置されているものだと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 設置されていると思えます。設置していると仮に仮定して、ごみ袋というのが普通のごみ箱のサイズとは違いますので、ごみ袋がかけられていると思うのですけれども、その費用というのは消耗品費に入るのでしょうか、医薬材料費に入るのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） そちらの生理用品を処理するごみ袋につきましても同様に医薬材料費で計上するのが妥当かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 妥当かなではなくて、今現在使用しているものをどのように処理している

かを聞きたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） そちらにつきましてもたいた手元に資料がございませんので、後ほど確認して回答させていただきます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

今した質問は、トイレットペーパーというのはトイレの必需品としてトイレに置かれているけれども、生理用ナプキンというのはそういうふうを考えておられず、今置かれていない、そこは何でだろうなというところでお聞きしました。小学校高学年ぐらいから生理というのは生理現象としてやってくるものです。これをトイレに常備するというところについて扱いが難しいだとか、適正に扱われないだとか、そのようなご懸念はあるのかと思います。でも、例えばトイレットペーパーがトイレにある場合でも適切な使われ方がしないことというのはあるわけです。私が数年前に宮前小学校に行ったときに、先生も大変だったのだろうなと思ったのですが、トイレに貼り紙等がしてあったのが、トイレットペーパーが丸ごと便器に突っ込まれてしまっていたというようなことがあったようです。もちろん小学生がすることですので、故意ですよ。わざと、いたずらか何かの腹いせか分からないのですが、やったと思うのですけれども、それに関してはかなり注意が、ただ訪れた保護者でも分かるように書いてありました。トイレというところでトイレットペーパー等ある、物を流す、適切な使い方をしなければトイレが詰まる。そのようなことは別に生理用品、ナプキンでなくても起こります。でも、学校はそこも含めて対応したりだとか、教育したりだとか、指導したりだとかしていただいているわけです。そこのところはやはり教育の一環として、公共の場所、公共物をどのように扱うか、来た人が気持ちよく使って嫌な思いをせずに使うためにはどのようなことを心がけていったらいいか、そのようなことも子どもたちは学校で学んでいくのであると思います。

トイレットペーパーについては、トイレに置かれていて、そのような認識の対象として扱われています。それなのに、なぜ生理用ナプキンだけは扱いが難しいであるとか、不適切な行いをされたら困るだとか、そのようなことで設置が進まないのかというところが物すごく疑問に思うところがあります。仮にこれがジェンダーギャップというところから考えたときに、これがもし女性の必需品ではなく、男性の必需品であったらどのような扱いを受けたのだろうかというのは、今回阿部委員や井上委員の答弁を聞いていて物すごく考えるところでもあります。小学校では、排せつについて指導することはもうないと思います。保育園や幼稚園ではまだ、例えば尿意があつて、便意があつて排せつするというところを教えるというか、一緒にやっていくというシーンは出てきます。例えばもう少し大きくなったお子さんや、もちろん大人であっても、この前オリンピックやラグビーの

滑川を経由するようなところでも、ラグビーの国際大会などがあつたときに、洋式トイレ、和式トイレの使い方等についての使い方の説明みたいなのはすることがあるかと思ひます。やはり洋式トイレに慣れた文化の方にとっては、和式トイレというのはどうやって使えばいいか分からないし、和式トイレに慣れた文化の方にとっては洋式のトイレの上に足を上げてかがんでしまうような使い方をされる方もいて、説明が必要であつたりします。なので、排せつ等についての指導というのは、場合場合によってはどの年齢層、どのシーンにおいても説明が必要な場合もあり、それを当然のこととして受け入れて説明等しているシーンもあります。それなのに、なぜ生理用ナプキンだけがそのような配慮や説明等から抜かれるのか、ここのところもやはり疑問に思ひます。そして、尿意や便意というのは大人になれば自分の意識で抑えられる、時間を調節したり、場を調節したりできるものなのですが、月経というのはそういうものではないということが広く認識されているのかなというのも強く疑問に思ふところではあります。女性ならここは説明しなくても多分分かるのですが、男性が多くて男性が仕組みをつくっていく社会になつてしまつてゐる中で、生理の、月経の現象というものをどれくらいの方が理解して、今この話をされているのかなというところがすごく疑問に思ひます。

生理を失敗してしまふ、例えば服にそれが染みてしまつて外から分かるようになってしまふような失敗をしてしまふ可能性というのは、女の子たちにとっては物すごく怖いことなのです。もしこういうことになつてしまつた場合に学校に行きづらくなつてしまふ、トラウマみたいになつて、行きたくないというきっかけになつてしまふというような例もなくはないのです。そこから登校拒否、不登校につながつていくという可能性だつてあるわけではあります。やはり学校関係者の方々をお願いしたいのは、そういう学校に関する心理的な負担というのを本当に1%でも減らしていく努力というのをいろいろな理由を並べないでしてほしいのです。生理ナプキンをどうするかということは、いろいろな切り口で昨年あたりからニュースにもなつたりしているのですが、どういう切り口で初め始まつたにしろ、要望が強くあるのはいろいろな問題を含んでゐる、貧困というところから切り口として始まつてゐるかもしれないのですが、私は大きく考えてゐると、ジェンダーギャップの社会というところに行き着くのかなと思つておゐります。その辺も広く踏まえた上で、トイレに生理用ナプキンを置くというところを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか、教育委員会の方。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願ひます。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁させていただきますと思ひます。

上野委員のおっしゃるとおり、生活モラル、マナーの部分、それからそこから人材教育、性教育について、子ども、特に男性、男の子がよく知ること、理解することということがまず大事なことになるのかなと思ひます。それについては学校であつたり家庭であつたり、そういったところで指導、

教育していくということが大切なのかなというふうに考えます。その上で上野委員おっしゃるように、子どもたちが学校生活において心理的負担、不安やそういったものを少しでも感じたとき、それを少しでも解消できるような努力をしてほしいということで、それについては教育委員会としても今後努力していきたいというふうに思っています。

生理用品の設置についてなのですが、先ほど井上委員のご質問にもお答えしました。阿部議員の一般質問の中でもお答えしましたが、生理用品の提供についてはカードを置くですとか、もちろんトイレにそのまま常備するという形、いろいろな提供方法があります。それについて、先ほど言った子どもの心理的負担、不安を少しでも取り除けるような形の対応ができるように検討していきたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 保健室に取りに行けばいいというか、取りに行くことがいろいろな相談のきっかけ等にもなるというお話もあって、そこはそれで一つの必要性がある流れとしてあっていいとは思っています。ただ、一つ理解していただきたいのが生理という、月経というものは止められないのです。大便や小便のように意思で止められるものではなくて、止められないのです。それを止められないものを、例えば10分間の休み時間でそれだけのやり取りができないかもしれないですよ。そうしたら、1時間、60分、70分そのままではいなければいけないのです。そここのところの苦しさや困り感というものはどうしても理解していただきたいと思います。それを理解した上で、知った上で考えていただきたい。いつも女性、この中にあまり少ないのですけれども、今日は予算委員会ということで女性の方もいますので、保健センターの方であるとか、ちょっと聞いていただいて、ぜひ考えてください。そして、費目として入れる場合には医薬品ではなく、これは日常のものなので、私は消耗品費として扱うべきだと思います。こここのところは本当に女性の方を交えての課内、そして庁内での検討をぜひお願いします。

では、次の質問に移ります。戻るのですけれども、54ページ、真ん中辺の報酬のところでは保育所入所児童選考委員会委員報酬というものがあるのですけれども、こここのところではどのような選考が行われるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永が答弁いたします。

選考委員会にどのような選考というご質問なのですけれども、こちらについては福祉担当のほうで入所協議をした結果をお諮りして確認をしていただき、それが妥当であると判断されれば可決されるというような形で選考していただいております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） この選考に関してなのですけれども、考慮がどの程度されているのかとい

うところを聞きたいのですが、双子、三つ子がいるのか分からないのですが、双子さん、それから一人のご家庭で双子でなくても、4人、5人、6人お子さんがいる家庭というのは滑川町でもあると思うのですが、このようなお子さんが多い、または双子に関しての世帯は保育所に入りやすくてしかるべきかなと私は考えるのですが、そのような配慮というのは選考の中でされているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） こちらにつきましては、兄弟がいらっしゃるお子さんにつきましては、点数をつけていって同点だった場合には、未就学児の兄弟がいるお子さんについては上位のほうに優遇されるようにという形にはなっております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 双子については、特に双子であるというところだけでポイントが上がるということはありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 双子や多胎児の方について、そのために点数が上がったり、兄弟がいるということ以上に優遇されるということは今のところしておりません。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 双子についてはぜひ検討していただきたくて、もちろんお子さんが2人、3人いる、それもある一定の時期においては物すごく保護者にとっては世話の手間がかかる時期であるというのは変わりはないのですが、やはり双子というのは同じ時期に、すごく手がかかる時期にそういう子が2人いるということで、養育の手間と時間と大変さというのは一人の子の場合を上回るのかなと思います。そして、双子さん、恐らく確率的には経験不足から来る、本当に微妙なところかもしれないのですけれども、発達のちょっと遅さ、言葉の遅さみたいなのは見られる場合も多いのかなと思います。やはり2人見ていると、外に連れ出すのが大変だったり、いろんなところに連れ出すのが大変だったり、そういうところから家の中で過ごしがちで、絶対的な経験回数の不足というのは生じてしまいがちなのかなと思います。そこを保育園というのは補える場でもあると思いますので、双子を育てる世帯への何かしらの優遇措置というのは考えていただければと思います。ここは要望です。

では、次の質問に移ります。91ページの下の方なのですが、くすの木治療委託料、福小66万円とあるのですけれども、このくすの木治療委託料というのはこの額で毎年計上されているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問につきまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁いたします。

ご質問のありましたくすの木治療委託料、福小で実施しているものになりますが、こちらにつきましては、今年度より若干委託料のほうを上乗せさせていただいております。理由といたしましては、クスノキの治療を行う際に、樹木医の先生に木の状態を診断していただくといった業務内容が含まれております。昨年度までにつきましては、昨年度まで委託していた会社の関係者の方に樹木医の先生がいらっしゃいましたので、その方をお願いしておりました。ですので、若干相場より安い金額で請け負っていただいていたという事情がございます。来年度につきましては、今までお願いしていた方が体調不良ということで、一般の樹木医の方に今後委託業務をやっていただく必要があるということで、その分の経費を上乗せさせていただいております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。クスノキ、木も寿命がありますので、いつまでこの治療を続けるのか、例えばもう若木を育てていくであるとか、これをずっと続けるのではなく、次の世代交代を図っていくとか、そのようなことも考えていただきたいと思います。

ありがとうございます。質問は以上です。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑があるようですが、休憩後とさせていただきます。

暫時休憩いたします。再開は午前10時40分とします。

休 憩 （午前10時23分）

再 開 （午前10時40分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

先ほど井上委員の質問に対して教育委員会事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より井上委員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどヤングケアラーについての冊子についてご質問ございましたけれども、昨年11月にヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに？」という資料が中学校1年生から3年生向けに配布をされております。こちらはヤングケアラーの存在について知り、正しく理解するための資料となっております。道徳、総合等の授業でこれらを活用するように教育委員会としても指導してまいりたいと思います。また、年度末にはどのように活用したかの活用状況を調査してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） さらに、先ほど上野葉月委員の質問に対して教育委員会事務局より発言を求められていますので、これを許可します。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（費田 誠） 先ほどの上野委員さんの質問につきまして、教育委員会事務局教育総務担当、費田のほうから答弁させていただきます。

先ほどの質問の中にありました生理用品につきまして、生理用品用の処理用のごみ箱の設置状況、それからそちらの処分方法並びに、そちら処分する際の袋の購入課目につきまして確認させていただきました。ごみ箱の設置状況につきましては、小学校、中学校共に全ての女性用トイレに設置済みでございます。処理につきましては、小学校につきましては、高学年の児童生徒が掃除の時間に回収を行っている、それから中学校につきましては、生徒が回収を実施している。その際、使う袋につきましては中身が見えないような形で、学校によってピンク色であったり、黒色であったりはそののですが、中身が見えないような袋で回収処分を行っております。処分につきましては可燃ごみで処分をしております。また、そのごみ袋の購入課目なのですが、こちら確認させていただいたところ、通常学校で使うごみ袋と同様に一緒に消耗品費のほうで支出をしております。

以上、答弁とさせていただきます。お願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

上野廣委員、質問席へお願いします。

○10番（上野 廣委員） おはようございます。10番、上野廣です。

令和4年度の一般会計予算はコロナウイルス問題、それからウクライナにおける戦争など、内部、外部環境共に大変厳しい時代になってきておりますが、皆様方の常日頃の努力によりまして、大変前向きな、よくできた予算になっていると感じています。その中で幾つか教えていただきたいと思っております。ページ69、清掃費、節18負担金、補助及び交付金の中で小川地区衛生組合塵芥処理費負担金2億4,726万円関連でご質問いたします。既に上野葉月委員から額についてはいろいろありましたけれども、それではなく、私は先日の全員協議会のときに説明を受け、その中で燃えるごみは焼却処理からメタン発酵へというキャッチフレーズのようなご説明をいただきました。もともと燃えるごみのほとんどはメタン発酵不適物でございます。これはビニール製品とかプラスチック製品、布類などです。オリックスのメタン発酵菌による新しいプラントで処理できるのは加熱処理不適物で、大変苦労していた生ごみ、おむつ、し尿、廃棄する野菜とか果物であるということでございます。オリックスでは発酵不適物全て、既に稼働しております2,000度以上で溶融し処理するガス化改質方式、1日に受け入れるごみの量で約450トンでございます。可燃物、不燃ごみ、金属、何でも処理できるプラントでございます。排ガス用のダイオキシンは濃度0.01ナノグラムを達成しているすばらしいプラントです。そしてまた、大変大きな設備でございます。これは、1年365日止まったことが一度もございません。3系列あって、常に1つを直している間に別のラインが動いてき

ているということで、365日止まらないプラントでございます。ちなみに、新しいメタン発酵方式では、1日の受入れ量はガス化改質方式の約10分の1、45トンから50トンぐらいだと思います。これは今まで加熱方式では不適物であった生ごみを処理できるプラントとしてできたのがメタン発酵処理であると思います。オリックスのプラントはこの2つのごみ処理プラントが完成して、全てのごみを1つの場所で処理できる大変すばらしいシステムでございます。それで、私は可燃燃焼プラントの小川地区衛生組合のプラントを止めて、こちらの委託したラインではないかというふうに考えて私も賛成して進めたことでございます。先日のチラシを女房に見せましたが、なかなか理解できないで混乱したのではないかと思います。先日のチラシでは、燃えるごみ、焼却処理からメタン発酵へというキャッチフレーズみたいになっております。僕はガス化改質方式に今まで燃やしていたものがほとんど行って、それで新しいプラントには生ごみが行くのではないかと。ですから、分別をきちっと、そこら辺のことをしていくべきだと思います。そんなことで、小川地区衛生組合ではどのようにそれぞれの操作に、このことについて、分別について言っているのかを聞きたいと思っております。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 上野委員さんの質問に対しまして、生活環境担当、齋藤が答弁をいたします。

まず、令和4年度の燃えるごみに関しましては、先ほどもおっしゃったとおり、メタン発酵施設へ全て行くことになっております。燃えるごみ全てということなので、生ごみがメタン発酵処理施設、それ以外のものはガス化改質炉に行くというわけではなくて、燃えるごみのものが全てメタン発酵施設に行きます。なので、広報やカレンダー等でも周知はさせていただきましたが、今までの分別方法でよろしいので、住民の方には適切な分別にご協力いただきまして、行政のほうとしてもなるべく令和4年度から住民の方にご迷惑をおかけしないように、負担をおかけしないように周知のほうをさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） 私もそんなことでこういう表現にしたのかなと思うのですけれども、そうしますと、オリックスの最初のプラントがありますよね。ここにありますプラントの中の分別するところ、そこるところに大量な、要するにガス化方式に行くのがほとんどで、オリックスのメタン発酵のプラントのほうに行くのが非常に少なくなってしまうと思うのです。そういう話はしていないのですか。私たちが出している燃えるごみは、ほとんどうちなんか生ごみ出していませんし、畑に入れていきますし、だもので、ほとんどメタン発酵するごみは入っていないのです。そんなもので、それがメタン発酵のところ分別するという考え方なのですか、これ全て、大量に。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野委員さんのご質問に答弁いたします。

この前の一般質問でも私答弁させていただいたのですが、一応流れといたしましては、今年度までは燃えるごみ、可燃物については小川地区衛生組合のほうでそのまま焼却をしていたと。今後については、家庭から出ます可燃物については、全てメタン発酵のほうに行きます。そして、そのときに、まず選別機というのがありますから、どうしてもその中に、この前もお話ししましたように、発酵に適さないものというのが混ざってしまうと、そのメタン発酵の機器等が止まってしまうとか、不具合がある場合がありますので、例えばカーペットであるとか、カーテンだとか、今までは燃えるごみとして入れられたものが今後はちょっと難しい、できませんというお話をさせていただいたのですが、そういう形で発酵をまずいたしまして、その中には紙類だとか、もちろん全ての生ごみが全部というわけではなくて、様々なものが入っていますけれども、そういうものも含めて発酵を行うと。そして、その残渣と言って、入れたごみが一瞬にして全てガスになって消えてしまうわけではありませんので、やはり残渣という形で発酵しなかったものは残ります。その残されたものがガス化のところまで燃やして完全に処理をしてしまうという形で、別系統というよりも2段階の方式になってくると。ただ、小川地区衛生組合、今まで個人というか、持ち込みのごみについてはいろんなものが混ざっておりますので、メタン発酵のほうには行かずに直接ガス化のほうに行くという流れ、そういう系統になっております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） 分かりました。ただ、いずれは分別をして、生ごみと燃えるごみと分別するような形になると思います。

それでは、お話の中で、次の目3のし尿処理費、し尿処理のプラントがあるのですが、し尿処理について、設備がここも老朽化してきて、あと5年後にはどうするとか、いろいろ意見が出ていましたけれども、し尿に関してはメタン発酵方式で処理できるわけですね。ですから、いずれはし尿処理もオリックスのほうでやってもらおうと、コスト的にどうなのかというコスト計算が必要ですが、そういう話は出ていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） し尿のほうはオリックスのほうに入れるとか、そういう処理をするというふうなお話は出ておりません。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） ありがとうございます。

それで、このチラシちょっとこれを見ると、本当にオリックスのメタン発酵方式で大丈夫なのかというふうに誤解を受けてしまうので、このメタン発酵方式の図と、もう一つ、ガス化改質方式、

これは非常に大きなプラントですけれども、描くと多分簡単ですから、それを入れておかないと、町民が見て、本当にこれで4町村のごみを全部処理できるのということになりますから、不安になります。そこら辺ちょっと気をつけてつくってください。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） ご指摘のとおり今後も来年度から可燃物の処理が変わることになります。ただ、やはり先ほども上野委員さんがお話しいたとおり、分別のほうをしっかりと皆さんのほうにご協力をいただきながらやっていくと。それと、処理の流れというものについては、いま一度町民の皆さんのほうにご理解していただくような形で分かりやすく今後も周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） よろしくお願ひします。とにかくこの委託方式がコスト的にも安くなるように、これからいろんな形で、これ全部やって、分別のところでお金がかかると、その分のお金が取られるわけです。ですから、その前に分別して出しておけば、生ごみと燃えるごみを分けておけば、分けたやつの中から燃えないのを分類するとかというのはいいですけれども、そんなに金がかからないけれども、大量の中からメタン発酵できるものを、生ごみだけ分け取るということになるわけです。そうすると、これはべらぼうなお金がかかると思います。ですから、そこら辺十分気をつけて、小川地区衛生組合の中でもよく話し合ってください。それは全然違いますから。よろしくお願ひします。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） よろしくお願ひしますということで、環境課の質問を終わります。

次に、総務課にも関係してくるのですけれども、健康づくりということでもあるのですが、歩きたばこ、森林公園駅の中でやっている方が多いという話がございます。それで、この歩きたばこは健康被害があるということで、去年の2月に埼玉県議会で受動喫煙を生じさせることがない社会を実現することを目的として、議会の定例会だと思っておりますけれども、埼玉県受動喫煙防止条例が議員提案で提出されまして、去年の4月1日から県のほうで施行されていると聞いております。これは総務のほうだと思いますけれども、ただ受動喫煙は健康の問題でもありますので、健康づくり課とも関係しますし、それからあと僕が一番心配しているのは、森林公園駅周辺で受動喫煙されると、子どもが通学のときに朝と、夕方帰るわけです。そのときにぷかぷか吸っていると、今度の風邪もそうですけれども、免疫力を下げてもコロナに感染しやすくなるとか、いろいろあると思います。そういうことで私は心配なので、それからいろいろ僕の耳にも入ってくるので、けんかしそうになったとか、そういう話も聞いておりますので、そういうことで、今健康づくり課のほうでは受動喫煙についてはどういうふう考えているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

受動喫煙につきましては、各公共施設、学校等、また役場もそうですが、敷地内、建物内の喫煙については既に禁止という形の措置を取っておられますが、一般的な屋外における喫煙につきましては、町としては現在のところ規制はございません。これにつきましては、受動喫煙の観点、またそれから特に駅前などではポイ捨て等の関係も出てくると思いますので、関係各課と協議しながら近隣の市町村の状況を調べながら検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） それから、通学している子どもたちへの影響なのですけれども、教育委員会のほうには森林公園駅で通学時に歩きたばこをしている人がいるとか、そういうようなことを言う父兄の方とか、子どもたちの話は聞いているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より上野委員のご質問に答弁させていただきます。

ご指摘のあったように、森林公園駅で通勤通学の子ども、また保護者からそういった受動喫煙への心配ですとか、そういった声はこちらのほうには上がってきておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） でも、実際大人の吸っていない人からの話ですけれども、そういうのがあって、結構多いらしいので、ぜひそういう観点で、少なくとも子どもたちが歩いているときには、たばこを吸っている人がいたら注意するとか、何かそういうようなことをぜひするように町としてやってください。お願いします。

それから、総務課長がいらっしゃるから申し上げますけれども、やっぱり受動喫煙の条例をするかどうかということもありますけれども、いろいろ検討していただきたいと思います。森林公園駅だけでも。ほかの駅はほとんどなっているらしいのです。歩きたばこ禁止というようなことになっているらしいのですけれども、ぜひ滑川町でも考えていただければ幸いです。よろしく願いします。

それから、最後に90ページの委託料の中で、宮前小学校の循環浄化装置保守点検委託料で3万1,000円出ておりますけれども、老朽化して、これから将来はプールではなくて外部のプールを利用していくような話がある中で、それはいつ頃になるのですか。どのくらい先を。毎年3万1,000円ぐらいの委託料で進められるなら続けたほうがいいと思うけれども、そこら辺のところはどうなのですか。どのくらいの時期に動くということになっていきますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

宮前小学校のプール施設でございますが、プールにつきましては、昭和41年、42年ぐらいの建築で、かなり年数がたったプールでございます。ただ、循環装置につきましては、平成の頭ぐらいに一度入れ替えておりますので、それでも30年以上たっている施設でございます。今現在何とかプール循環装置動いておりますが、3万1,000円という形で保守をかけながら何とか動かしていますが、かなり機械も古くなっております。性能も落ちてきていると思いますので、プールの循環装置についてもそろそろ経年劣化で、もしあれを使うとなれば交換の必要があるかというふうに考えています。

また、今上野委員のご質問の中にありましたとおり、宮前小学校のプールの指導につきましては、その在り方について、今検討に入る段階でございます。その在り方の検討を経た中で、教育委員会、また学校等と協議しながら、プールの民間委託、今後の施設整備の方向について方向を出しながら検討していき、宮前小学校のプールの指導の在り方、プール施設の整備の方向性を決めていきたいというふうに考えています。令和4年度からその辺の検討に入りまして、令和5年度、6年度、まだ具体的な年度、この年度からそういう形で対応しますとは明言はできませんが、いずれにしても施設の寿命もございますので、早急に検討を進める中で対応を考えていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） 使える使えないもそうだけれども、古いと衛生的にもいろいろな問題が出てくると思うのです。ですから、やっぱりできる限り早く、そういう外部でもいいです。もうプールを新設しないということは決まったのでしょうか。それを聞きましょう。プールを新設しない。宮小のプールは新しいのを造らないということは決まったのでしょうか。まだ決まっていないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 現在宮前小学校のプール、新設する方向では考えてはいません。ただ、プールを新設しないとなったら、当然プールの指導をどうするかという形の問題になりますので、その辺について先ほどお話ししたとおり、方向性を決めて検討していきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野廣委員、質問願います。

○10番（上野 廣委員） よろしくお願ひします。

以上で私の質問終わります。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

北堀委員、質問席へお願いします。

○9番（北堀一廣委員） 9番、北堀です。幾つかお尋ねしたいと思います。

予算書の19ページをお願いします。節の3衛生費国庫負担金のところで、未熟児養育医療等国庫負担金という項目がありますが、これについて少しお尋ねしたいと思います。実は、私未熟児ということで、自分のことになりますけれども、私は長女を亡くしているのです。四十六、七年前になりますか。私の場合は十月十日で生まれればよかったのですが、八月でうちの娘が生まれました。それで、体重がかなり小さくて長生きができずに残念ながら亡くなってしまったのですが、今ですと、私の知っている方でも、本当に小さく生まれても、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、ポケットにも入ってしまうくらいの子でも、今では本当に医療が発達していますから結構育つというような話も聞いております。そんな中で町内でも未熟児で生まれる方というのは年間どのくらいいるか、分かったら教えてもらいたいのですが。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎が答弁いたします。

現在未熟児の方が何名生まれているかは、今資料をお持ちしていないので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

突然今こういった質問したので、資料はないかなと私も思っていましたけれども、母子、要するに母体の影響で、例えば十月十日で生まれても小さく生まれてしまう、あるいはまた7か月ぐらいでも、こんな言い方はちょっと乱暴ですけども、七月子は投げても育つということわざがあります。うちの子は八月で生まれてしまったのですけれども、そういったことで、例えば切迫流産とか、あるいは早産、そういった形で残念ながら早く生まれてしまって、なかなかうまく成長できないというような例がたくさんあります。今少しそういうデータがなかったから、年間どのくらい生まれるかちょっと分かりませんでしたけれども、そういったことが多々ありますので、町も保健の行政のほうがしっかりしていますので、これからしっかりと把握していただいて、できるだけそういった方が生まれても健やかに育つようお願いしたいというふうに思います。

この質問は以上で終わります。

続きまして、予算書の22ページお願いいたします。節1の社会福祉総務費県補助金のところで、民生委員及び児童委員活動費補助金という欄がありますが、264万円予算がついているようですが、実はこの関連なのですが、3月2日の新聞の記事なのですが、県下63市町村の中で唯一町では滑川町だけが民生委員さんの、現在何人いるか、ちょっと私存じ上げていませんけれど

も、何人か増員をされるというような記事の新聞があります。滑川町は民生委員さんは今年の11月で一応任期を迎えるわけですが、何人増員されるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島がただいまの北堀委員さんの質問に答弁をさせていただきます。

今現在滑川町におきまして活動させていただいている民生委員、児童委員さんは38名、主任児童委員さんが3名、合計41名の皆さんに活動をいただいております。

以上になります。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） それでは、今年の11月、12月で改選になるとは思いますけれども、滑川町は何人か増員されるわけですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 滑川町におかれましては、次の一斉改選におきまして、県のほうに2名の増員を要望したしまして、県のほうから2名増員ということで了解をいただいております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） その2名の増員というのは、滑川町でも比較的人口増の多いところになるかと思いますが、差し支えなかったら、どこどこの地区になりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 増員する予定の地区でございますが、今現在、正副会長と地区については話し合いをしている段階でございますので、具体的にどこの地区を増員するというのは、今は決まっております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

今コロナ禍ということで、本当に民生児童委員さんが本来の活動がなかなかしづらいというような話も聞いております。本来であれば滑川町、どこの地域もそうですけれども、今高齢者が非常に多くなっております。そういった方で、あるいは単身で住んでいる方ももちろんあります。そういった方に対して、民生児童委員さんはいろいろな形でアプローチをされて、あるいは緊急報告等も兼ねながら様子見をしていただいたりとか、そういった方で民生委員さんは高齢者にとりまして、本当に心のよりどころ、あるいはいろんな形の相談と、そういう非常に重要なポジションの役かなというふうに思います。本当にボランティアで活躍されているわけで、その上で、また他方、そう

いった民生委員さんになっていただく、特に改選時期には非常に難しい時期に今来ているのかなというふうに思います。民生委員さんをお願いをする、二つ返事で、はい、分かりましたというわけにもなかなかいかない、そういったジレンマも今はあるかなというふうに思います。しかしながら、先ほども申し上げましたが、そういった心のよりどころになるような方がやはりこれからも積極的にそういうところに関わっていただきたいなというふうに思いますけれども、今言うとおりの、改選時期になると、区長さんを先頭になかなか難儀をしているというような話も聞いておりますが、そういった情報等は何か上がっておりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、北堀委員さんの質問に答弁させていただきます。

今年の11月末をもちまして、現在の委員さんの任期が3年を経過するところでございます。それで、昨年12月の定例会のときに引き続き委員さんを継続していただきますかということで意向調査をさせていただいたところですが、何名の方は今期で退任をしたいというご希望があったようです。それで、直近の区長会議の席で、今回任期を迎えますので、交代される可能性が生じてきますので、その辺は委員さんと相談しながらいろいろ配慮をお願いしますということで、まずは報告というか周知だけはさせていただきました。この後6月頃に区長さん宛てに、もし替わられる場合は次の方の委員さんのお名前を下さいというお願いの文書を申し上げますので、そのときに替わられる地区がありましたら、新しい方のお名前をいただくことになってございます。いずれにいたしましても民生委員さんの仕事というのが、先ほど北堀委員さん申したとおり、今独り暮らしの高齢者さんが増えております。そちらの方の支援が必要ですか、いろんな相談を受けながら、委員さんの中ではどこまで立ち入ったらいいのかと悩んでいらっしゃる方もいるという声が聞こえてまいります。活動の内容とすれば相談とか支援が必要なることを聞きながら、各種関係機関へつないでいただくことをお願いしたいというふうに定例会等では申しております。それと、県議会での定数の条例改正がこの後進むわけですが、県のほうもそういった委員さんの仕事以外のことをされているケースが見受けられるので、仕事以外のことの事例を整理して、その辺も検討したいというふうなことを示しておりますので、その示した内容もこの後推察していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問願います。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

民生委員さんの場合は、本当に改選に関わることについては11月で切れるわけですが、これ早め早めに手を打っていかないと、今日明日で改選できるわけではありませんから、早めに段取りをして、人選をして、ノミネートして進めていかないとできないのかなというふうに思いますので、今課長のほうからいろいろ話を聞きました。よく分かりました。ありがとうございます。

この質問は以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 先ほど北堀委員の質問に対しまして、健康づくり課より発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。よろしく申し上げます。

健康づくり課。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎が先ほどの北堀委員さんのご質問にお答えします。

未熟児で生まれた方の出生数としては把握していませんので、未熟児で生まれた方が治療した方の数は把握しておりますので、それをご報告させていただきます。令和2年度は5名の方がこの未熟児養育医療を使用しました。また、令和3年度におきましては、今現在で9名の方が利用しております。この未熟児につきましては、命に関わるケースもありまして、医療の支援が必要な方に適切な治療を受けていただけるよう、この事業を今後も進めてまいりたいと思っております。

以上、お時間ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問ください。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

続きまして、予算書の102ページをお願いします。節7の報償費で寺谷廃寺調査指導謝礼ということで4万円ほどついておりますが、現在町内には文化財保護指定区域というのはどのぐらいの数が存在しているのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 教育委員会事務局文化財保護担当、市川が北堀委員の質問に答弁いたします。

滑川町の中で文化財を保護する……

○9番（北堀一廣委員） 保護指定区域の存在する数と申しますか、それは町内でどのくらいあるか、分かりましたら教えてもらいたいと。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 滑川町の町内で埋蔵文化財があるであろうという包蔵地ということで、県のほうが指定したものを基に町のほうでも把握はしております、その数については今資料がないので、後ほど答えさせていただきたいと思うのですが。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） それは、また後ほどということで結構です。

現在裏郷の、あそこは悪戸という小字なのかな、私もよく分かりませんが、あそこで造成をしていたような気がします。私もあそこを幾度か通りかかったとき、何か試掘をしているような、作業しているような風景を見かけました。何をされていたのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 悪戸遺跡の発掘ですが、調査時

期ですが、令和3年9月1日から10月27日まで調査が行われております。場所は、羽尾の悪戸、番地でいいますと2532の5ということで、消防署の滑川分署のすぐ西側になるところです。これは個人住宅の建設ということで、個人住宅の基礎の土壌改良するということで発掘調査が必要になりました。それで、この間調査をいたしまして、住居跡が1件、溝状潰構1条、井戸1基、土坑が6基、1棟5基ということで、そういった潰構が確認されております。それで、それに伴って、須恵器、土師器、石器製品、こういったものも出土しております。確認された住居跡、井戸等は奈良から平安時代のものであると、有力なのは平安時代であるというふうに確認をしております。あと、かまどが確認されております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

今市川君のほうからそういう説明をいただいたのですけれども、結構古い時代のものがあつたのですね。私もあそこを通ったときに、結構大規模に何か試掘をしているようでしたから、これは何か出土したのかなと思って今お尋ねしたところです。ありがとうございます。

それから、もう一点お伺いしたいと思いますけれども、これは予算書には残念ながら載っていないのですけれども、昨年でしたか、あれはたしか千葉県八街市で下校時だったですか。小学生の列に酒酔い運転のトラックが突っ込んで悲惨な事故が起きました。そういったことを契機に国のほうでも全国的にそういった通学路の危険箇所を調べろということで、国の中で全体4,580か所ぐらいあつたとたしか記憶しているのですけれども、町内ではそういう調査をされましたか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より北堀委員のご質問に答弁をさせていただきます。

昨年度、文科省及び埼玉県教育委員会の実施要綱に基づいて、滑川町でも通学路の点検を7月から9月にかけて実施させていただいております。この通学路の調査ですが、町内の教職員また保護者にご協力をいただいております。計36か所の危険箇所が報告されたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

その都合36か所という今話でしたけれども、その36か所の内容というのは、こういった危険の箇所をはらんでいる場所ですか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） その危険箇所ですけれども、様々なものがございました。例えばすぐ対処可能なものとしましては、歩道に草が生い茂っていて、歩きにく

いといったものもございましたし、あとは路面標示が消えかかっている、見えにくいので危ないといったもの等々、様々なものが報告をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

そういった、かなり私が思っていた以上に危険な箇所があるのだなというふうに今感じましたけれども。これはある意味警察対応でなければ、なかなか進まないこと。あるいは、また町の中でできるといったような、そういったものにも分類されるかなと思うのですけれども。町の中で対応できるものについて幾つかありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） 町で対応できるものとしましては、先ほど申し上げたように、歩道の草刈りについては、例えば地権者にお願いをして草刈りをしてもらったという事例がございます。また、建設課にも依頼をして、路面標示等を引き直していただいたということもございました。そのほか町で対応できるものとしまして、例えば学校でも注意喚起をしたり指導することによって子どもの安全を確保する。そういったこともいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、児童生徒も滑川町は今非常に増えております。特に登校あるいは下校も児童については一斉下校、一斉登校しておりますので、交通事故あるいは予期しない災害、例えば地震とか。そういったときたまたま登下校のときに重なってしまったときに、例えば構造物、例えば、ではブロック塀とかそういったものがある箇所というはありましたか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） 今回の調査では、ブロック塀について危険箇所の報告というのはございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 北堀委員、質問をお願いします。

○9番（北堀一廣委員） ありがとうございます。

ブロックなんかの場合は、やはり年数がたちますと、経年劣化で地震等で揺れると倒れて、実際にけがをしている例もあります。また、亡くなった人が出ている例もありますから。今後もそういうところは十分気をつけて調査をして、先手先手で打っていただきたいなというふうに思います。そうすることによって児童生徒の安全を守れるかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いいたします。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしく質問させてください。よろしく申し上げます。着座でやらせてください。

まず、昨日も総務関係でお話したのですけれども、この間私たちいろいろアンケートなどを町民の皆様からお願いして取っているわけですが、やはりこの間のコロナ禍というものもあります。様々な要因があるのですけれども、半数以上暮らしが大変になっていると、非常に苦労しているというお話がされています。賃金が上がらないだとか、様々な負担が、税金や社会保険料などの負担が大変になっているというようなこと。そして、またコロナの中で休業せざるを得ないというような中で暮らしが大変になっているというようなことです。こういった中で、やはり町行政が町民の皆さんの暮らしをどう守るのか、支えていくのかということを実際になって考えていかなければならない、そういう今年度の予算だというふうに思うのです。ですから、改めて今この現状を皆さんどう捉えていらっしゃるのかというのは1人ずつ聞くわけにもいきませんが、そのことをまず訴えていきたいというふうに思います。

それで、改めてこのアンケートのことについてまた紹介させていただきたいというふうに思います。この中、幾つかいろんな方が書き込みされているのですけれども、まずワクチン接種の問題で3回目の接種が、要するにずれ、当初の予定よりずれ込んでしまったというようなことで、しかし感染者がこれだけ増えているということで非常に心配していると。無症状でも感染の場合、ほかの方に感染させてしまう心配があると、ぜひ検査を実施していただきたいという要望でした。

もう一つは、70歳以上の人には、子育てなどについてはいろいろあるけれども、なかなかそういった施策がないのではないかというご意見。また、この間高齢者医療の問題で負担がこれから大きくなるというようなことで、これでは医者に行かないでしまう、そういう可能性がある。我慢してしまうというのではないかというようなことで非常に心配をされている方。また、町でPCR検査ができる病院がなくて困ったと。高熱などの場合にどうやって医者に行ったらいい。要するにその医者までどうやってたどり着いたらいいのかと。検査をしないでタクシーなんか使えるのかというようなご意見などもありました。

また、そういったようなことで、コロナ関連で心配な声がたくさん出てきたわけですが、健康づくり課にまず質問させていただきたいと思いますが、今回のこの3回目のワクチンの予定が、国の方針がいろいろ変わってしまったというようなことで、ご苦労されたというふうに思うのですけれども、全国的に見ると、様々な市町村で前倒しの予定をつくっていて、本来であればというか、8か月というこの間隔については何ら根拠もないというようなことで6か月に前倒しにしろという全国知事会などの要望もあったわけですが、それに合わせて前倒しの体制をつくったという

ような市町村も結構あるのですけれども、うちではなぜそういったことができなかつたのかなというのをまずお聞きします。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課保健予防担当、西浦より阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

当初今お話しあったとおり、国ではまず8か月という基準が示されまして、それを基に計画のほうは進んでいった中で、年明け頃から高齢者の方については2月から7か月、3月になりましたら6か月に変更という基準が示されました。その基準に合わせて、町も2月から、実際この近隣の市町村でもおよそ2月から高齢者の方の接種が開始ということで、その前につきましては医療従事者の方の接種が6か月で進んでいきました。2月からの開始に合わせて高齢者の接種を7か月の経過という基準で進めまして、3月以降は6か月で実施が可能という形で当初進みました。

また、前倒しというお話が今ございましたが、今年のちょうど3月からにつきましては、当初一般の方は8か月の経過であるとか、途中で7か月に変更という形で出てきたのですが、それに対して町では3月から6か月の経過で接種ができるということで前倒しを実施いたしまして、現在予約等を行っていただき、接種をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 先ほどちょっとお話ししましたけれども、ほかの自治体で前倒しをして、どういうふうにしてそれができているのかというのは私分らないのですけれども。要するにワクチンの供給がそれでできたのだというふうに思うのです。そういったような自治体、例えば世田谷だとか福島の相馬市なんかだと、去年の年末あたりからそうやってもう準備をして、それで一気にやってしまうというようなことができているということなのです。これから、また新たなオミクロン株の変異が始まっていますので、今度は4回目の接種だとかというふうな形になりかねないのです。今香港なんかでは大流行して、また4回目接種だとやっているようですけれども。そういったようなことを、先を読めばやらなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はできるのですか。そういうことが可能なのかどうかというのをまずお聞きしたいと思いません。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（西浦俊行） まず、接種を進めるに当たって大きな調整等が必要な点が2点あるかなと思います。1点目がまずワクチンの確保ということで、正直先まで、例えば一月先にどれだけ入ってくるとか、なかなか見えづらい状態の中で進んでいきますので、計画を立てる上で、ワクチンがどのような間隔でどれだけ量が入っているかということを確認をしながら進めている状況があります。それから、もう一点が接種体制という意味では近隣の医療機

関さん、町内医療機関さん、特に比企の医師会さんと協議を重ねていながら、その接種の体制を組んでおりますので、そういったところで調整を図っている部分がありますので。医師会さんのほうでもなるべくそういった、早くということでご協力いただいているところであるのですが、そういった部分を詰めていながら、現状ではできる限り早めたというところではございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） それでは、可能なのですね。要するに今回やりましたけれども、これを例えば6か月前倒しでやるということは可能だったのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁させていただきます。

ワクチンにつきましては、国のほうの支給につきましては当初の予定どおり8か月経過のペースで配分を決めておりましたので、ほかの自治体がどのような形でワクチンを確保したのか分かりませんが、町としましては少なくとも1月中に始めるようなワクチンの供給の計画では国からは示されておりませんでした。4月分までの供給量が見込めましたので、今でしたら十分可能ですが、当初1月の段階でその予定が組める状況ではなかったということだけお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） どうやってワクチンを、要するに国が示したとおりではなくて、私たちの自治体、町ではもっと早めるべきだというふうに考えれば、もっと供給があるのではないかなというふうに思うのです。そういったところをもうちょっと研究して、できれば今回もそうですけれども、高齢者の方に重症化や死亡者が多いわけですから、今後その辺本当に検討していただいて。やはり国にもどンドン文句言って、何だ、これはという話をどンドンしていかないと、本当に町民の皆さんの命守れない状況になるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、65ページの予防費なのですけれども、ちょっと私も忘れたのですけれども、インフルエンザというのは補助はないのでしたっけ。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁させていただきます。

インフルエンザにつきましては、高齢者インフルエンザのみ補助が予定されています。ただし、今回当初予算のほうには、当初予算の組み方なのですけれども、今回ほかの子宮頸がんワクチン等の予防接種等もあった関係で今回の当初予算には載ってございませんが、9月の補正でいただこうかなと、こちらでは予定しております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） これまでどおりの補助で、要するに受ける側は幾らの負担でしたっけ。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁させていただきます。

65歳以上の方、1人当たり1,500円の自己負担で、あとの金額については町が補助するという形になります。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） この自己負担について、いろんな要望があるのですけれども、ほかのところでは1,000円で受けられるとかいうような話が聞こえてくるのですけれども。それは財政問題だけなのですか。要するにお金がないので、うちでは1,000円では受けられませんよという話なのか、それとも何か別な理由があって1,500円なのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁させていただきます。

高齢者インフルエンザにつきましては、おおむね50%から55%の方が接種を受けられております。自己負担金額については一番最初、当初始めるときに近隣と協議しながら比べながら始めたとは思いますが、その後ほかの市町村が安くしたり、高くしたりという部分があった中で、町としましても1,500円という形でやってきたのですが、その金額が適正かということにつきましては、町としては自己負担、受益者負担という考え方からこれが適正であるという考え方でやってまいりました。これについてはご要望等を伺いながらまた検討させてもらえればと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 近隣が安くしていると、あそこでは何で1,000円なのだと。うちは何で1,500円なのだというお話ですので、よろしくお願したいと思います。

続いて、51ページなのですが、デマンド関係なのですけれども、今年齢などの条件が登録には必要になっているというふうに思うのですが、年齢条件というのは何か根拠があってそうなったのでしたっけ。要するに足がない方についてはそれを保障するという立場ではなかったのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島がただいまの阿部委員さんの質問にお答えさせていただきます。

一応デマンドの登録の条件として基本的には65歳以上の方という条件がございますが、いわゆる65歳以下の方で免許証がない方や、交通弱者の方も要望いただければ登録をできるようになっておりますので、そのときは窓口でご相談いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） では、ちょっとこの65歳以上というのを外してもらうわけにはいかないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 基本的には、65歳以上の高齢者の車のない方の交通手段ということで始めたものでございますので、65歳以上というのは取りあえず置いておかせていただきまして、それ以下の方につきましては、個別に足がないという相談をいただければ、対応させていただきたいと思っておりますので、当面はこのままで運用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） では、今の答弁をそのまま、65歳以上の次に、なお、こういった方もできますよというふうに追記してもらえれば優しいのではないかなと思うのですが、お願ひします。それよろしいですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

デマンド交通の使用の制限というか、利用の要件につきましては基本的には先ほど宮島が申したとおり65歳以上、それから交通弱者ということで運転の手段を持たない方ということであつているわけですが、実施要綱あるいはホームページ等で掲載している周知の文言につきましては、そういった方も対象ですよということは示させていただいておりますので、ご相談いただければ該当する方については会員にはなれることとなっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） よろしくお願ひします。

次に63ページの保健センター業務についてお聞きしたいのですけれども、今埼玉県の要請によって様々な業務をやるような形になっているのかなと思うのですが、その辺の今後の保健センター業務がこれまでと変わっていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁させていただきます。

特に国や県からそのように改めて示されておられません、地域保健、要するに市町村、自治体ごとの地域保健を担う場として保健所から分離したという形、業務が町に移管されたというのがこの保健センターができた経緯かなとは思っているのですけれども。改めてそれにプラスして何かをということについては具体的な要請等は特に来ておりません。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 今回この感染が拡大した中で、要するに保健所の業務を保健センターで一定肩代わりしたということではないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁します。

県との協定を結びまして、保健師を保健所に派遣をするということというのは1月からやっております。そのほか、あとは現在やっておりますのが、コロナ患者の方の自宅療養者に対して、パルスオキシメーター、これが人数が増えた関係で配布がなかなか難しいということで、ご家庭にお届けする配布業務を県から委託を受けて、その協定の中で委託を受けたものを行っているという状況です。こちらとすればあくまでも一時的にはお手伝いというような感覚でやっております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 今こういったような感染拡大の中で保健所業務が体制が弱くてそういったことになっているということで、保健センターがなぜそういったこともやらなければいけないのかなんていうふうにも逆に思うのですけれども、非常時だみたいな話で、いつも非常時にこれからなるのかなと思いますが、本当はそういったような、保健センターとしては対応していかざるを得ないというふうに思いますけれども、体制の強化というか、何か考えていかなければいけないのではないのかなと思うのですが、その辺はお考えありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、答弁します。

私見にはなっていますが、あくまでも医療行為等は保健センター業務ではありませんので、あくまでもあれです。ただ、感染症に関する基本的な皆様の意識が高まりますと、予防接種とかそういう業務についてさらに増えていく可能性があるかなとは思っております。なので、職員のスキルアップですとか、そういう部分については今後も、今はなかなかコロナ禍で研修等も実施はできないのですが、そういうものを実施しまして対応できるような形になればなというふうには考えております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 県全体の保健所体制の問題にも通じると思うのですけれども、ぜひ保健センターとしての役割というのをもう一度改めて考え直すときかなというふうにも考えて。

次の質問は58ページなのですが、いいですか。

○委員長（吉野正浩委員） はい。

○14番（阿部弘明委員） 58ページの緊急通報装置なのですけれども、これはあれですか、消防署とか、すぐ緊急に連絡できる装置のことなのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 睦） 健康福祉課、高齢者福祉担当、武内より阿部委員の質問に答弁させていただきます。

さようでございます。緊急時の対応が必要と認められる方が急変した際に緊急通報のボタンを押していただくことで、直接比企広域消防本部へ連絡ができるように緊急通報装置を自宅の電話機に設置するものになっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 今幾つくらいこれ装置をつけられている方がいらっしゃるのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 睦） 答弁させていただきます。

令和3年2月現在で43名の方が設置されております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） この通報装置が、これはどっかにくっつけておくやり方なのですか。例えば玄関だとかに置いておくのだよね。ところが、独り住まいの方で、それを押すまでにいかないという事例がこの前あって、困ったのですけれども、これって携帯しているというのもあるんですけども、要するにそういったような身近に持っていないと、そういう方々、いざというとき本当に危ないわけですから、そういったような仕組みというのは考えられないのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 睦） 答弁させていただきます。

利用者の方には電話機に設置する大きい機械のものと、ペンダント式のものを配布させていただいております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。では、ぶら下げられるのもあるということですのでよろしいのですね。分かりました。ありがとうございます。

続いて、67ページ、環境課だと思いますが、河川の調査というのはどのようにして、どういった調査を行うのか教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 河川の調査については9項目について業者に委託して行っております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

次は、環境課なのですけれども、69ページ。ごみカレンダーについてなのですが、これの配布に

ついて、今自治会にお願いしてやっているということで、ところが、自治会については、要するに自治会に入っていない人にはこれ配布しないと。自治会に入っている人の数しか来ていないというような話なのですけれども、自治会に入っていない人にもこれ配らないと、ごみの出し方が分からないのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 自治会に入っていない方ということで、回覧を使って環境課でも配らせていただいています。確かに自治会に入っていない方には窓口に取りに来ていただいている形を今取っております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 自治会に入っていない方にやっぱりごみの出し方を周知する必要があるというふうに思うのです。そこは分かると思うのです。自治会にお願いして、自治会に入っていない人にもごみの出し方を徹底してもらうということは必要なのだと思うのですけれども。ちょっとこれ検討してください。そういったようなことなので、ぜひご検討お願いしたいということ。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問の途中ですが、暫時休憩としたいと思います。再開は午後1時とします。よろしく願います。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

ここで少しお願いがございます。議場内でのスピーカーの声の聞き取りが皆さんちょっと悪いというお話がございます。質問及び答弁をする場合は、極力マイクに口をつけてお願いしたいと思います。ボリュームはハウリング起こすので、これ以上上げられないそうですので、その辺ご協力をよろしく願います。

先ほどの北堀委員の質問に対して、教育委員会事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 北堀委員の午前中の埋蔵文化財包蔵地の数とかということで、質問に教育委員会事務局文化財保護担当、市川がお答えします。

滑川町内では、埋蔵文化財包蔵地の指定が370か所あります。悪戸遺跡もその中の一つでございます。この指定の仕方は、簡単に言いますと、町のほうで全町を悉皆調査ということで全地域を調査いたしまして、町のほうでその文化財包蔵地は指定しております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） それでは、続きまして教育委員会のほうなのですけれども、中学校の、前一般質問させていただきましたが、体育着についてのリサイクルは今どのような状況になっていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

既存の体育着につきましても使用は可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） では、学校のリサイクルのやり方というか、どんなふうにしてやっているのかというのは現状はつかんでいないということでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） 現状について把握してございません。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） ぜひ現状について把握をしていただき、リサイクルを進めるということでしたので、どのように進められているのか、つかんでいただければというふうに思います。それはそれでよろしいです。よろしくをお願いします。

続きまして、98ページの預かり保育についてですが、今現状はどのような形でしょうか。預かり時間とかについてはどんなふうになっていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問につきまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

滑川幼稚園で行っております預かり保育についてということで、現在が、まず平日につきましては、幼稚園の教育時間終了後から17時半、5時半まで、預かりを行っております。それから、休日であったり、夏休み期間中につきましては朝の8時半から同じく午後の5時半まで預かりを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。お願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） この時間の拡大について要望が出ているのですけれども、その辺については検討されていますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川が今の阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど贄田のほうでお答えしましたが、平日の朝の預かりについても8時半から、教育時間が始業開始するまでの間、希望者については預かりのほうを実施させていただいております。預かりの時間の延長ということなのですが、恐らく5時半以降の延長という形になるかと思えます。それについては、職員のシフトの関係ですとか、家庭の方の要望、またその人数等の把握をして時間の拡大ができるかどうかということを考えていきたいというふうには思っています。ただ、先ほどもお話ししたとおりシフトの関係、職員の配置の関係もございますので、すぐすぐの対応は難しいかなというふうには考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） せっかくの預かり保育を実施されたわけですから、やはり時間についてはもう少し延長必要かなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、108ページ、学校給食についてですけれども、これで通年で谷津田米を使うと。幼稚園から中学校までということをお聞きいたしまして、大変よいことだろうというふうに思ひます。この谷津田米を改めて使う意義、使うというか、にする意義というのを私はもう少し、地産地消というだけではなくて、要するに安全な食を子どもたちという考えが基本的にはあったのだと思ひますので、そこをもう少しちゃんと言ってあげないと分からないかなと。低農薬で有機肥料を使うということを改めてそういうふうに思ひますけれども、そのようなお知らせというか、そういったことはやっておりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願ひます。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

一昨年ですか、阿部委員のご提案から始まった、この谷津田米の提供でございます。今現在、今年については年2回提供いたしまして、来年度の新米の時期以降からは谷津田米が通年で提供できるような形で、今産業振興課、それから谷津田米の生産組合の方と協力しながら取組をしているところでございます。谷津田米の提供の意味でございますが、今阿部委員がおっしゃったとおり、地産地消、加えて安全な食の提供ということに加えて、滑川町で作っている、町の基幹産業である農業、その中で作っている町のブランド米、これの意味、それから谷津田米の作っている方々との触れ合い、関わりとかも併せて子どもたちに知っていただきながら給食を食べていただければなというふうに思ひます。また、そういった機会、子どもたちにそういうことを伝える機会も今後設けていきたいというふうに思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願ひます。

○14番（阿部弘明委員） よろしくお願ひします。

もう一つ、先ほど通学路問題がありましたけれども、うちの近所の宮小から信号のところまで降りてくる中学生の自転車の暴走が止まらないと。住民の方は非常に危険に感じていらっしゃるのですけれども、そこは何か仕掛けを作る必要があるのではないかなと思うのですけれども、何かお考えありますか。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（岩田信之） それでは、教育委員会事務局学校教育担当、岩田より阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

自転車通学の子、町内大変多いでございます。事故等も起きておりますし、今ご指摘のように安全対策については要望もあるところでございます。学校、特に中学校では自転車の安全教室等も開いて交通安全指導のほうを行っております。学校における安全指導をより一層充実していく必要があるかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 「危険」だとか、「スピード出すな」とか、標識とか何かするとか、いろいろ検討していただきたいということです。それは要望ですから、よろしくお願いします。

続いて、福田小学校の、先ほどもお話が出ていましたけれども、地域とともに教育、子育てやっていくというのは非常に先進的なお話だというふうに思います。先日も自治体問題研究所がこちらで聞き取りをされて、今埼玉県は特に多いのですけれども、学校の統廃合がどんどん進んでいます。隣の嵐山では5つある小中学校を1つの、要するに小中一貫校にしてしまうというようなことまで今計画が進んでいるようです。こういったことを私たちは本当にこれで教育ができるのかというふうに思うのです。それで、よく言われているのが中1ギャップだとか何と言って、少人数校だといろいろ教育が進まないのだみたいな話がされることもあって、そういったようなデメリットだけが強調されて、やはりこの少人数校をどうやって守ったり、またやっていこうかということを経理長を先頭に検討されているというふうに思います。それで、ちょっとお聞きしたかったのは特認校という、いわゆる学区関係なく、そういった特色のある学校をつくっていくというような形だと思っておりますけれども、その構想について教えていただければなというふうに。今後この町でどのようにそういった方向を目指していくのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（吉野正浩委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

教育長、答弁をお願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

現在比企地域、統廃合の大きな問題で、これは児童生徒数の大きな減少ということで大きく課題になっているところだと思います。本町も実際、児童生徒数は今後増える見込みなのですが、ただ地区別に見ていくと、今までもお話をさせていただいたとおりに、福田小学校についての児童数は

減っていきます。ただ、減っているからなくすとか、そういうふうには考えておりません。ただ、やはり教育ということで、確かに以前は教え込みの教育ということをやられて、ある程度知識も固定化されました。よく例に出されるのが、今「鎌倉殿の13人」やっていますけれども、私たち世代は「いい国つくろう鎌倉幕府」なんて覚えさせられましたけれども、本当に1192年に鎌倉幕府が制定したというのは今は教科書に載っていないという状況で、どんどん新しく知識が変わっていく中で、いろんな人と関わりながら教育を進めていくということで、教育のそのものを考えていくと、どうしたほうがいいのかということが一番の焦点に当たればいいと思っています。ですので、今後も含めてですけれども、人数が少なくなったから簡単に統廃合しようということではなくて、やはり子どもたちのことを考えて、その時期にできることを最善を尽くしながらやっていくということで、今は一つ、やはり福田小学校のほうが子どもが減ります。これ以上減っていきますと、例えば今いろんなところで問題になっているのは、複数の学年で人数が減ってしまうと複式学級、いわゆる2年生と3年生とか3年生と4年生で1つのクラスをつくらざるを得なくなります。そういったことになりますと、なかなか教育というのも難しくなってくるという状況もありますので、そういったときの対応も考えつつ、今は地域とともに魅力ある学校をとにかくつくって、それで一つの手段として特認校という制度もございますので、その辺も活用しながら福田小学校をより充実した学校にしようということで、今教育委員会としてはそのようなふうを考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。時間になりましたので、終了いたします。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これで、文教厚生常任委員会の所管事項の質疑を終了します。

以上をもちまして一般会計予算についての全ての質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

説明員の皆さんには大変ありがとうございました。

説明員の交代をお願いしますが、暫時休憩とします。再開は午後 1 時30分とします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 （午後 1 時 1 7 分）

再 開 （午後 1 時 2 8 分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

◎議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第22号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第22号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について、お許しをいただいておりますので、着座にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、提出議案であります国民健康保険の予算説明は本会議において一度行っておりますので、主な項目について読み上げをさせていただきます。それでは、135ページ、歳入歳出予算事項別明細書からご説明をいたします。令和 4 年度国民健康保険特別会計の総額は歳入歳出それぞれ16億7,848万8,000円で、前年度比5,742万8,000円の増、率にして3.5%の増減、増額予算となっております。歳入についての増減を見ますと、款 1 国民健康保険税、款の 6 県支出金、款10繰入金をそれぞれ増額し、繰越金は減額となりました。また、136ページ、歳出では、款 2 保険給付費において保険医療費支払いの増加が見込まれるための増額となり、款の 3 国民健康保険事業費納付金については、県が行った被保険者 1 人当たり保険税必要額算出額が増加したことにより増額の予算計上となっております。

それでは、歳入の主な項目についてから説明を申し上げます。予算書の137ページをお願いいたします。款の 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は本年度予算額 3 億7,558万6,000円で、前年度比1,034万6,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、国民健康保険者数は減少しているものの、県が算定いたしました被保険者 1 人当たりの保険税必要額の増加による予算計上となっております。

次に、138ページをお願いいたします。下段の款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等

交付金でございますが、本年度予算額12億829万1,000円を計上いたしました。前年度比3,855万8,000円の増額となります。内訳としましては、節1普通交付金に11億8,463万円で、前年度比4,829万3,000円の増額となります。次の節2特別交付金は2,366万1,000円で、前年度比973万8,000円の減額となりました。

次に、139ページの中段の款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額7,448万円を計上し、前年度比1,008万4,000円の増額となります。こちらは法定の負担率で、一般会計から繰入れを行います。

次のページ、140ページの中段、款11繰越金ですが、前年度とほぼ同額の本年度予算額1,800万円を計上いたしました。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明いたします。142ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費として総額で本年度予算額594万7,000円を計上いたしました。前年度比35万1,000円の増となります。主なものとして、節12委託料のうち、共同電算処理委託料161万2,000円、レセプト点検委託料に90万3,000円を計上しております。

次に、その下段、項3運営協議会費ですが、本年度予算額39万7,000円を計上いたしました。前年度と同額になります。

続きまして、143ページの下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、目1一般被保険者療養給付費に本年度予算額10億1,285万1,000円、次の144ページ、目の3一般被保険者療養費に本年度予算額1,191万8,000円、目の5審査支払手数料に本年度予算額217万8,000円の計上でございます。合計いたしますと、前年度比4,294万6,000円の増額となります。増額の要因といたしましては、前年度実績で医療費が伸びておりまして、医療給付費の増加が見込まれるためとなります。

続いて、その下段、項の2高額療養費でございますが、目の1一般被保険者高額療養費に本年度予算額1億5,727万4,000円の支出見込みとなりまして、前年度比534万6,000円の増となっております。こちらも増額の要因は保険診療費の増加に伴い、支払い額の増加が見込まれるためでございます。

次に、ページめぐりまして146ページ、項の4出産育児諸費のうち、目1出産育児一時金に630万円、項の5葬祭諸費では葬祭費に150万円、項の6傷病手当諸費にあつては傷病手当金に28万1,000円を計上いたしました。

次に、147ページ、款の3国民健康保険事業費納付金でございますが、項の1医療給付費分のうち一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金に3億104万円、次の項の2後期高齢者支援金等分のうち一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金に1億565万8,000円、148ページ、項3介護納付金分、介護納付金分国保事業費納付金に3,825万2,000円を計上いたしまして、これら3つを合算した納付金額4億4,495万2,000円を埼玉県へ支払いを行います。前年度比1,035万1,000円

の増額となります。なお、滑川町は県の納付金算定の結果、約1,400万円の激変緩和措置が講じられており、これを差し引いた後の納付金額となっております。

続いて、下段の款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費に本年度予算額505万8,000円を計上いたしました。主なものは149ページ、節の18負担金、補助及び交付金、人間ドック補助金に400万円を計上し、利用者の負担軽減を行います。

また、目の2保養事業費に予算額235万1,000円を計上いたしまして、主なものとして、保養所利用補助金に90万円、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に143万円の支出を見込んでおります。

最後になりますが、下段の項の2特定健康診査等事業費につきましては、健診のための費用として1,619万7,000円を計上いたしました。来年度におきましても被保険者の健康保持増進を図るため、特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいります。

以上をもちまして国民健康保険特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いたします。

町民保険課説明員につきましては自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本と申します。よろしくお願いたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 年金国保担当、波多と申します。よろしくお願いたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 年金国保担当、厚目と申します。よろしくお願いたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上の4名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質問ありませんか。

上野葉月委員、質問席へお願いします。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。よろしくお願いたします。

歳入ですと139ページ、そして歳出ですと146ページにある出産育児一時金についてお伺いします。

出産育児一時金630万円計上されているのですが、これは何人ぐらいが対象となる見込みなのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より上野葉月委

員さんのご質問にお答えしたいと思います。

1人当たりの出産育児一時金の給付が42万円となっております。42万円掛ける15件ということで630万円の予算計上とさせていただいております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 今年度の実績は何人になりますか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答えいたします。

令和3年度の今現在の実績ですが、13件となっております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 令和2年度の決算書を見てちょっと感じたのですが、その年度が462万円で、この一時金を出す人数の傾向というのは比較すると増えている傾向にあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

年度によっては800万円近い額にいくこともありまして、ちょっと増加しているとか減少しているとかの傾向というのは見当たらないところでございます。このため、今年度実績を基に当初予算組ませていただいたのですけれども、年度の増減によりまして、また令和4年度中に補正のほうを組ませていただく可能性もありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上となります。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

この額で、当初予算として満額で見込んでいるのか、それとも補正を見込んでこの額なのかどうなのかなというところでお聞きしました。でも、昨年度実績を見込んでこの人数ということで、今のところこれで満額というか、この額で進めているということで承知しました。

それから、その下の項目の出産育児一時金支払手数料というものののですけれども、これが5,000円だけ計上されているのですが、令和2年度ですと、もう少し大きい額があるように見えるのですが、この一時金支払手数料、どういう仕組みでこの手数料というのが必要になってくるのかについて説明をお願いします。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より上野委員さんのご質問にお答えします。

こちらの手数料でございますけれども、出産育児一時金というのは一旦こちらのほうで申請していただくのですけれども、実際の金額の決定につきましては、国保連合会のほうで審査していただく形を取っております。そのため、その件につきまして、1件当たり210円の手数料を国保連合会にお支払いするというので、その予算額となっております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

出産育児一時金、その支給のタイミングをどうするかという議論が昔あったように思うのですが、現在この出産育児一時金というのは出産をする方からとってみると、どのタイミングで実際自分の手に入る流れになっているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多が答弁申し上げます。

被保険者の方には病院から請求があったときに42万円を引いた金額が請求されますので、実際のところは病院から請求があったときということになります。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 実際のところ出産育児一時金という名前はついているけれども、いわゆる妊婦さんに直接このお金がでは42万円いくかということ、そういうことではなくて、医療機関とのやり取りの中でその金額が相殺される。以前は何か一度払わなければいけないような仕組みだったようにも記憶しているのですが、今はそれはなくて、42万円がその方にかからないというか、かからない。手元にそのお札がいくということはない代わりに、この金額を一時的に負担する必要もないという流れでいいのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） はい、そのとおりでございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

私からの質問は以上です。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

井上委員、質問席へお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 1点だけ質問させていただきます。

これいつも私質問をしているのですけれども、いつも気がかりというか、どの程度になったのかなと思って多少変化があるのかなということで質問させていただきますが、着座にて失礼します。149ページの委託料の後発医薬品のところなのです。ジェネリック医薬品についてですけれども、

この後発医薬品の利用差額通知書作成委託料のところは僅かですけれども、1万6,000円計上されておりますが、これを委託するわけですけれども、このジェネリックについてはもう皆さんご案内のように、成分等、先発とは変わらないということで、これがだんだん、これを使うというか、病院へ行って何かかかったときにもお医者さんのほうからも「これはジェネリックがあるのですけれども、これ使いますか」という、そういうふうに言ってくださるお医者様ありますし、あと国保だと、私後期高齢なのですけれども、被保険者証、それが送られてきたときにもジェネリックを希望する人はこれを保険証等に貼ってくださいということで、何枚もついたシールが来ておりまして、町のほうからも恐らくジェネリックを被保険者さんに勧めてくださるようにあれを多分入れてPRして下さっているのだと思うのですけれども、後発医薬品は先発とは変わらないという、そういうことが皆さんに知られていれば、多分これを利用する人も増えてくるのではないかなというふうに思っております。この利用差額通知というか、これを作成するというは医薬品、先発と後発を利用したその差額かなというふうに思うのですけれども、これについて説明をお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

ジェネリック差額通知につきましては、先発医薬品をご使用になりました方を対象に、ジェネリックにすれば幾ら得という大変な言い方ですけれども、金銭的な負担が減りますよといった内容の通知になります。こちらのほうを出させていただいております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） それは対象者に、被保険者皆さんに出しているということですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

被保険者全員ということではなくて、先ほど申し上げました先発医薬品をご使用になった方、その方を対象を絞らせていただきまして通知を差し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） そうしますと、これは先発に対して後発を利用した方ですね。そうしますと、大概の委託料が、同じような額が毎年計上されていると思いますが、これについてはあまり利用する人が少ないということですか。変わらないということでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より申し上げます。

その年によってあんまり変動はないというところが現状かと思います。ただし、ジェネリックの医薬品の、あくまで数量シェアでございますけれども、令和3年度中も82%ジェネリックということで、かなり浸透しているところです。うちのほうで平成30年度からデータヘルス計画というのを策定しておりまして、そこでの数量シェアの目標値が80%ということになっておりまして、今2%程度ですけれども、その目標を超えているところでございます。年々ジェネリックのほう浸透してきているのかなといった感触でございます。今後につきましてもさらにジェネリックのほうをお使しいただきまして、少しでも医療費の削減に努めていけたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） ただいまの説明ですと、目標80%を2%以上をクリアしているという、そういう答弁で、本当にこれはよかったなと思いますけれども、そうしますと、この利用した人数というのは大体、今のところだとトータルで、お分かりになります。

○委員長（吉野正浩委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時53分）

再 開 （午後 1時53分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） すみません、その件数につきましては、今現在この場では把握しておりませんので、後ほどお知らせさせていただければと思います。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） 80%クリアしている高数値というか高い数字ですよ。このパーセンテージが出たということは、人数が多分増えているのだと思うのですけれども、およそというか、この82%というのは後発医薬品を利用した人たちなわけですよ。そうしますと、この82%が出ているということは大本にこの人数がいるからこの82%が出たというのですから、その大まかな数字というのはある程度あるのではないですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

こちらの82%というのが人数に関するものではなくて、医薬品の点数に関するものでございます。このため人数のほうを今現在把握していないという状況になっております。大変申し訳ございません。

○委員長（吉野正浩委員） 井上委員、質問願います。

○6番（井上奈保子委員） はい、分かりました。では、医薬品の量を先発よりも後発のほうが、使った量の率が82%だったという、そういうことですね。それでは、後ほどで結構です。どの程度の人数の人がこれを後発に替えて利用しているか、もし分かったら教えてください。大まかで結構でございます。ただいま松本さんがおっしゃったように、こういうふうな今医療給付費が大変増えているときで、少しでもこれを減らせないと、これ全部かかった人も税金払っているし、また医療費、窓口でも払うというそういうこともあるで、医療費が少なくなったほうが町民も医療費削減ということで助かって、生活の中でも一部として多く医療費にお金を使わなくてはならない人にとっては削減というのが本当に大事なことだと思いますので、それではこれからもぜひそういう意味もありまして、もっともっと、80%をクリアしたとはいえ、もう少しまだまだこれ減っていったほうがいいと思いますので、これからもこのジェネリック使用に対してのPR、そういうのを続けていってほしいと思います。それは私のお願いでございます。

それでは、私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席どうぞ。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願ひします。

まず、初めなのですけれども、県の何が増加してというような話があったのですけれども、その辺ちょっともう一度教えていただきたいのですが。県の試算とかなんかが増加をして、収入に関していえば保険者が減っているけれども、それが増加したためにここで増になっているというふうなお話だったのですが。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願ひます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁いたします。

県のほうで1人当たりの保険税必要額というのを求めているのですけれども、実はこれ毎年必要な額が変動しておりまして、今年が1人当たり11万7,995円ということで、昨年度よりかなり上がりまして、6,134円増額になっております。その増加額に基づきまして、滑川町の国民健康保険では保険税をこれだけ集める必要があるのですよという目安の金額を出してきます。それに基づきまして私たちはその国民健康保険税の予算を固めるときにその数字を使って実は保険税の予算額を決めていると、そういうことがありますので、今回その話をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願ひます。

○14番（阿部弘明委員） 滑川町は比較的若い世代が多いということもあり、また働いている方も国保に入っていない方もいらっしゃるわけで、そういった意味では国保の財政にとっては有利な町のバランスなのかなというふうな感じはするのですけれども、広域化という県単位の国保になったわけですけれども、それによる影響がここにあるというような考えでよろしいのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 申し訳ございません。阿部委員、もう一度お願いいたします。

○14番（阿部弘明委員） 今までは国保は町単独の事業でやってきたわけですが、それが県単位になって県全体の支出と収入のバランスを取るために、先ほど言われたような町への負担金について、こういった試算がされているということだと思いますが、そこは県単位になるとそういうふうになる可能性があるよという話もあったので、そういうことでよろしいのですか。負担がなぜ増えるのかということについてお聞きしているのですけれども。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 引き続き答弁させていただきます。

実は平成30年に今度は県が財政主体になりまして、先ほど阿部委員さんが申されたとおり、今度は市町村がいろいろな保健事業だとか、保険料の徴収だとか、そういったところを行うようなことになりました。埼玉県が財政の主体となってやる上で、一番県が目指しているところが保険税水準の統一を目指しているわけなのですけれども、そうしますと後期高齢者広域連合のような埼玉県統一になるわけなのですけれども、今その前段階として県も保険料水準の統一を目指していろいろ試みて、各市町村にあなたの市町村保険者はこれだけ保険税で必要な額があるのですということ示されて、各市町村の保険者がそれを基にその保険料、またはその数字が後々きっと保険料の所得割または平等割の算定のときに使われるようなことがもしかしたらあるかもしれませんので、その金額については私たちも注意を凝らして、それを納付金として毎年収めなくてはなりませんので、その金額を私たちも気にしながら仕事を今はしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 県補助金で交付金が県から出てきているわけですが、これはその関係なのですか。あと先ほどおっしゃっていた激変緩和の問題と併せて県との関係をもう少し教えていただきたい。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

先ほどから話題に上がっている納付金というものを滑川町から埼玉県に納めるわけですが、この納付金というのは埼玉県が集めたら、今度は各市町村の医療給付の状況に合わせて普通交付金として分配していく、そういったお金の流れがあります。そのほか納付金といいますと、介護納付金分は介護のほうへ回りますし、後期高齢者支援金分というのは後期高齢者医療のほうへ流れますということで、お金の流れが何通りかになるのですが、納付金のほうは普通交付金として再分配されて滑川町の医療が不足しないように措置が講じられているという内容になっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 先ほど課長さん言われた1人頭の試算については何か計算式があるのですか。要するに町の医療費がこれだけ高くなったので、これだけ上げるのですよということなどが反映されてこういうふうになっているのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁いたします。

阿部委員さんのおっしゃるとおりで、各保険者の状況に応じた算定となっております。被保険者の人数の増減だとか医療費がどれくらいかかっているかとか、これから見込みの医療給付費がどれくらい伸びたとか、そういった金額を実は複雑な計算式で県から算定した結果が来るのですけれども、私たちでもちょっと読み取るのが大変なぐらいの算定式があるのですけれども、その算定式に基づいて納付金が定められているということになります。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問をお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 後で出てくるのですけれども、医療給付がかなり上がっているのです。これがこの算定に影響しているというふうな見方なのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本がお答えいたします。

今阿部委員さんがおっしゃったとおり医療給付の状況も算定に含まれておりまして、医療費も増加傾向に実際ございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。その算定についてももう少し詳しく後でも教えていただければというふうに思います。

あと、はっきり言って町の医療費削減の努力がちゃんと反映しているのかなというふうに思うわけなのです。これだけ医療費を抑え込んだのに負担金だけがどんどん上がるということになると、何のための努力なのかなというような感じもしてくるわけなのですけれども、そういったことは無いということでは今のところよろしいのですか。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

医療費の高騰を抑えるという点では、特定健診とか予防原則にのっとった事業展開して、なるべく病気にかかっても重症にならないようにしていくのが一番の方法かと思っております。そういったとこ

ろで今後も特定健診、今コロナで受診控え等の影響も受けておりますけれども、今後一層特定健診の推進ですとか、例えば、あとその他保健事業、糖尿病性腎症の重症化予防事業ですとか、そういったものに今後も一層力を入れてまいらないといけないなどは感じております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） そこで特定健診と併せて、その前に今の新型コロナの影響で受診控えというのもあるのですけれども、しかしその新型コロナそのものの病気というか診療については、これは国保とかは関係ないのですよね。まずそこを教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 新型コロナに関しましては全額公費負担ということになりますので、基本はコロナの治療に関しては保険者、滑川町の負担というのは発生しないと解釈しております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 特定健診なのですけれども、この間の推移というか、どのくらい減ったり、去年あたりは少し持ち直したのかなというような感じもするのですけれども、どのくらいの件数、人数を教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

件数ということではなくて、受診率ということでお答えさせていただきたいと思います。平成30年度に関しましては対象者に対して41.1%の受診率でございました。次いで、令和元年度は42.6%、そしてコロナが発生して、その影響を受けた令和2年度については32.2%まで落ち込んだわけです。そして、今年度まだ確定していないので約38%ということで申し上げさせていただきますけれども、若干前年よりは回復してきたのですが、まだまだ回復していないという状です。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 同じく人間ドックについてはどうでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 人間ドックにつきましても令和2年度が152件だったのが、令和3年度171件ということで幾らか持ち直してきているところでございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） もう一つ、がん検診の受診というのは相当落ち込んでいるという話もあるのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁いたします。

がん検診は健康づくり課のほうで把握していますので、申し訳ございませんが、ここでは分かりかねます。よろしく願います。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） これから健診も進めながらなるべく医療費を抑えようという努力をされるというふうに思うのですけれども、先ほどのお話あったように、県からのそういった負担金の請求という形になってくるわけですが、現在の国保の基金というのはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答えします。

国保の財政調整基金というものがございまして、こちらの残高が約3,000万円ということになっております。令和2年度中は2,000万円だったのですが、令和2年度末に1,000万円積み立てて3,000万円の残高になったという経過でございます。今年度につきましても可能でしたらまた積立てのほうを行っていきたくと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 税務課の絡みなのですけれども、国保税が子どもの分については未就学でしたっけ、半額になった、これについては国と各自治体でそれぞれが負担するというふうな形になったのだと思うのですけれども、それについては特に影響はないですよね、その財政的な影響というのは。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

未就学児の均等割の50%軽減というのが令和4年4月1日から開始されるところでございますけれども、こちらのほうの5割軽減した分につきましては、国が2分の1出して、県が2分の1負担して、町が残り4分の1を負担するという仕組みになっております。町のほうで4分の1の負担は出てしまうところなのですけれども、令和4年4月1日から行ってまいります。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 非常に大変な財政運営だというふうに思いますけれども、また町民の皆さんにもよく特定健診など受けてもらうように、さらに目標を持っているわけですから、受診目標に

向けてぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを引き続き着座にてご説明をさせていただきます。

こちらの介護保険につきましても本会議において提出議案の説明は1度行っておりますので、主な項目について読み上げをさせていただきます。それでは、157ページ、歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。令和4年度の介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ13億522万5,000円で、前年度比4,822万5,000円の増、率にして3.8%の増額予算となっております。増額の内訳といたしましては歳入では、款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金並びに款10繰越金の増額となっております。158ページ、歳出では、款の2保険給付費、款の5地域支援事業費を増額いたしまして、各種介護サービス事業費を確保するための予算措置となっております。

歳入の主な項目からご説明をいたします。159ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、本年度予算額2億8,257万7,000円で、前年度比371万

1,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、被保険者数は伸びているものの、基金積立金の取崩しにより、第8期介護保険事業計画において保険料額の引下げを行ったことにより減額となりました。

次に、1つ飛ばしまして、款の4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、本年度予算額2億1,194万9,000円で、前年度比743万5,000円の増となっております。これは各種介護サービス費の増額を見込んだ国庫負担分となっております。

続いて、その下段、項の2国庫補助金ですが、目の1調整交付金、目の2地域支援事業交付金、次ページ、目3同じく地域支援事業交付金、目の8総合事業調整交付金、目の9保険者機能強化推進交付金、目の10保険者努力支援交付金の7項目の合計、計の欄、本年度予算額3,447万9,000円を計上いたしました。これらは国からの補助金として介護サービス事業費の費用に充てられます。

続いて、その下段、款の5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、合計で本年度予算額3億2,027万6,000円を計上、前年度比1,313万9,000円の増額となります。こちらも介護サービス事業費の費用に充てられます。

続いて、161ページ。款の6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金に本年度予算額1億6,602万1,000円を計上し、前年度比780万3,000円の増額となります。こちらも介護給付費の費用に充てられます。

続いて、162ページをお願いいたします。款の9繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、目の1介護給付費繰入金から目の5その他一般会計繰入金までの計、本年度予算額1億7,052万5,000円を一般会計から繰入れいたします。前年度比1,492万2,000円の増額となります。

次の項の2基金繰入金ですが、基金からの繰入れはありません。

続いて、163ページの上段、款の10繰越金につきましては、前年度からの繰越金として本年度予算額1億1,504万4,000円を見込みまして計上しております。

歳入につきましては以上となります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明いたします。164ページをお願いいたします。款の1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に本年度予算額272万6,000円を計上、主なものに節の12委託料、電算機保守等委託料に160万円、また項の2徴収費、目の1賦課徴収費に前年度とほぼ同額の113万4,000円を計上いたしました。

次の165ページ、項の3介護認定審査会費ですが、目の1介護認定審査会費に本年度予算額507万5,000円、目の2認定調査費等に366万1,000円の計上となります。主なものは上段の節18負担金、補助及び交付金に比企広域市町村圏組合負担金として507万5,000円、下段、節11役務費、主治医意見書手数料に280万円となっております。

次に、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費でございますが、目の1居宅介護サービス給付費に本年度予算額3億8,578万円、目の3地域密着型介護サービス給付費に2億920万8,000円、

次のページの目の5施設介護サービス給付費に4億1,300万円、目の7居宅介護福祉用具購入費に160万円、目の8居宅介護住宅改修費に470万円、そして目の9居宅介護サービス計画給付費に4,800万円を計上しております。サービス費全体で前年度比4,158万9,000円の増額となりました。

続いて、167ページになりますけれども、項の2介護予防サービス等諸費でございますが、こちらは介護予防のための給付となっております、先ほどとほぼ同様に目の1介護予防サービス給付費から、目の7介護予防サービス計画給付費までの5つの介護予防サービスがあります。合計で168ページ上段、本年度予算額3,020万円を予算計上しております。全体では前年度比285万9,000円の増額となっております。

続いて、169ページになりますが、項の4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費ですが、本年度予算額2,360万円を計上いたしました。こちらは介護サービス費の支払いが一定額以上の高額になった場合に超過分を利用者に支給いたします。前年度比245万円の増額となります。

次のページの170ページの中段、項の6特定入所者介護サービス等費でございますが、目1特定入所者介護サービス費に本年度予算額4,210万円を計上しております。前年度と同額になります。こちらは介護施設サービスを利用した場合に自己負担の限度額が設定されており、これを超える利用額を補助するためのものがございます。

続いて、その下段、款の5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、目の1介護予防・生活支援サービス事業費の主なものとして、節の12委託料、介護予防ケアマネジメント委託料に308万8,000円、節の18負担金、補助及び交付金に訪問型サービス事業費は要介護等に対する日常生活の支援を提供するための費用として240万円、また通所型サービス事業費は機能訓練や集いの場などを提供するための費用に1,440万円を計上し、予算の確保をいたしました。

続いて、172ページ、項の2一般介護予防事業費、目の1一般介護予防事業費に本年度予算額317万9,000円を計上し、節の7報償費、講師謝金222万6,000円は、うた声サロン、包括憩いの場、いきいき健康体操教室等に使われます。また、節の12委託料、一般介護予防事業委託料82万5,000円はいきいきサロン、元気アップ教室等の開催の費用に充てられます。

次の項の3包括的支援事業・任意事業でございますが、こちらは地域支援事業の中で7つの各種事業を行っております。目の3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に本年度予算額105万2,000円、目の5在宅医療・介護連携推進事業費に本年度予算額147万8,000円、目の6生活支援体制整備事業費に本年度予算額184万9,000円、目の7認知症総合支援事業に本年度予算額23万8,000円、目の8地域ケア会議推進事業費に本年度予算額26万6,000円、目の9家族介護支援事業に予算額59万4,000円、目の10その他の事業に予算額60万5,000円を予算計上しております。合計額は前年度とほぼ同額の予算となっております。

最後になりますが、176ページをお願いいたします。中段の款の6基金積立金のうち、目の1介

護給付費準備基金積立金でございますが、前年度と同額の4,673万4,000円を予算計上いたしました。今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、介護保険料の抑制、保険給付費及び地域支援事業費を賄うための資金として基金積立金により準備を進めてまいります。

以上で令和4年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

町民保険課説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・介護保険担当（鷲峰 怜） 町民保険課介護保険担当の鷲峰と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上の3名で説明員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 次に、木村健康福祉課長より説明員の紹介をお願いします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長の木村でございます。

説明員につきましては、自己紹介をさせていただきます。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 健康福祉課高齢者福祉担当の武内と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席へどうぞ。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問をさせていただきます。

ページ数で言うと174ページの地域支援事業についてなのですが、下のほうに成年後見人等報酬で、一応枠が取ってある形になるのですが、この成年後見人というものについて、事業の中ではどのように組み込まれているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 健康福祉課高齢者福祉担当、武内より上野委員さんのご質問に答弁させていただきます。

こちらは身寄りのない判断能力の不十分な認知症の高齢者の方が成年後見人制度を利用する際、助成金を交付するものとなっております。対象となる方が身寄りのない方になりますので、町長申立てをした方に限るものとなっております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。条件として身寄りのないというところをおっしゃったのですけれども、その成年後見人制度自体は身寄りがないことは条件ではないと思うのですが、それはこの制度の中での位置づけということになるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 答弁させていただきます。

滑川町で行っている成年後見利用援助事業という事業になりまして、そちらの利用援助事業の対象者が町長申立てをした方になっております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問をお願いします。

○5番（上野葉月委員） そのようなケースもあるかと思うのですけれども、例えばケアプラン等をつくる事業の支援事業等を考える中で身寄りがないという条件に該当しなくても、この方は成年後見人制度を利用したらいいのではないかなというような方がいらっしゃるような場合、その利用へつなげていくというようなことはなされているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 答弁させていただきます。

近年成年後見に関する相談の件数のほうは年々増えております。特に最近ではご家族、ご親族による申立ての相談が増えております。町としましてもご親族の申立てに関しても書類の作成の申立て支援等をさせていただいております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） そういう例もあるということで、大体でもいいのですけれども、実績として例えば今年どれくらいそのような相談件数や、そういう支援につなげたような例というのは何件くらいあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 答弁させていただきます。

今手元に詳しい資料がございませんので、詳しい数字がないのですけれども、電話相談、あと来町して実際に一緒に書類作成をさせていただいたケースもございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） その成年後見人になってくださる方というのは、どのような方になるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 答弁させていただきます。

ご家族、ご親族がいる方に関しましては、比較のご親族内で後見人になられる方が増えております。また、弁護士さんや司法書士、社会福祉士といった専門職に後見人を依頼する方もいらっしゃ

います。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） では、この174ページの中での身寄りのない方の成年後見人というのは、町ではどのような方を任用というか、お願いしていくという流れになっているのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・高齢者福祉担当（武内 陸） 答弁させていただきます。

成年後見人の選定におかれましては、そのケースによって必要な支援の内容が変わってきます。なので、そのケースごとにどういった後見人が向いているのかを判断させていただいております。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。成年後見人制度というのがいろいろな場所に出てくるのですけれども、活用の程度はどうなっているのかなと思ってお聞きしました。

私からの質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしく申し上げます。

保険給付費の施設介護サービス給付費が相当増額されているのですけれども、これはどういった中身でしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

施設介護サービス給付費の増3,884万9,000円についてでございますが、施設サービス費の増額、近年滑川町に住所を置いたまま他市町村でサービスを受ける、いわゆる住所地特例者が増加したことに伴いまして、施設費も増加傾向にあるため増額させていただきました。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） これは前年度から比べて相当増額なのですけれども、急にそういうふうなことになったというわけですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

急にではなく毎年約4,000万円程度上がっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 他の地域へ移られて、そこでサービスを受ける方の費用を町の介護保険で支払う、それがほかのまちへどんどんどんどん行っているという解釈なのですね。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） ほかに移ったからこれが増えたわけではないですよ。要するに町の施設の中でも同じサービスを受ければ給付かかるわけですよ。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

はい、おっしゃるとおりです。町の中での施設利用者も増加しております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） とにかく施設に入所される方が多くなったという理解でよろしいですね。分かりました。

あと、コロナの関係でこの間介護認定を受けられる方の数というのは、昨年なんかは減ったのかなという感じがするのですけれども、今年度はどんな感じでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

コロナ禍に関係なく新規や変更申請は増えている傾向でございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） では、昨年も増えてきているという、そういう傾向なのですか。要するに介護認定を控えようという動きはなかったと見ていいのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

介護認定を新規で希望される方は増えております。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） その下にあります居宅介護サービス計画給付費はその計画をつくる上での増額だというふうに思うのですけれども、その施設介護サービス給付費との関係でこれが増えるということよろしいのですか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

すみません、何ページのご質問でございましょうか。

○14番（阿部弘明委員） ごめんなさい。同じく166ページの目9の一番下のところですよ。計画給付
……

○委員長（吉野正浩委員） 休憩します。

休 憩 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時43分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

居宅介護サービス計画給付費が増額になっていることについてでございましょうか。

〔はい、そうです〕という人あり〕

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） それにつきましては、施設給付費が増加しているだけではなくて、その他のケアプランの関係、給付費全体に対しての計画給付費でございまして、増加傾向にございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。

162ページの歳入の繰入れなのですけども、繰入金ということで1億7,052万5,000円という、これが消費税の交付金との関係でここに来ているだというふうに思うのですが、それでよろしいのですね。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

特に消費税と関係というのはございせん。毎年一般会計より必要な額の繰入金を要求させていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 介護保険としては一般財政からの繰入れで、一般財政のほうは消費税の交付金でここに入っているという形なのだというふうに思うのです。それで、改めてこの振り分けというとならざるけれども、この1から5まで、介護給付費繰入れからその他一般会計繰入金まで5つに繰入金を振り分けているのですけれども、これは何か根拠があるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

繰入金1億7,052万5,000円の内訳といたしましては、予算書の御覧のとおりになっておるのですが、こちらは法定負担額となっておりますので、給付費自体に全て12.5%等を掛けた額となっております。地域支援事業につきましては19.25%となっております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） ちょっと今のよく聞き取れなかったのですが、要するに実績とか、そういったようなことから、これを振り分けているということでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） おっしゃるとおりです。給付費の実績より算定しております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。どうもありがとうございました。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会

計予算の議定についてを引き続き着座にてご説明をさせていただきます。

こちらの後期高齢者医療特別会計予算につきましても主な項目について読み上げをさせていただきます。それでは、183ページ、歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。令和4年度の後期高齢者医療特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ2億567万5,000円で、前年度比3,115万3,000円の増、率にして17.9%の増額予算となっております。主な増額の理由といたしまして、歳入では被保険者の増加に伴う款の1後期高齢者医療保険料及び款の4繰入金の増収。184ページの歳出です。歳出では、款の1総務費並びに款2後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたしました予算措置となっております。

初めに、歳入の主な項目についてご説明をいたします。185ページをお開き願います。最初に款の1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料ですが、目の1特別徴収保険料、本年度予算額9,656万3,000円。続いて、目の2普通徴収保険料に本年度予算額6,743万3,000円を計上いたしました。合計で1億6,399万6,000円、前年度比2,674万1,000円の増となります。主な増額の理由といたしましては、被保険者数の増加並びに令和4年、5年度の保険料率改定により算定いたしました保険料額となっております。

続きまして、ページの下段、款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金でございますが、節の1事務費繰入金に本年度予算額131万4,000円、次の節の2保険基盤安定繰入金に本年度予算額3,375万9,000円を計上いたしまして、前年度比341万2,000円の増となっております。なお、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入れとなります。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明をいたします。188ページをお願いいたします。款の1総務費、項の2徴収費、目1賦課徴収費ですが、予算額73万4,000円を予算計上いたしました。こちらは保険料徴収のための納付書発送等の事務費となります。

続いて、項の3保健事業費、目の2保養事業費については、説明の欄、人間ドック補助金に本年度予算額140万円、保養所利用補助金に66万円の予算を取りまして、被保険者の健康増進保持を図ります。

続いて、その下段、款項目同じく後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額2億17万9,000円を計上いたしました。前年度比3,106万3,000円の増額となります。納付金につきましては、歳入の保険料徴収分並びに保険基盤安定負担金分を合わせた額を埼玉県広域連合へ納付をいたします。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願ひいたします。

町民保険課説明員につきましては、自己紹介をさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当、松本と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上の4名で説明に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午後3時5分とします。

休 憩 （午後 2時54分）

再 開 （午後 3時05分）

○委員長（吉野正浩委員） 再開します。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について

の審査を行います。

関口環境課長に説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

最初に191ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,100万円とさせていただきます。前年度比500万円の減となります。減額の主な理由は、流域下水道事業債の償還金の減少によるものでございます。令和3年度が償還のピークであり、今後減少していく予定でございます。

続きまして、194ページ、地方債でございます。流域下水道事業債の限度額として2,620万円、公営企業会計移行債の限度額を1,100万円といたしまして、合計3,720万円といたしました。

次に、歳入歳出についてご説明いたします。197ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道事業分担金100万円を計上いたしました。下水道区域外から公共下水道に接続する分担金でございます。約5件を見込んでございます。

次に、項2負担金、目1下水道事業負担金130万1,000円を計上いたしました。前年度比20万円の減となります。令和4年度に新規に公共下水道に接続する受益者の賦課によるものでございます。

次の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料1億9,050万円を計上いたしました。前年度と同額となります。下水道の使用料でございます。

次に、198ページをお開きください。2段目の款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億1,810万円を計上いたしました。前年度比350万円の減となります。減額の主な理由は、起債償還金の減少によるものでございます。

次に、款6繰越金ですが、1,283万4,000円を計上いたしました。

次の199ページの下段を御覧ください。款8町債、目1下水道事業債3,720万円を計上いたしました。前年度比460万円の減となります。内容は流域下水道事業債及び公営企業会計移行債でございます。

次に、200ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。款1総務費、目1一般管理費3,109万4,000円を計上いたしました。前年度比1,141万5,000円の減でございます。減額の主な理由は令和5年4月に向けて令和2年度から計画的に進めてまいりました公営企業会計に移行するための委託料の減額でございます。内容につきましては、節12委託料の下水道使用料徴収事務委託料711万円、公営企業会計移行業務委託900万円、公営企業会計システム構築業務委託200万円でございます。

次に201ページ下段を御覧ください。款1総務費、目1管渠維持管理費1億3,791万円を計上いたしました。前年度比454万4,000円の増となります。増額の主な理由は、人口増により下水道の汚水

処理に係る費用であります市野川流域下水道維持管理負担金の増額及び下水道マンホールポンプ遠隔監視装置の切替えによるものでございます。主な内容は、次のページ、節14工事請負費のうち下水道管渠等修繕でマンホールポンプ遠隔監視装置の切替え150万円、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道維持管理負担金1億1,950万円、節26公課費、消費税納付金で650万円でございます。

次に、款2事業費、目1建設事業費2,710万3,000円を計上いたしました。前年度比265万5,000円の増となります。増額の主な理由は、市野川流域下水道建設負担金の増額によるものでございます。主な内容については、次の203ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金のうち市野川流域下水道建設負担金2,630万9,000円。

次に下段の款3公債費、目1元金1億3,376万9,000円、目2利子2,039万円、計1億5,415万9,000円につきましては、流域下水道事業債及び公共下水道事業債、公営企業会計移行債の元金及び利子の償還でございます。

次に、204ページをお開きください。款5予備費ですが1,073万2,000円といたしました。

下水道事業については以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○環境課副主幹・下水道担当（上 武史） 環境課下水道担当、上と申します。よろしく願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 同じく環境課下水道担当、長野です。よろしく願います。

○環境課主事・下水道担当（中村 豪） 同じく環境課下水道担当、中村と申します。よろしく願います。

○環境課長（関口正幸） 以上4名で説明に当たらせていただきます。よろしく願います。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席へお願いします。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。

200ページの今進めている公営企業会計移行業務委託900万円、それから公営企業会計システム構築業務委託200万円についてお伺いします。こちらについて、公会計から企業会計に移行するところで一番大変なところというのは、きっと固定資産台帳をつくるころなのかなと私は思っているのですけれども、そこら辺も含め、どのような段階に今あるのかを教えてください。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 環境課下水道担当、長野が答弁させていただきます。

滑川町の下水道事業につきましては、ご存じのとおり令和5年4月に全部適用にて行う予定で現在進行中でして、経過につきましては令和元年度から検討着手進めてまいりまして、まず令和元年度に基本計画の策定を行いました。下水道事業が一部適用でいくのか、全部適用でいくのか、滑川町の状況を考慮してそちらの計画を策定いたしました。令和2年度につきましては、固定資産台帳を作成させていただきまして、現在令和3年度につきましては、令和5年4月全部適用に向けまして委託業務を活用しまして、今条例整備に向けて必要な情報の収集ですとか、あとはシステムを構築するに当たりまして必要な情報の構築を委託業務を同じく活用して進めているところでございます。4年度につきましては、本格的に9月議会を目標に条例関係を議案上程できるように準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 現在システム構築等を行っているということなのですが、なるべく業者さんにお任せするのではなく、町の職員の関与度を上げていって進めていただきたいなと思うのですが。例えば今回徴収漏れ等あったかと思うのですが、あの件であれば、例えば入力するときの項目を考慮していくことでミスが防げるというようなこともシステム構築の上で考えていったほうがいいのかなというふうにも思います。そのような町であった経験を生かし、そしてシステムを入れていく、そここのところに現場の意見を入れていく、そういうような流れをつくりながら進めてほしいなと思っているのですが、そのような点についてはいかがでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野が答弁させていただきます。

おっしゃっていただいたとおり、使用料の問題も含めまして、不慣れな職員が企業会計移行後、慣れない公会計システムを使うと、また誤った処理に気づかないということが予測されますので、幸い企業会計移行前、4年の4月から上下水道課として先行して企業会計を運営している水道課と同じスペースで業務を進めてまいりますし、システムについても操作、価格等を考慮しまして、現行の水道課と同じシステムを導入する予定で今構築を進めてまいりますので、そういった点で水道課のほうとミスが起きないようないろいろ話し合いをしながら、本格的に企業会計をスムーズに迎えられるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

それから、関連してもう一つなのですが、202ページ、次のページ等、下水は市野川流域下水道維持管理負担金というところで運営をしているかと思うのですが、固定資産の整理をする際

に、このような広域で行っているものと、それから滑川町独自で持っているものというようなものは資産で分かれるというようなことはあるのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野が答弁させていただきます。

市野川流域下水道維持管理負担金につきましては、こちらは日常的な維持管理費の一部となります。簡単に内容を申し上げますと、滑川町は嵐山町、小川町と共同で市野川流域下水道というものを構成していきまして、埼玉県和市野川流域下水道として県の処理場に下水を送っております。そちらの処理費用のほうがかかってまいりますので、そちらの費用を維持管理負担金として計上しております。建設的な固定資産に関するものとしましては、下の203ページ、市野川流域下水道建設負担金2,630万9,000円、こちらのほうは先ほど申し上げた埼玉県の下水処理場の機械の改築修繕等を費用負担割合に応じて負担しているものになりまして、施設利用権に当たりますので、こちらが減価償却等に該当するものと考えております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 上野葉月委員、質問願います。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。では、全体の一部負担という形で、例えばここからここまでが滑川町が独自で使用していたりとか、限られたもので使用している資産ですよみたいなものは、この202ページ、203ページに出てくるような市野流域下水道の負担金の中にはないということでしょうか。それはそこで分かりました。公営企業会計、切替えのところはきっと大変だと思うのですが、いろいろ意見を入れながら進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしく申し上げます。

202ページの消費税納付金というのが650万円出ているのですけれども、これはどういうふう試算されて出ているのでしょうか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 環境課下水道担当、長野が答弁させていただきます。

消費税納付金につきましては、使用料収入として下水道の使用料に町民の皆様から消費税をいただいておりますので、課税事業者として消費税の申告義務が生じてまいりますので、そちらの税務署に支払う消費税の見込みの額を計上しております。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問お願いします。

○14番（阿部弘明委員） 使用料が1億9,050万円見込んでいるわけですね。使用料というのは住民

から取るやつですね。その10%ではないということですか。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野が答弁させていただきます。

町民の方から預かる消費税と、町が当然工事をしたりですとか、物品の買入れ等で、消費税、別の事業者の方にお支払いするものがありますので、そういったものを通算して差し引きして残ったものを最終的に町の消費税の納付額として納めますので、単純に使用料収入全額に消費税10%を掛けたものではないというものになります。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） そうなのですか。では、あとの、私あんまりよく理解していないのですが、普通仕事すると、事業者は消費税、一応預り金という形になっているわけなのだけれども、必ずしも町の場合はそういうシステムではないということよろしいのですか。ほかの下水道も、浄化槽なんかもそうなのですか、そういう、ちょっと違うのですね。

○委員長（吉野正浩委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野が答弁させていただきます。

当然使用料収入等の消費税を預かっている収入によって納付額変わってまいりまして、浄化槽事業、農業集落排水事業、共に使用料収入は消費税お預かりしていますので、申告のほうは農業集落排水と下水道の2事業については、現在消費税の確定申告、中間納付等行っております。浄化槽につきましても設置基数が伸びておりまして、それに伴って使用料収入も消費税の申告義務が生じる1,000万円を超えてまいりましたので、令和5年度ぐらいから3事業につきましても消費税の納付を行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（吉野正浩委員） 阿部委員、質問願います。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。またよろしく願います。

○委員長（吉野正浩委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定についての審査を行います。

関口環境課長に説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

最初に、215ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,580万円といたしました。前年度比570万円の増となります。

次に、説明書より歳入歳出予算についてご説明申し上げます。221ページを御覧ください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、目1農業集落排水分担金280万円を計上いたしました。新規接続者の分担金4件を見込んでございます。

款2使用料及び手数料、目1使用料ですが、1,680万円を計上いたしました。伊古・広瀬地区、和泉・菅田・両表地区及び土塩地区の農業集落排水使用料となっております。

次に、款4繰入金、目1一般会計繰入金7,220万円を計上いたしました。前年度と同額となります。

次に、222ページをお開きください。款5繰越金ですが、399万6,000円を計上いたしました。

次に、223ページ、主な歳出についてご説明いたします。款1施設費、目1維持管理費4,348万1,000円を計上いたしました。前年度比272万8,000円の増となっております。主な内容は、節11役務費1,324万3,000円、排水処理施設の汚泥引き抜き費です。節12委託料1,513万8,000円、処理施設保守点検清掃業務、中継ポンプ保守業務、使用料の徴収事務委託料でございます。

次に、節14工事請負費、農業集落排水処理施設修繕工事300万円、節18負担金、補助及び交付金、農業集落排水処理施設維持管理負担金480万円は、野原・土塩地区農業集落排水施設維持管理負担金の協定に基づきまして、熊谷市に支払うものでございます。

次に、224ページの下段を御覧ください。款2農業集落排水事業費、目2施設建設費ですが、464万5,000円を計上いたしました。前年度比220万円の増となります。増額の主な理由は、新規接続者の公共ますの設置でございます。主な内容は225ページをお開きください。節14工事請負費280万円で、公共ます設置工事費新規接続者4か所に公共ますを設置するものです。ほかに節18負担金、補助及び交付金に160万7,000円、伊古第2処理施設償還補助をするものでございます。

次に、款3 公債費ですが、目1 元金3,324万5,000円、目2 利子750万円、計4,074万5,000円を計上いたしました。農業集落排水事業債の償還金となっております。

続きまして、226ページをお開きください。下段の款5 予備費ですが、173万9,000円といたしました。

農業集落排水については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。

説明員は先ほどと同じ4名でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についての審査を行います。

関口環境課長に説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

最初に237ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,010万円と定められました。前年度比770万円の増となります。増額の主な理由は、浄化槽設置工事費の増によるものでございます。

次に、240ページをお開きください。地方債ですが、下水道事業債の限度額を48万円といたしました。

続いて、主な歳入についてご説明いたします。243ページをお開きください。款1分担金及び負担金、目1設置費分担金222万6,000円を計上いたしました。公設浄化槽設置費の分担金でございます。

款2使用料及び手数料、目1浄化槽使用料1,099万8,000円を計上いたしました。浄化槽の使用料及び清掃料でございます。

款3国庫支出金、目1国庫補助金1,207万9,000円を計上いたしました。浄化槽整備事業補助金は循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款4県支出金、目1県補助金、浄化槽整備事業補助金600万円を計上いたしました。

次に244ページをお開きください。款5繰入金1,190万円を計上いたしました。一般会計からの繰入れでございます。前年度比270万円の増、増額の主な理由は、起債償還分及び人件費、公設浄化槽修繕費を補うための増額となります。

次に、款6繰越金209万3,000円を計上いたしました。

次に、245ページを御覧ください。款8町債、目1下水道事業債480万円を計上いたしました。公設浄化槽設置費用の町分担分でございます。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。246ページをお開きください。款1総務費、目1総務管理費48万7,000円を計上いたしました。主な内容は、節12委託料のうち、公設浄化槽使用料徴収事務委託料24万4,000円でございます。

下段の款2施設管理費、目1浄化槽管理費2,021万2,000円を計上いたしました。主な内容は、次の247ページ、節12委託料907万9,000円で、浄化槽の清掃及び保守点検の委託料でございます。

次に下段、款3施設整備費、目1浄化槽整備費2,516万円を計上いたしました。前年度比1,187万5,000円の増でございます。増額の主な理由は、浄化槽設置工事費及び浄化槽本体購入費でございます。内容は節14工事請負費、浄化槽設置工事費1,556万5,000円、節16公有財産購入費、浄化槽本体購入費559万5,000円。次に248ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金、転換促進奨励補助金400万円。

款4公債費、目1元金232万5,000円、目2利子45万1,000円、計277万6,000円を計上いたしました。浄化槽事業債の償還金でございます。

款6予備費は146万5,000円といたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。

説明員につきましては、先ほどと同じ4名でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（吉野正浩委員） 議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についての審査を行います。

會澤水道課長に説明を求めます。

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定について、自席より着座にてご説明申し上げます。

なお、議案の朗読については本会議の一括上程時にしておりますので、省略させていただき、前年度より変更のあったものなどを中心にご説明させていただきたいと思っております。

最初に、予算書より7ページの予定キャッシュフロー計算書からご説明いたします。7ページをお願いします。この計算書は資産や負債の増減に着目し、前年度と比較を行い、現金の動向を捉えていく役割を持っております。当初予算が計画どおり執行された場合の予定額を記載してございます。おおまかな説明をさせていただきます。表の上段左側に区分とあります。区分1、営業活動によるキャッシュフローの一番上の行には当期純利益の予定として1,111万9,000円を計上してあります。以下、区分1の合計が中ほどの行に（純額）と書かれておるところがございまして、6,997万9,000円となります。

次の区分2、投資活動によるキャッシュフローですが、大きく占めているものが表中ほどの建設改良費となります。1億5,863万6,000円の支出となっております。主に排水管路の布設工事を行うための費用です。区分2の純額としてマイナス1億1,813万7,000円となります。

区分3、財務活動によるキャッシュフローは、工事等に係る費用の借入れに係るもので、本年度は重要給水施設排水管路耐震化工事のための借入れによる資金調達を考えておりますので、収入予定額が建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入として計上されております。以下の2行の支出額については、過去の借入れ分の返済に充てる元金分、利息分となります。同じく区分3の純額として7,178万5,000円となります。

区分の1、2、3の純額の合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額となります。2,362万7,000円となり、年度末の残額として、一番下の行の現金及び現金同等物期末残高の9億4,741万4,000円となることが予定として記載されております。

次に、14ページから17ページにかけて、令和4年度の予定貸借対照表についてご説明いたします。こちらの内容は資産の部と、その対照となる負債の部、資本の部を分けて整理してあるものでございます。資産の部については14ページから始まり15ページまでです。15ページの一番下を御覧いただきたいと思います。二重下線の金額31億4,946万4,580円が資産合計となります。負債の部は16ページから17ページの中ほどまでとなっております。17ページの上から5行目が負債合計で3億1,771万8,853円となっております。続く資本の部は、同ページの6行目から下から2行目までで、資本合計は28億3,174万5,727円となっております。その下の行の二重下線の金額が、負債と資本の合計31億4,946万4,580円となります。この金額と先ほど御覧いただきました15ページの資産合計の金額、一番下の二重下線の行の合計と一致していることで、貸借が対照となっていることが確認いただけると思います。

次に、少し飛びまして、26ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧いただきたいと思います。4ページから6ページにあります実施計画書の内容を詳細に記載したものであります。主なものについて順次説明させていただきます。まず、収益的収入及び支出の表より、収入について、款1事業収益は3億7,886万9,000円で、前年度より3,104万9,000円の増額です。項1営業収益より目1給水収益、節1水道料金は水道使用者様から頂く水道料金です。3億5,795万8,000円を計上し、昨年当初より3,152万3,000円の増額といたしました。実績から想定した総配水量より有収率を93%としまして、有収水量229万4,607立米を見込んで収益を算出しております。総配水量の見込みは前年度、前々年度を参考に推計しておりますが、ここ数年は水量に大幅な影響を及ぼす事案もなく、コロナ禍による影響も多少は考えられるものの、おおむね新築等による給水世帯の増加による緩やかな自然増を原因とした配水量の変化に注目して算定を行い、9%程度の伸びを想定し計上いたしました。

次に、目3その他の営業収益、節1加入金、節2量水器取付料、節3手数料についてですが、前年度実績に基づき1,087万3,000円を計上し、昨年当初より102万8,000円の減額といたしました。最終的には昨年並みには申請件数があるものと想定しておりますが、年度当初でもあり、集合住宅の申請などが伸びていない状況などの実績を勘案した結果、若干控えめな件数を計上させていただ

ております。

次に、27ページ、項2 営業外収益です。953万8,000円で、前年比55万4,000円の増額となっております。おおむね例年どおりの算定となっておりますが、目5 雑収益については、下水道料金徴収事務受託料、農業集落排水料金徴収事務受託料が算定基礎となる調定件数の伸びにより、それぞれ28万円、1万9,000円の増額算定となったことと、新たに令和4年度から合併浄化槽の料金調定についても同じシステムにて処理ができるようシステム改修をしますので、合併浄化槽料金徴収事務受託料として同じく経費について算定し24万4,000円を計上いたしました。

続いて、支出です。28ページをお願いします。款1 事業費は3億5,836万2,000円で、前年度比1,462万4,000円の増額としました。項1 営業費用、目1 原水及び浄水費は配水場の機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用です。節3 委託料は各種点検、清掃等の費用で503万2,000円を計上いたしました。上4項目は毎年実施しており、例年並みの金額です。隔年で実施しているものもあり、令和4年度は一番下の電気計装設備点検等業務委託はそれに当たります。節6 受水費は県より水道水を購入するための費用です。総配水量の予想水量より1億6,770万6,000円を計上いたしました。先ほどの水道料金と同様の伸び率と漏水等による誤差を考慮し、11%の伸びを想定し算出いたしました。購入の単価については本年度も変動なく、1立米当たり税別61.78円です。

次に、目2 配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検、修繕等に要する費用です。昨年度とほぼ同額を計上いたしました。主なものといたしまして、次ページとなりますが、節4 委託料として一番下の項目ですが、新たに水管橋等点検業務委託を実施したいと考えており、220万円を計上いたしました。町内には水房地内の市野川を渡る水管橋が1か所ございます。和歌山県での水管橋の大規模な事故を受けまして改めて検討いたしましたが、通水後およそ10年が経過しており、目視ではこれといった老朽化を見てとることはできませんが、専門業者による点検をする場合いでもあるかと判断いたしまして実施するものです。併せて、橋梁に添架して市野川を渡る管渠3か所ございます。こちらも点検対象とする予定です。その他の委託については例年計上させていただいているもので、検満メーター取替え委託料は計量法で定められた期限を迎えるメーター数から算出しております。節5 賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託は昨年同様821万1,000円を計上いたしました。水道管渠の地図データや工事記録等の資産管理や予算決算等の会計管理を行うためのシステム表となっており、9月で5年契約の3年目の更新となります。節6 修繕費は、老朽化した消火栓や漏水等に係る管路の緊急修繕のための費用として1,080万円を計上いたしました。年度当初であるため、昨年並みの計上といたしましたが、昨今経年劣化等による漏水等の修繕も増えており、経費も状況により様々なため、予算の執行状況によって補正による予算対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

次に、目3 業務費は1,958万2,000円で、280万4,000円の減額を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に係る経費が主なものです。節1 から節4 までの会計年度任用職員に関する人件費について

任用予定がなく、科目設定のための額にしたことが昨年と大きく変わっております。その他の項目については例年に倣って算出し、計上させていただいております。

次に、30ページになります。節8委託料の1,380万9,000円ですが、検針業務委託料として昨年と同額の1,100万円を計上いたしました。毎月の水道メーター検針を検針員によって実施するための人件費が主な内容です。現在5名の検針員と委託業者から1名の派遣職員によって業務しております。その他は水道メーター検針後の料金の算定、料金の収納管理を行うためのシステムの運用費用などとなっております。

次に、目4総係費ですが、4,897万3,000円は、前年比47万3,000円の増額となっております。節2給料から節7旅費までは水道課職員の人件費、その他は庶務的経費となっており、項目によって多少の増減がございますが、例年どおりの算出に基づいたものとなっております。

少し飛びまして、32ページの中段をお願いします。節16賃借料ですが、こちらについては水道タンク内の水をタンクの外へ排出する必要が生じた際の管路を民地内に占用させていただき、下の沼まで配管している土地の賃借料で、5年分を一括で支払っております。また、その水を流すため、沼の使用料として沼を管理している管理組合に10年分を一括で支払っております。本年度はその支払い年になっているために計上させていただきました。

続きまして、33ページ、目5減価償却費ですが、配水場の建物、水道タンク、配水管渠等の構築物等の固定資産減価償却分7,072万8,000円を計上させていただきました。

項2営業外費用、目1節1支払利息及び企業債取扱諸費ですが、公的資金の企業債及び民間金融機関からの借入金に対する利息の償還分330万5,000円でございます。元金分については4条予算の資本的支出に計上してあります。

続きまして、34ページからの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に収入からです。款1資本的収入は1億6,346万1,000円で、1億5,127万8,000円の増額を計上いたしました。項1目1節1負担金は主に消火栓設置工事負担金等として910万円増の1,030万円を計上し、節合計で1,200万6,000円といたしました。例年に加え、本年度実施予定の耐震化工事の計画路線上に設置してある消火栓についても計上してあるため増額となったものです。項2目1加入金は866万8,000円を計上いたしました。加入金については先ほど説明いたしましたとおり、算定した額を3条予算収益的収入と4条予算資本的収入で半分ずつ計上させていただいたものです。

次に、今年度新たに重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新工事のため、項3目1節1企業債及び他会計借入金として1億1,417万9,000円、項4目1節1国庫補助金として2,860万8,000円をそれぞれ計上したため大幅な増額の要因となっております。補助額については対象工事費のうち補助対象となるものの4分の1になります。説明が重複しますが、令和4年度より重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく工事を行っていくための令和4年度単年度分の資金として見込んでいるものです。

次に、35ページをお願いします。支出です。款1 資本的支出は2億3,963万4,000円で、1億2,209万3,000円の増額となっております。

まず、項1 建設改良費、目1 配水設備拡張費より節1 委託料に重要給水施設配水管路及び老朽管更新事業設計委託1,400万円を計上いたしました。令和5年度に実施する重要給水施設配水管路及び老朽管更新工事の詳細設計委託料となります。節2 工事請負費ですが、重要給水施設配水管路耐震化工事費として1億5,600万円を計上しており、増額の主な要因となっております。工事費用のうち、先ほど収入で説明いたしました借入れと補助金を充てますので、本年度の持ち出しは実質1,321万1,000円を見込んでおります。その他の工事として、町道5138号線及び町道128号線の一部で民地内に布設されている管渠の移設工事を実施させていただく予定であります。町道5138号線は中尾地内、町道128号線は山田地内になります。長期計画の耐震化工事については今後も高額の工事費用の負担が継続して必要となりますが、更新の計画年度はかなり先のものであるため、計画との調整を図りながら、別件で老朽管の補修や配水管路の循環化、民地解消なども効率よく行っていきたいと考えております。

次に、目2 営業設備費、節1 量水器費ですが、新規加入者分、定期検定満期交換分の購入及び設置交換のための費用として404万1,000円を計上させていただいております。

次の項2目1節1 企業債及び他会計償還金3,908万9,000円ですが、借入償還金で、起債の元金分償還金と民間金融機関からの借入れの償還分です。前年度予算比で334万1,000円の減額となっております。

以上、水道事業会計令和4年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（吉野正浩委員） 説明が終わりました。

會澤水道課長より説明員の紹介をお願いします。

○水道課長（會澤孝之） 水道課長の會澤でございます。

説明員については自己紹介とさせていただきます。

○水道課副課長兼主席主幹・施設担当（上野 聡） 水道課施設担当、上野と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課主任・管理担当（岩田 怜） 同じく水道課管理担当、岩田と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課主任・庶務担当（野口あかり） 庶務担当の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（會澤孝之） 以上4名で説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉野正浩委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（吉野正浩委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（吉野正浩委員） 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（吉野正浩委員） 以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部、説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達せられたことに感謝とお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和4年度滑川町各会計当初予算に関わる予算審査特別委員会を閉会します。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 予算審査特別委員会吉野正浩委員長、内田敏雄副委員長はじめ、委員各位また町執行部と説明員の皆様には、2日間にわたって午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心なる質疑をいただき感謝申し上げます。この予算審査特別委員会の審査を受け、吉野正浩委員長には、この後審査報告を議場で行っていただくこととなります。

明日9日は午前10時に本会議を開き、議案審議を行います。よろしくお願いを申し上げます。本日は大変お疲れさまでした。

（午後 3時55分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月8日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員

署 名 委 員